平成30年2月宮崎県定例県議会 **商工建設常任委員会会議録** 平成30年3月12日~13日・15日

場 所 第5委員会室

平成30年3月12日(月曜日)		副委員長	外 山	衛
		委員	坂 口	博 美
午前9時59分開会		委員	星原	透
		委員	黒木	正一
会議に付託された議案等		委員	満行	潤一
○議案第1号	平成30年度宮崎県一般会計予算	委員	重 松	幸次郎
○議案第9号	平成30年度宮崎県小規模企業者	委員	武 田	浩一
	等設備導入資金特別会計予算	欠席委員(なし)		
○議案第10号	平成30年度宮崎県えびの高原ス	委員外議員(なし)		
	ポーツレクリエーション施設特			
○議案第11号	別会計予算 平成30年度宮崎県営国民宿舎特	説明のため出席した者		
○賊米州Ⅱグ	別会計予算	労働委員会事務局		
○議案第13号	平成30年度宮崎県公共用地取得		III É	净 阳
	事業特別会計予算	事務局長	川島	達朗
○議案第14号	平成30年度宮崎県港湾整備事業	調整審査課長	奥野	厚 子
	特別会計予算			
○議案第22号	使用料及び手数料徴収条例の一	商工観光労働部		
	部を改正する条例	商工観光労働部長	中 田	哲 朗
○議案第23号	道路占用料徴収条例の一部を改工する名間	商工観光労働部次長	佐 野	詔 藏
○議案第24号	正する条例 都市公園条例の一部を改正する	企業立地推進局長	黒木	秀樹
○俄米夘447	条例 おりの かんびにゅる	観光経済交流局長	福嶋	清 美
○議案第28号	観光みやざき未来創造基金条例	商工政策課長	小 堀	和幸
○議案第31号	宮崎県における事務処理の特例	経営金融支援室長	齊藤	安 彦
	に関する条例の一部を改正する	企業振興課長	河 野	譲二
	条例	食品・メディカル産業推進室長	柚木崎	千鶴子
○議案第49号	土木事業執行に伴う市町村負担	雇用労働政策課長	外山	景一
O STREET POR O A FI	金徴収について	企業立地課長	温水	豊生
○請願第24号	建設業の健全な経営に関する諸 施策の対策強化についての請願	観光推進課長	岩本	
○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す				
る調査		オールみやざき営業課長	中嶋	亮
○その他報告事項		工業技術センター所長	野間	純利
・平成30年度商工観光労働部組織改正案につい		食品開発センター所長	水谷	政美
て		県立産業技術専門校長	林	睦朗
・平成30年度り	県土整備部組織改正案について			
		事務局職員出席者		
出席委員(8)		政策調査課主幹	西久保	耕史
委 員	長 渡辺 創	議事課主査	弓 削	知 宏

○渡辺委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お 手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ しいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 きょうの進め方なんですが、労働委員会事務局はそんなにかからないかと思うんですが、商工が説明時間だけで80分程度ありますので、県土についてはあしたの朝からということで。きょうは商工までやって、いずれにしても県土はあしたということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 ありがとうございます。では、 そのように決定をいたします。

次に、審査方法についてであります。お手元 に配付しました委員会審査の進め方案をごらん ください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業、新 規事業を中心に説明を求めることとし、あわせ て決算における指摘要望事項に係る対応状況に ついても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査について であります。

今回の委員会は審査が長くなることが予想されますから、商工観光労働部については2班に、 県土整備部については4班に分けて審査を行います。そして、最後にそれぞれ総括質疑の場を 設けたいと存じます。

なお、採決につきましては、全ての審査終了 後に行うことといたしております。

審査方法について、御異議はございませんで

しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず最初は、労働委員会事務局です。当委員 会に付託をされました議案についての説明を求 めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終 了した後にお願いいたします。

〇川畠労働委員会事務局長 それでは、労働委員会事務局の平成30年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の527ページをお願いたします。

労働委員会事務局の当初予算は、1億664 万7,000円をお願いしております。前年度当初予 算と比較しますと、107万1,000円の減額となっ ております。

次に、当初予算の主な内容について御説明いたします。531ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)職員費でございますが、事務局職員9名分の人件費として7,431万5,000円をお願いしております。

次に、(事項)委員会運営費でございますが、3,233万2,000円をお願いしております。内訳といたしましては、労働委員会委員の報酬費として2,656万8,000円、労働争議の調整や不当労働行為の審査などに要する経費として93万4,000円、定例総会の開催、各種会議への参加など、その他労働委員会の運営に要する経費と

して483万円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろ しくお願いいたします。

- ○渡辺委員長 ありがとうございました。説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。
- ○重松委員 減額になりました100万でしたか、 減額の主な理由をお願いいたします。
- ○奥野調整審査課長 それでは、減額の主な理由について申し上げます。

まず、職員の人件費でございますが、約50万ほどの減額というふうになっております。また職員手当等が20万ほどの減額でございます。

あと、委員会の運営費でございますけれども、 昨年、臨時的に支出をいたしました備品購入費、 つまり言葉を変えますと、去年、特別に予算が ふえたといいますか、そのものがことしはあり ませんので、それが54万ほど減額というふうに なっております。

大きなところでは、大体以上のところでございます。

- ○重松委員 備品購入費が54万減額されたということですね。わかりました。
- **○渡辺委員長** よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 よろしいですか。

それでは、その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時8分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

次は、商工観光労働部です。

当委員会に付託をされました議案等について、 商工観光労働部長の概要説明を求めます。

〇中田商工観光労働部長 おはようございます。 商工観光労働部でございます。本日はどうぞよ ろしくお願いいたします。座って御説明させて いただきます。

本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、平成30年2月定例県議会提出議案(平成30年度当初分)及びその他報告事項について御説明をいたします。

それでは、委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。今回提出しております 商工観光労働部関係の議案の概要であります。

まず、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計予算」でありますが、平成30年度の商工観光労働部の当初予算額は、表の一番左の欄にありますとおり、485億5,355万5,000円でございます。

また、その下にあります債務負担行為の追加 につきましては、平成30年度設備貸与機関損失 補償など3件となっております。

次に、議案第9号から議案第11号につきましては、それぞれ特別会計予算について提案しているものでございます。

一番下の議案第22号「使用料及び手数料徴収 条例の一部を改正する条例」は、当部所管の工 業技術センター等における機器の新規導入に伴 う新たな使用料の設定などのほか、砂利採取計 画認可申請手数料等の改正について、所要の改 正を行うものであります。

2ページをごらんください。

議案第28号「観光みやざき未来創造基金条例」は、本県観光の活性化を図ることを目的として、 新たな基金を創設するために制定するものであります。

次に、議案第31号「宮崎県における事務処理 の特例に関する条例の一部を改正する条例」に つきましては、関連する法律の改正に伴い、所 要の改正を行うものでございます。

3ページをごらんください。

平成30年度における商工観光労働部の当初予算案の各課ごとの内訳でございます。一般会計と特別会計を合わせました当部全体の予算額は、表の一番下の欄になりますが、491億6,824万円となり、対前年度比115.0%、64億2,699万7,000円の増となっております。

前年度からの主な変動要因といたしましては、 雇用労働政策課及びオールみやざき営業課がそれぞれ事業終了等に伴いまして、約3億円の減、約4億2,000万円の減となっておりますけれども、企業振興課におきまして、みやざき農商工連携応援ファンドの終期到来に伴い、中小企業基盤整備機構からの借入金償還のために20億円を計上したことによります増、また企業立地課におきまして、いわゆるふるさと融資を活用した先端産業高度化支援事業によります立地企業への貸付金30億円を計上したことによります増、さらには観光推進課におきまして、観光みやざき未来創造基金として20億円を計上したことによります増などによりまして、大きく増加しているところでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思い ます。

平成30年度の県の重点施策に関する商工観光 労働部の事業を、新規・改善事業を中心に体系 的に整理したものでございます。 まず、1の未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化でありますが、1つ目の若者の県内定着とUIJターン促進につきましては、高校と県内企業のネットワークの強化を図るとともに、県内外の若者に対して県内企業の魅力をしつかりと伝えることにより、県内への就職促進を図ってまいります。

次に、2つ目の子育て支援と働き方改革の推進につきましては、県内企業のワークライフバランス促進に向けた取り組みを支援することにより、女性の就労促進や働きやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、その下、2の世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくりでありますが、1つ目の世界ブランドのみやざきづくりの推進につきましては、首都圏の活力を宮崎に取り込み、本県経済の活性化につなげるため、リニューアルにより情報発信等の機能を強化する新宿みやざき館KONNEを核に、本県の認知度向上や県産品の需要・販路の拡大を図ってまいります。

2つ目のスポーツと文化を生かした地域づく りの推進につきましては、国内外代表チームの 合宿誘致等により、スポーツランドみやざきの さらなるブランド向上を図るとともに、交通機 関や観光関係団体等と連携して、国内外からの 観光誘客の促進に努めます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

3の地域経済を牽引する産業づくりでありますが、1つ目の成長産業の育成加速化と県内企業の競争力強化につきましては、地域経済を牽引する中核企業を育成するとともに、自動車関連産業、医療機器関連産業、フードビジネスなど、成長産業の振興を図ってまいります。

2つ目の次代につながる新たな産業づくりに つきましては、本県の強みであります食文化を 中心に、スポーツ・ヘルスケア産業の創出に取り組みますとともに、県内企業の海外展開を支援してまいります。

続きまして、6ページをお開きいただきたい と思います。

平成30年度の商工観光労働部の主な新規・重 点事業を、宮崎県総合計画アクションプランに おけるプログラム別に整理したものでございま す。

6ページから8ページにかけまして、商工観 光労働部関連の6つのプログラムにそれぞれ関 係する事業を記載しておりますので、後ほどご らんいただきたいと存じます。

商工観光労働部におきましては、みやざき産業振興戦略に基づき、付加価値の高い産業の振興及び良質な雇用の確保に努めますとともに、みやざきグローバル戦略に基づき、海外からの外貨の獲得やビジネスチャンスの創出に努めているところでありますが、今後とも、本県経済を牽引する中核企業の育成やフードビジネスなど成長産業のさらなる振興、県産品の輸出を初め県内企業の海外展開を促進してまいります。

また、今回創設予定の観光みやざき未来創造 基金を活用いたしまして、食やスポーツ、文化 等の強みを生かした誘客に取り組み、国内はも とより海外からも選ばれる観光地みやざきとし てのブランド力を高め、交流人口の一層の拡大 と、それに伴う本県経済の活性化を図ってまい りたいと考えております。

最後に、表紙に戻っていただきまして、その 他報告事項といたしまして、平成30年度商工観 光労働部組織改正案について御説明をいたしま す。

詳細につきましては、この後、担当課長から それぞれ御説明いたしますので、どうぞよろし くお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございました。商工 観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き、説明をお願いしますが、2班に分けて議案等の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業、 新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決 算における指摘要望事項に係る対応状況につい ても説明をお願いいたします。

それでは、商工政策課、企業振興課、雇用労 働政策課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

〇小堀商工政策課長 商工政策課の平成30年度 当初予算について御説明いたします。

お手元の平成30年度歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、241ページをお開きいただけますでしょうか。

商工政策課の平成30年度当初予算額は、371 億3,767万8,000円をお願いいたしているところ でございます。下の欄でございますが、一般会 計が366億9,272万1,000円、特別会計が4億4,495 万7,000円となっております。

それでは、まず一般会計から、主な内容について御説明をいたします。244ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)中小企業金融対策 費349億2,186万7,000円でございます。

説明欄の1、改善事業、中小企業融資制度貸付金につきましては、後ほど常任委員会資料のほうで御説明申し上げます。

2の中小企業金融円滑化補助金は、県中小企 業融資制度を利用する際の保証料負担を軽減す るために、信用保証協会に対して保証料の一部 を補助するものでございまして、また3の信用 保証協会損失補償金は、県中小企業融資制度に おいて代位弁済が発生した場合に、信用保険等 で補填されない信用保証協会の損失分の一定割 合を補填するものでございます。

次の(事項)貸金業対策費743万7,000円は、 消費者金融の利用者からの相談や貸金業者への 立入検査に要する経費でございます。

次の(事項)小規模企業者等設備導入事業推 進費1,342万7,000円は、県と中小企業基盤整備 機構が協調して中小企業組合等に融資を行う高 度化資金や、宮崎県産業振興機構が実施いたし ます設備資金の貸し付け等の事業に要する経費 でございます。

続きまして、245ページをごらんください。

(事項)組織化指導費1億1,443万4,000円で ございます。これは、中小企業の組織化支援を 行います中小企業団体中央会等の人件費や、各 種事業に対する助成を行うものでございます。

次の(事項)小規模事業対策費12億5,891 万4,000円は、小規模事業者の経営支援等を行い ます商工会、商工会議所の人件費や各種事業に 対する助成等でございます。

説明欄の4、新規事業「日本商工会議所青年 部第38回全国大会日本のひなたみやざき大会」 及び5の新規事業「第67回日本青年会議所全国 大会宮崎大会」につきましては、後ほど常任委 員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)中小商業活性化事業費895 万8,000円は、魅力ある商店や商店街づくりを推 進するための経費でございます。

246ページをお開きいただけますでしょうか。

(事項)地域経済活性化支援事業費2,280万6,000円は、UIJターンによる人材の確保を

図り、企業の成長戦略への積極的な取り組みを 支援するため、都市部のプロフェッショナル人 材と企業とのマッチング支援に要する経費でご ざいます。

一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費1,608万8,000円は、新事業や新分野進出等に取り組む県内中小企業等の支援に要する経費でございます。

204ページに移っていただきまして、説明欄の 2、改善事業、みやざき新ビジネス応援プラザ 運営・ネットワーキング支援事業につきまして は、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

説明欄の4、「世界へ尖レ」みやざき産業人財育成事業は、新たな雇用を生み出す成長性の高いベンチャーを発掘・育成いたしますとともに、明確な経営理念や成長戦略を持って新事業へ果敢にチャレンジする若手経営者等を養成することによりまして、本県経済の活性化を図るものでございます。

以上が一般会計となります。

次に、248ページをお開きいただけますでしょ うか。

小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。

本特別会計は、別冊の平成30年2月定例県議会提出議案の議案第19号のほうにもございますが、引き続きこの資料のほうで御説明させていただきます。

まず、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費 2 億8,420万2,000円でございます。

説明欄の1の(1)高度化資金貸付金は、中小企業組合等が実施する事業に対しまして長期低利の融資を行うもので、(2)のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の設備投資を促進するため、宮崎県産業振

興機構が行います資金貸付事業のために必要な 原資の貸し付けを行うものでございます。

説明欄の2、一般会計への繰出金は、高度化 資金の貸付先からの償還金のうち、貸付金原資 の県負担相当分を一般会計に繰り出すものでご ざいます。

次に、公債費の(事項)元金1億6,075万5,000 円でございます。

説明欄の1、高度化資金借入金元金償還は、貸付先からの償還金のうち、中小企業基盤整備機構の負担相当分を償還するものでございまして、2の小規模企業者等設備導入資金貸付金償還は経済産業省の負担相当分を償還するものでございます。

続きまして、主な新規・重点事業につきまして、常任委員会資料のほうで御説明を申し上げます。

常任委員会資料の10ページをお開きいただけ ますでしょうか。

改善事業、中小企業融資制度貸付金でございます。

この事業は、中小企業の活性化と経営の安定 を図ることを目的といたしまして、県が取扱金 融機関に原資を預託し、金融機関がこの原資に 上乗せをいたしまして、中小企業者に貸し付け 等を行うものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は346 億8,166万7,000円で、県の原資に対しまして金 融機関が協調融資を行いますので、総融資枠 は997億円となります。

平成30年度の主な制度改正の内容といたしましては、2の(4)の①でございますが、企業の事業承継の円滑化に向けた取り組みが喫緊の課題となっておりますことから、事業承継対策向けの資金について融資限度額を拡充いたしま

すとともに、中小企業者の保証料負担の軽減を 行うものでございます。

また、②でございますが、地域の牽引役として期待されます中核企業の育成を図るため、地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業を行う中小企業者について、既存の成長期待企業を対象とした資金の融資対象に追加いたしますとともに、次のページの③でございます、成長企業を育成するため、中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画を策定して国の認定を受けました企業をみやざき成長産業育成貸付の融資対象者に追加することとするものでございます。

さらに、④でございますが、国におきまして、 東日本大震災やリーマンショックなど、全国的 な社会経済危機に迅速に対応する新たなセーフ ティネット制度「危機関連保証」が創設されま すことから、県といたしましてもこれに対応す るため、緊急経営対策資金に危機関連貸付を新 設するものでございます。

12ページをお開きください。

新規事業、日本商工会議所青年部第38回全国 大会日本のひなたみやざき大会でございます。

この事業は、商工会議所活動の一翼を担う 約6,000人もの若い企業者の方々が一堂に会し、 日本商工会議所青年部の全国大会が初めて本県 で開催されることとなります。その開催を支援 するものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は500 万円で、事業主体であります宮崎県商工会議所 青年部連合会に対して、開催経費の一部を助成 することといたしております。

13ページをごらんください。

新規事業第67回日本青年会議所全国大会宮崎 大会でございます。 この事業は、全国各地から約1万5,000人が参加いたします日本青年会議所全国大会が初めて本県で開催されますことから、その開催を支援するものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は500 万円で、事業主体である一般社団法人宮崎青年 会議所に対しまして、開催経費の一部を助成す ることといたしております。

15ページをお開きください。

改善事業、みやざき新ビジネス応援プラザ運 営・ネットワーキング支援事業でございます。

この事業は、ベンチャー企業等を育成するため、低料金で利用できるオフィスを提供するとともに、入居者と県内の起業家等との交流・連携を支援するものでございます。

2の事業概要でございますが、予算額は342 万1,000円で、(5)の事業内容といたしまして は、オフィスの貸し出しと、入居者に対して専 門家による助言等の支援を行うものでございま す。

平成30年度は、新たにアイデアや人脈等のかけ合わせによる事業創造等を図りますため、意見交換会等を開催し、入居者と県内の創業施設利用者等との交流・連携を促進することとしております。

続きまして、常任委員会資料の45ページをお 開きいただけますでしょうか。

議案第31号「宮崎県における事務処理の特例 に関する条例の一部を改正する条例」について でございます。

この条例は、地方自治法第252条の17の2の規定に基づきまして、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関して必要な事項を定めているものでございます。

まず、1の改正の理由でございますが、商工

会及び商工会議所によります小規模事業者の支援に関する法律の改正に伴い、条項の変更及び削除が生じましたことから、本条例の関連部分について所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容についてでございます。

市町村に権限移譲していた事務が2つございまして、1つが、小規模事業者が共同して施設を設置する事業に関する基盤施設計画、もう一つが、商工会または商工会議所が他の団体などと連携して実施する研修事業等に関する連携計画となっております。このうち、基盤施設計画に係る部分につきましては、内容の変更はございませんが、新たに改正された法律に条文が追加されたことに伴いまして、条例部分が変更となるものでございます。

また、連携計画に係る部分につきましては、 全国的に計画策定実績が少なく、産学官連携の 取り組みで対応できるとの趣旨から、改正され た法令において削除されたことに伴いまして、 条例の該当する条項を削除するものでございま す。

最後に、3の施行期日でございますが、改正 条例の公布の日から施行するものでございます。 商工政策課は以上でございます。

○河野企業振興課長 企業振興課の当初予算等 につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料のほうをお願いいたします。 青いインデックス、249ページをお願いいたしま す。

1行目でありますが、平成30年度当初予算額は32億6,553万3,000円となっております。

事業の主なものについて御説明いたします。 1枚めくっていただきまして、251ページをお願 いいたします。

一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事

業費1億5,305万4,000円であります。これは、 新事業等に取り組む中小企業の支援に要する経 費であります。

次の252ページをお願いいたします。

説明欄1の公益財団法人宮崎県産業振興機構 創業支援等事業7,589万1,000円は、同法人の管 理運営に要する経費であります。

説明欄3のイノベーション促進・新事業創出 推進事業4,956万1,000円は、産学官が連携した 共同研究や技術開発を促進するとともに、新製 品や新技術の開発研究への支援を行うことなど により、国内外の競争に負けない、付加価値の 高いものづくり産業の振興を図るものでありま す。

次の(事項)地域産業・企業成長促進事業費8,249万2,000円であります。これは、地域に根差した産業の育成及び企業成長促進を図るために要する経費でありますが、説明欄1の産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、下のページ、253ページの上から2つ目になりますが、(事項)産業集積対策費6,776万9,000円であります。

これは産業集積を図るための経費でありますが、説明欄5の東九州自動車道を生かす~自動車産業等販路開拓・競争力強化事業1,112万円は、自動車関連産業を初めとする本県製造業等のさらなる振興を図るため、北部九州や中国地域における県内ものづくり企業の販路開拓や競争力強化等のための支援を行うものであります。

次に、6の東九州メディカルバレー医工連携 ステップアップ事業2,195万1,000円であります。

この事業は、東九州メディカルバレー構想に 基づき、医工連携による医療関連機器の研究開 発・販路開拓に取り組む地場企業の支援、また 医療関連技術と機器のパッケージによる海外展 開の取り組みを推進することにより、地域活性 化と医療分野におけるアジアへの貢献を目指す ものであります。

次に、7の食品製造業者販売力向上事業1,750 万円であります。

この事業は、県内食品製造業者の取引拡大を 図るため、県内外の卸売業者等と県内食品製造 業者とのマッチングを行うコーディネーターを 公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターに配 置することや、食品表示法に関するアドバイザ ーを育成し、食品関連企業の個別指導等を行う ものであります。

次の8の新規事業「スポーツ・ヘルスケア産業モデルビジネス支援事業」につきましては、 後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、ページの一番下、(事項)工業技術センター総務管理費2億127万8,000円であります。これは、同センターの庁舎管理や設備機器の整備等に要する経費であります。

次に、めくっていただきまして、255ページを お願いいたします。

一番下の(事項)元金償還金20億円であります。

これは、説明欄1の平成21年3月に創設しましたみやざき農商工連携応援ファンドの中小企業基盤整備機構からの借入金について、償還期限が到来することに伴う元金の償還に要する経費であります。

それでは、続きまして、主な新規・重点事業 につきまして、常任委員会資料で御説明いたし ます。18ページをお願いいたします。

産学金労官プラットフォームによる地域産業 ・企業成長促進事業であります。 1にありますように、県内の産学金労官13機 関で構成されます企業成長促進プラットフォームにより、今後、大きな成長が見込まれる企業を発掘し、成長期待企業として認定するとともに、認定企業に対して各構成機関が連携して集中的に支援することにより、企業の成長を促進し、地域経済を牽引する中核企業を育成し、本県経済の活性化を図るものであります。

予算額は8,249万2,000円で、事業内容は、2 の(5)の①にありますとおり、中小企業診断 士の資格を有するプロジェクトマネジャーを中 心とした支援チームが、企業の成長への課題解 決に向けたさまざまな助言・指導を継続的に実 施していくとともに、②にありますように、新 商品の開発や販路開拓等に要する経費及び設備 投資のために融資を受けた企業への利子相当分 を支援するものであります。

次に、少し飛びまして、委員会資料の22ページをお願いいたします。

新規事業スポーツ・ヘルスケア産業モデルビジネス支援事業であります。

1にありますように、スポーツランドみやざきの取り組みを生かしながら、本県の強みである食分野を中心に、スポーツチームが求める商品づくりのためのさまざまな場を県内事業者に提供することなどにより、今後、成長が期待されると位置づけているスポーツ・ヘルスケア産業の創出につなげていくものであります。

予算額は1,049万3,000円で、事業内容は、2 の(5)でありますが、下の事業スキームの図 とあわせてごらんください。

まず、①のセミナー開催事業により、スポーツ・ヘルスケア産業に対する認知度向上や参入 機運の醸成を図るため、県内事業者向けのセミナーを開催いたします。 次に、②の商品開発等支援事業におきましては、県内外のスポーツチームと連携を図りながら、商品のニーズ発掘やアイデア創出の場としてのワークショップ、それから知識やノウハウ習得の場としての勉強会、また商品とスポーツチームとの出会いの場としてのマッチング会を開催しますとともに、既存商品等の成分やおいしさを分析し、そのデータを蓄積・活用することにより、商品開発・改良や販路開拓を支援してまいります。

当初予算につきましては以上でありますが、 次に委員会資料の42ページをお願いいたします。

続きまして、議案第22号「使用料及び手数料 徴収条例の一部を改正する条例」について、委 員会資料で説明させていただきます。

まず、1の使用料・手数料の名称ですが、改 正の対象は、工業技術センター、食品開発セン ター及び機械技術センター使用料であります。

次に、2の改正の理由でありますが、今回の 改正は、工業技術センター、食品開発センター 及び機械技術センターにおける機器の新規導入 等によりまして、使用料の設定等を行う必要が 生じたことによるものであります。

3の改正の内容でありますが、(1)新規としまして、表に記載の電波暗室(ギガヘルツ対応)から、一番下のコンセプトミーティングルームまでの14の機器等について、新たに使用料の設定を行うものであります。それぞれ1時間当たりの使用料を、右側の欄の金額に設定するものであります。

機器等の名称の欄中に米印1、2とありますのは、表の下に記載しておりますように、今般、国の地方創生拠点整備交付金を活用して整備しました電磁環境試験棟と、おいしさ・リサーチラボに関するものであります。

なお、電磁環境試験棟においては、Wi一Fi、Bluetooth等の無線通信規格に対応した評価試験が可能となるものであり、またおいしさ・リサーチラボにおいては、味覚・嗅覚などの人の感覚を用いて評価する官能評価を実施するものであります。

次に、(2)の変更といたしまして、食品開発 センターに導入している官能評価デザインソフトウエアシステムに、クライアント、いわゆる パソコンを追加したことにより、1時間当たり の使用料の増額改正を行うものであります。

また、(3) の廃止ですが、機械技術センター の2つの機器について、老朽化に伴い廃棄処分 とするものであります。

4にありますとおり、施行期日は平成30年4月1日としております。

続きまして、右側43ページをお願いいたします。

同じく、議案第22号の使用料及び手数料徴収 条例の一部を改正する条例に関するものであり ます。

まず、1の使用料及び手数料の名称ですが、 砂利採取計画認可申請手数料と砂利採取計画変 更認可申請手数料であります。

次に、2の改正の理由でありますが、今回の 改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する 政令の改正に伴い、手数料の額を改正する必要 が生じたことによるものであります。

なお、政令の改正理由は、人件費単価の減少 によるものとなっております。

次に、3の改正の内容でありますが、表にありますとおり、砂利採取計画認可申請手数料につきましては、現行の「3万7,700円」から「3万3,900円」に、砂利採取計画変更認可申請手数料につきましては、現行の「1万7,000円」から

「1万5,000円」に、それぞれ政令で定める額に 改正を行うものであります。

4にありますとおり、施行期日は平成30年4 月1日としております。

企業振興課からの説明は以上であります。

〇外山雇用労働政策課長 雇用労働政策課の当 初予算につきまして御説明いたします。

平成30年度歳出予算説明資料の雇用労働政策 課のインデックスのところ、257ページをお開き ください。

当課の当初予算額は、12億3,060万5,000円で ございます。

それでは、主な事業について御説明いたしま す。次の259ページをお開きください。

下から2番目の(事項)高年齢者雇用促進費805 万円であります。これは、高年齢者の就業機会 の確保など、高年齢者の雇用を促進するため、 シルバー人材センターの活動を支援するための 経費であります。

次に、一番下の(事項)若年者就労支援推進費8,678万8,000円であります。これは、若年者等に対する就職支援や職場定着等、県内就職の促進に要する経費であります。

説明欄の2、知ろう伝えよう宮崎で働く魅力! 高校生県内就職促進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、260ページをお開きください。

一番上の(事項)地域雇用対策強化費4,163 万2,000円であります。これは、県内各地域の雇 用対策強化に要する経費でありますが、説明欄 にあります宮崎で暮らす働く、県内就職促進事 業につきましては、後ほど委員会資料で御説明 いたします。

次に、2つ下の(事項)働きやすい職場環境 づくり整備事業費736万3,000円であります。こ れは、労働相談や労働セミナーの開催などにより、働きやすい職場づくりを支援するために要する経費でありますが、2の改善事業、ワークライフバランス促進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)労働福祉事業費1,500万円でありますが、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上等を図るため、中小企業勤労者に教育資金などを低利で融資する経費であります。

次に、261ページをごらんください。

中ほどの(事項)認定職業訓練費4,731万5,000 円でありますが、これは認定職業訓練団体に対 する運営費の助成に要する経費などであります。

その下の(事項)職業能力開発対策費5,704万円でありますが、これは説明欄2の宮崎県職業能力開発協会に対する補助に要する経費などであります。

次に、一番下の(事項)技能向上対策費853 万7,000円でありますが、これは技能士の技能水 準と社会的地位の向上及び若年技能者の育成を 図るために要する経費であります。

262ページをお開きください。

説明欄の2、改善事業、ものづくり技能士育 成事業につきましては、後ほど委員会資料で御 説明いたします。

最後に、一番下の(事項)県立産業技術専門 校費6億956万6,000円であります。これは、下 の説明欄にありますように、県立産業技術専門 校で技能労働者の養成等を行う経費や、離職者 等の再就職を図るための職業訓練などに要する 経費であります。

次に、新規・重点事業について御説明をいた します。常任委員会資料のほうにお戻りいただ きまして、23ページをお開きください。

知ろう伝えよう宮崎で働く魅力!高校生県内

就職促進事業でございます。

1の事業の目的・背景でありますが、高校と 県内企業の接点を強化し、県内企業の魅力を生 徒や保護者等へ伝えることにより、高校生の県 内就職促進を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、(1)予算額 は6,280万1,000円をお願いしております。

- (2) 財源は、国の地方創生推進交付金を活用することとし、事業期間は平成30年度であります。
- (5)の事業内容についてでありますが、1 にありますように、私立高校を中心に高校と県 内企業の接点づくりを行う県内就職支援員を今 年度に引き続き配置するほか、生徒や教師を対 象とした企業見学会の開催、高校生の進路選択 に大きな影響力を持つ保護者を対象とした説明 会や企業見学会を開催いたします。

また、2にありますように、宮崎版デュアルシステムの構築に向けて、企業の現場等を活用した実践的な人材育成に取り組むとともに、3の2年生を対象とした高校生等企業ガイダンスや、4の1年生を対象とした県内就職・進学体験フェアの開催を通じて、高校生が県内企業の魅力に直接触れる機会を提供することとしております。

さらに、5にありますように、県内企業の魅力発信のため、企業ガイドブックの作成や県内企業の情報発信力強化のためのセミナーを開催いたします。

また、6にありますように、UIJターンを 促進するため、九州・山口8県共同で、首都圏 での企業説明会の開催等に取り組むこととして おります。

次に、24ページをごらんください。

宮崎で暮らす働く、県内就職促進事業であり

ます。

1の事業の目的・背景でありますが、県内企業の人材を確保するため、県内外の求職者に対し、企業情報の発信やきめ細やかな就職支援などに取り組むものであります。

2 の事業の概要でありますが、予算額は4,163 万2,000円をお願いしております。

事業期間は、平成29年度から平成31年度まで の3年間であります。

(5)事業内容でありますが、1にありますように、東京、宮崎に設置しております宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターにおいて、ふるさと宮崎人材バンクを活用した職業紹介等を行うこととしております。

また、2にありますように、大学生等を対象としたインターンシップの活性化を図るため、 昨年度構築したシステムを活用し、学生と企業 のマッチングの強化に取り組むこととしており ます。

また、3にありますように、県外でのふるさと就職説明会の開催など、求職者と企業の出会いの場を提供することとしております。

さらに、4にありますように、年末年始に学生や県外就職者の親を主な対象としたテレビCMの放送などにより、県内就職に関する情報発信を強化することとしております。

次に、25ページをごらんください。

改善事業、ワークライフバランス促進事業で あります。

1の事業の目的・背景でありますが、県内企業のワークライフバランス促進に向けた取り組みを支援することにより、多様な人材が働き続けられる社会を実現するとともに、労働力の確保を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は491

万6,000円をお願いしております。

事業期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間であります。

(5)事業内容でありますが、1にありますように、女性の就労等を促進するため、仕事と家庭の両立支援講演会を開催するほか、2にありますように、仕事と家庭の両立に関する取り組みがより効果的なものとなるよう、仕事と家庭の両立応援宣言登録事業所を主な対象に、研修会や社会保険労務士による相談会を開催することとしております。

また、3にありますように、今年度新たに創設した仕事と家庭の両立の実現に向け、特にすぐれた取り組みの成果が認められる企業等を認証する制度について、積極的なPRを行うこととしております。

さらに、4にありますように、九州・山口各 県と連携し、ワークライフバランスの普及啓発 を行ってまいります。

次に、26ページをごらんください。

改善事業、ものづくり技能士育成事業であり ます。

1の事業の目的・背景でありますが、熟練技能士による若年技能者への技術指導により、若年技能者の技術向上を図るとともに、小中学生に技能体験とものづくりに関連したキャリア教育をあわせて実施することにより、技能に対する関心を高めるとともに、ものづくりを将来の職業として考える機会を提供するものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は580 万3,000円をお願いしております。

事業期間は、平成30年度から32年度までの3 年間であります。

(5) 事業内容でありますが、1にあります

ように、高校や大学、企業等に熟練技能士を派遣して、技術指導、短期的訓練を実施し、学生や在職の若手技能者の技術・技能の向上を促進するとともに、②にありますように、左官やフラワー装飾、建築大工など15職種のうち、要望があった職種の技能士を小中学校等へ派遣し、技能体験教室を開催することとしております。

このうち、延岡・日向管内については、教育 委員会のキャリア教育支援センターと連携し、 よのなか先生によるものづくり講話とものづく り体験教室をあわせて実施することとしており ます。

予算につきましての説明は以上でございます が、続きまして、決算特別委員会の指摘要望事 項に係る対応状況について御説明をいたします。

お手元の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況、こちらの7ページをお開きください。

(3) 商工建設分科会、⑥若年者の県内への 就職支援について、県内に就職しない課題を探っ た上で対策を考えるとともに、引き続き教諭に も地元企業のよさを伝え、県内に就職するため のアドバイスができるような取り組みを推進す ることとの指摘要望がございました。

高校生を初め若者の県内就職を促進するため、これまでも学校現場等の意見や高校生の意識調査の結果などを参考に取り組みを進めてまいりましたが、より効果的な施策展開を図るため、今回、初めて就職先が内定した生徒を対象に進路選択に関するアンケート調査を実施し、概要について先般御説明したところであります。

また、高校生の進路選択に影響力のある教諭に対し、地元企業の魅力をしっかり伝えることが重要でありますので、高校と県内企業をつなぐ県内就職支援員の配置や、高校と県内企業の

担当者による情報交換会の開催、教諭も対象とした企業見学会の実施に取り組むとともに、学校現場の要望もあり、今年度新たに県内企業 P R 動画の作成にも取り組んだところでございます。

平成30年度当初予算におきましては、知ろう 伝えよう宮崎で働く魅力!高校生県内就職促進 事業として、これらの取り組みを継続・充実さ せるための予算を計上しており、今後とも若者 の県内就職の促進にしっかり取り組んでまいり たいと考えております。

雇用労働政策課からの説明は以上であります。 **○渡辺委員長** ありがとうございました。説明 が終了いたしました。質疑はございませんでしょ うか。

○武田委員 商工会議所青年部と青年会議所の 全国大会についてですけれど、地域において、 青年会議所、商工会議所青年部がイベント等、 また若者の地域おこしに本当に一生懸命取り組 まれていて、大変感銘をしているところです が、500万、500万という予算の総予算はある程 度、青年会議所、商工会議所青年部あたりから、 これぐらいの予算でやりたいんだけれどという のがあってできたのか、県内の若手経営者とい うか、若者たちを支援するためにも頭から500万 という予算なのか、この辺はどういうふうな積 算で出されたんでしょうか。

〇小堀商工政策課長 今、委員からのお話でございますが、まず事業費につきましては、それぞれで必要な経費が見込まれております。

まず、12ページの日本商工会議所青年部でございますが、こちらにつきましては総事業費が1億2,200万余りというような形になっております。そうした中で、補助対象となりますものについて、今回500万円というような形でお願いを

いたしております。

それから、右側、13ページの青年会議所でございますが、こちらにつきましても事業費の積算がなされておるんですが、青年会議所で開催する本体部分と、それから宮崎青年会議所で開催いたします地元開催分とに分かれております。こちらにつきましては、開催地でございます宮崎青年会議所で実施いたします3,000万円余の事業費に対しまして、500万円というような形で充ております。

こちらにつきましても、必要な広告費ですとか、事務局費、そうしたもの等に対してお願い をいたしております。

以上です。

- ○満行委員 15ページ、みやざき新ビジネス応援プラザ運営・ネットワーキング支援事業なんですが、これ場所はどちらでしょうか。
- **〇小堀商工政策課長** 応援プラザの場所は、宮崎市松橋、市民プラザの西側のほうの中小企業会館、こちらの5階のフロアに開設いたしているところでございます。
- ○満行委員 23ページ、知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力!高校生県内就職促進事業、これは働とか働じゃないですよね。
- ○外山雇用労働政策課長 継続事業ということで、新たな取り組みをいろいろと考えておりましたけれど、予算上の都合で継続した事業ということで、その中でも県内企業の魅力発信事業とかには新たな取り組みとしまして、企業ガイドブックの全面的な改正とか、県内企業の情報発信、協力強化を図るためのセミナーを開催するなどの取り組みを入れているところでございます。
- ○満行委員 私も質問しましたが、保護者を対象にした説明会、見学会とか、1年生、2年生

に対する取り組み、あと九州・山口UIJの促進事業とか、大変すばらしい事業だとは思うんですが、これ以外に小学生、中学生を対象にした特別な事業というのはないんですか。

○外山雇用労働政策課長 委員がおっしゃるように、早い時期からふるさと宮崎で働く意義を伝えるということは非常に重要だと私たちも考えておりますけれど、そちらのほうはキャリア教育という観点から、教育委員会のほうで中心にやっていただくというふうな整理でございます。

○満行委員 高校生は一生懸命学年ごとに保護者を巻き込んだ事業になっているんでしょうけれども、中学生とかはもちろん教育委員会の協力がなければなかなか難しい部分はあるんですけれど、小さいころから保護者を巻き込んだ、同じような県内就職という視点の事業を積極的に知事部局、商工観光労働部がやっていただきたい。

よく北陸の話をしますけれど、北陸3県、九十数%の高い県内就職率であるんですけれども、 それでも企業と学校とのマッチングの強化とか を一生懸命やっていますので、大変でしょうけ れども、もっと義務教育の中にも知事部局とし て一生懸命アタックいただければありがたいな と思っています。よろしくお願いします。

- ○渡辺委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
- ○黒木委員 委員会資料の10ページの中小企業 融資制度貸付金の事業承継・経営再建等支援貸し付けが5,000万から1億に増加したということでありますけれども、事業承継で現在1つ大きな問題になっているのは、経営は黒字であっても後を受け継ぐ者がいないということで、仕方なく廃業する経営者がふえていることがあると

思うんですが、宮崎県の状況、そして貸し付けというのはどこの部分なのか。

例えば、経営が悪いところへの貸し付けなのか、括弧して事業承継対策となっていますけれど、事業承継対策というのは1つは受け継ぐのか、どこかに売るのか、それからやめるか、畳むのか、その3つしかないと思うんですけれど、それらに対応したような対策なのかということについてお伺いしたいと思います。

○齊藤経営金融支援室長 事業承継の対策についてでございますけれど、これにつきましては、中小企業の方々、事業承継に係るもので、いろんな事業に取り組みたいということであれば、全てこれで使えるというふうなメニューにしているところでございます。

○黒木委員 継続していくという、基本的には そうだと思うんですけれども、例えばどこかに 売らざるを得ないとか、ここでやめざるを得な いというところで、いろんな貸し付け支援が必 要になるというところもあると思うんですが、 そういった全てのものに対応した事業なんで しょうか。

○齊藤経営金融支援室長 委員がおっしゃると おり、そういったものについても対象としてい るところでございます。

○黒木委員 それから、委員会資料の14ページですけれども、プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業、プロフェッショナル人材戦略マネジャー・サブマネジャーとか、今の人手不足が言われている中で、どういう人をどういうふうな雇用の仕方をしているんでしょうか。

それから、事業予算額に占める人件費という のは、どれぐらいのものなんでしょうか。

○齊藤経営金融支援室長 プロフェッショナル 人材戦略拠点につきましては、28年の1月から 開始をしているところでございますけれども、マネジャーにつきましては旭化成の元関連会社の社長1名、あとサブマネジャーにつきましては中小企業診断士の方々にお願いしているところでございます。

予算の人件費につきましては、総体で申しますと、957万3,000円というふうなところでお願いしているところでございます。

あともう一つ、あわせましてサブマネジャー、 先ほど言いました中小企業診断士協会に対し て633万6,000円ということで、予算計上してい るところでございます。

○黒木委員 例えば20とか21ページにも、メディカルバレー構想コーディネーターとか、21ページにはビジネスマッチングコーディネーターとかいるんなコーディネーターとかつく人がいるんですけれども、こういう人たちは結局成果が上がったら報酬が上がるとか、そういう契約の内容になっているんでしょうか、どういう内容なんでしょうか。

○齊藤経営金融支援室長 プロフェッショナル 人材戦略拠点の事業で申しますと、1日幾らというようなことになっております。これにつきましては、以前の委員会でも御説明したとおり、目標値というのがございまして、それについて平成31年度までに採用人数30名というところでございまして、今現在11名の方が採用されて、県内企業で活躍されているところでございます。 ○坂口委員 さっきの融資制度貸し付けの関係ですけれど、これが大体、昨年度もですけれど、新規貸し付けと完済分とがどんなになっているかというのと、たしかこれはピーク時が平成十七、八年ぐらいだったかな、1,000億目標の現地調達をやって、ずっとふやしてきてですよね。あの当時から、金の動きは、実際にどんな動き

になってきていますかね。

○齊藤経営金融支援室長 中小企業融資制度の 状況でございます。

まず、新規融資につきましては、平成28年が 大体1,086件の122億、ことしになりまして、29 年の1月末までですけれども、831件の95億とい うことで、一番新規で多かったリーマンショッ クの平成21年を見ますと、これが4,300件ぐらい で404億というところからすると、利活用が大分 減ってきているというような状況でございます。

あと、融資残高につきましては、28年が5,190件の375億、29年は1月末までで4,633件の335億、これにつきましては、これも若干タイムラグが生じるので、22年が一番多いんですけれども、1万件の809億という融資残高でございます。

○坂口委員 それだけ人数が減ってきているというのは、今の低金利時代と、制度資金の煩雑さというんでしょうか、そういったものとか、そこらはどんなぐあいなんですか、実際に需要が減ってきているというのは。

○齊藤経営金融支援室長 委員が御指摘のとおり、今、日銀の異次元緩和とか、そういった低金利、そういうようなところで、民間の金融機関がリスクをとって、中小企業者の方々にもそういった融資をしているというようなところでございます。

中小企業の融資制度につきましては、利子プラス保証料というところが絡みますので、金融機関のプロパー融資にすると、若干そういうふうなお金がかかってしまうというところからも、伸び悩んでいるのかなというようなことでございます。

○坂口委員 前向きでないといかんのですけれど、そこで改善の余地があれば、またいろいろ工夫して、より使いやすいというんでしょうか、

目を向けてもらえるような、いい意味での改善、 改善だからいいんでしょうけれど、貸し付ける ための見直しじゃなくて、より使いやすくする ための工夫がもしあればですね。

○齊藤経営金融支援室長 そのようなこともございまして、10ページ、11ページの新しいメニューを創設したり、これは昨年ですけれども金利を0.1%引き下げたり、保証料を信用保証協会に一部補助したりと、そういった取り組みをやっているところでございます。

〇坂口委員 了解です。

○星原委員 17ページのイノベーション促進・ 新事業創出、昨年から3年間の事業ということ なんですが、県内の脆弱な中小企業の技術をと いうことで。昨年1年間、どういう企業でどう いう成果が見られてきたんですかね。

○河野企業振興課長 **1昨年度はイノベーショ ン共創プラットフォームというのを立ち上げま して、大学に眠るシーズとかの発掘であります とか、あるいは企業のニーズの把握ということ で企業訪問をしたりとか、そういうものの中で、 具体的にはまだそれらのマッチングとかという のはないんですが、ビジネスマッチングのプラ ンコンテスト等も開催しまして、技術開発に向 けた民間企業の取り組みに向けての意識を高め るということ。それから具体的には補助金等も、 今回この中には共同研究に係る補助金でありま すとか、あるいは環境のイノベーションに係る 補助金というのがありまして、昨年度は産学官 共同研究で**22件の採択、環境イノベーション 開発で2件の採択というような取り組みを行っ ているところでございます。

〇星原委員いろいろ研究されてやられている※123ページに訂正発言あり※223ページに訂正発言あり

ということなんですが、県内の脆弱な企業が持っている優秀ないろんな能力とか、考え方とかいろんなものを生かして、産学官金でということなんですが、まとめをされている事業主体が宮崎県産業振興機構に委託して、そこがそういう形で対応していると捉えていいんですか。

○河野企業振興課長 あくまでも事務局的な機能でありまして、いろいろそういう技術的なものというのは宮崎大学等の研究機関にありますので、そのあたりへの橋渡しといいますか、あるいは工業技術センター等に寄せられる技術相談、このあたりについてもそういう大学等への橋渡しをするというような格好で、具体的には機構への補助でありますが、事務局となってプラットフォームを回すといいますか、橋渡しをする連携的な会議等を開いて、ネットワークをつくるというような役割を行っております。

○星原委員 こういうことをやられるというのはすばらしいことだと思っているんですけれども、そういうことが県内の中小企業の皆様方に、こういうことをやっている、あるいはこういう問題があればこういうことで取り組んでいるとか、そういうPRというか、広報みたいなものをされて、そういう企業が申し込んでこれる、あるいはそういう相談ができる、そういう体制というものがもともとできているんですか。

○河野企業振興課長 そういう意味で、産業振 興機構に総合相談窓口というふうなものは置い ております。総合相談窓口には相談員として、 企業のOB、技術者関係がおりまして、機構に もいろんな相談が寄せられます。経営に関する 相談とかありますが、中でもそういう技術的な 相談は総合相談窓口にいるコーディネーターに おいて、そのあたりをつないでいくということ になります。 ホームページ等でそういう窓口の紹介等をしているところでありますし、先ほど申しました産学官の共同研究とかイノベーションの研究についての公募事業というのも、機構のホームページ等でアピールを行っているところであります。

○星原委員 この中で事業の目的という中に、 産学官の共同研究開発による新製品・新技術の 開発という、ベンチャー企業の育成の部分とい うことがうたっているんですけれども、そうい う意欲を持っている企業というのは今県内にど れぐらいあると捉えたらいいんですか。

○河野企業振興課長 例えば、29年度の産学官 共同研究で言いますと、*11件ほどの手が挙がり ました。その中で、新規採択を行っていくわけ で、結構落としたものもあるということで、意 欲はあるのかなというふうに思っております。

○星原委員 もう一点、最後のほうに、国内外競争に負けない、付加価値の高いものづくり産業の振興と。確かにこれからの時代は多分国内だけじゃなくて、海外に向けてもいろんな形でいろんなことを売り込んでいく、いろんなものをつくり出して、そして企業を拡大していくということは非常に大事なことだと思うんですが、本当に産学官金の連携のとり方というのがうまく回っているのかどうかがちょっと見えづらいんですか。

○河野企業振興課長 委員のおっしゃるとおり、 そのあたりはもちろん案件によるかと思います。 案件によって、また学の中でも先生によって得 意とする、不得意とする、あるいは極端な話、 宮崎では扱っていないとかというものもござい ます。そういうものもありますので、まさに委

※23ページに訂正発言あり

員がおっしゃったようなのは課題の部分でもありまして、実際、連携していく上ではまだ足りない部分がありますので、そのあたりは充実強化していく必要があると、連携を強化する必要があると思っております。

○星原委員 ぜひ、そういうベンチャー企業育成をしながら、若い人たちが地域に残るために、先ほどから高校生とか大学生なんかで県外に出た子供たちが帰ってくる、そういう魅力ある企業をいかにこういう中で見出して、そういう若い人たちが地域に残りやすいものをつくり出しておかないと、現在のでは満足できなくて、外に出ていっているんじゃないかなという気もするものですから。こういう新しい取り組みの中に、そういう若い人たちが意欲を持ってというか、将来に向けて期待できるような企業の育成というのが非常に大事じゃないかなと思います。で、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

○重松委員 関連で、先ほど12ページ、13ページの商工会議所青年部さんと日本青年会議所さんの事業効果の3番目にありますように、今後のコンベンション誘致につながることが大変重要だなというふうに思いまして、全国に各種団体がありますが、それに対するアプローチとか、要するに宮崎でこういう全国大会を行ってくださいという、そういう働きかけはどのようにされていらっしゃるんでしょうか。

○小堀商工政策課長 この関係で申しますと、 今、委員がおっしゃいましたように、非常に大きな波及効果が期待できますことから、商工会議所、それから青年会議所の大会等のほうで、 ぜひ宮崎でというような形で働きかけを行ってまいった結果、たまたま年度が一緒になったんですが、それぞれで働きかけを行った結果、このような形となっております。 **○渡辺委員長** 担当課いいですか、観光のほうからありますか。

〇岩本観光推進課長 観光のほうでは、MIC E推進協議会という官民からなる協議会をつく りまして、さまざまなキーパーソンを通じた情報収集等を行っております。そうした中で、情報を得られたものについて、積極的にコンベンション協会が中心になって接触を図りながら、誘致に努めているところでございます。

○重松委員 ありがとうございます。いろいろな運営があるかと思いますけれども、人的に県のほうから運営としてかかわることはされているんでしょうかね。2つの大会においてですね。

○小堀商工政策課長 2つの大会につきましては、それぞれの事業主体のほうが中心となって行っていただいていると。ただ、開催会場等が県有施設をお使いになられたいと、そういったような御相談なり、いろんな形で県の協力をお願いされている部分がございまして、そちらにつきましては県も一緒になって協力をしているところでございます。

○重松委員 先ほどの全国につなげるために、 おもてなしの心をしっかり出していただきたい なというふうに思います。

〇小堀商工政策課長 それぞれせっかく宮崎で 開催されます大きな大会でございますので、ま ず日本商工会議所の青年部につきましては、

(5) の③にございますが、物産展ということで、宮崎の特産品等の販売を通じて、幅広く情報発信を行っていくと。

また、青年会議所につきましては、(5)の③ に全国大会記念事業というのを書いてございま すけれども、こちらにつきましても、宮崎の特 産品を使いました飲食ブースなどを通じて、県 民の方々も一緒になっていただくような形で、 全国の方々にも情報発信をしていくこととして おります。

○武田委員 24ページですけれど、宮崎で暮らす働く、県内就職促進事業。事業内容の4番目の情報発信強化事業で年末年始に学生や県外就職者の親等をターゲットとしてテレビCMを放送するということですけれど、どれぐらいの予算でされるのか。また、これによって事業効果、今、テレビCMというのはなかなか若者とか、そこらあたりに対する効果が僕は薄いんじゃないかと最近思っているんですけれど、そこはいかがでしょうか。

○外山雇用労働政策課長 予算額については、** 約368万を予定しております。この事業の目的なんですけれども、年末年始には県外から若者というか、県外に進学した子供たちも帰ってくる、なおかつそういう語らいの中で、親とか祖父母、あるいは身内、そういった中で今後どうするかといった話題に触れる場合が多いと。そこに集中的に、この時期にテレビスポットというか、これを流して、県内就職に誘導しようという事業目的でございます。

ただ、今、CMはなかなか、テレビは見ない じゃないかということでございますけれども、 このCMをきっかけに、県の情報サイトへ誘導 するとか、あるいはUターンの窓口等が東京、 宮崎にありますので、そちらのほうへできるだ け誘導しようということで、CMがきっかけと 考えているところでございます。

○武田委員 ありがとうございます。理解はできるんですけれど、県の若手職員さんを使ってSNSで発信するとか、そういう形でやったほうが効果があるんじゃないかな。

ただ、これも効果の検証のしようがない予算 ですので、そこらあたりはまたしっかりと取り 組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○星原委員 23ページの知ろう伝えよう宮崎で働く魅力!高校生県内就職促進事業。高校生を地元に残すということで、いろんなところから考えられて取り組みをしてこられているというふうに受けとめているんですが、本当に高校生のこの時期だけでいいのか。もうちょっと小学校とか中学校、教育委員会あたりとの連携のとり方の中で、社会体験学習とか、いろんなこともやっているんじゃないかなというふうに思うんですよね。

そういう中で、社会科の授業の中とか、地域の歴史の分野とか、いろんなところにかこつけて、宮崎の持っている宝、そういう企業のほかにない、こういう企業が宮崎にあるよとか、そのあたりのもう少し枠を高校生だけじゃなくて、小さいときからそういうことを少し体験させたり、いろいろ考えさせる時間みたいなものをつくっていくような、教育委員会のほうとの連携のとり方というのはしていないものなんですか、どうなんですか。

○外山雇用労働政策課長 教育委員会のほうに キャリア教育支援センターという組織がござい ます。その委員として私も参加しておりまして、 いかに県内就職につなげるか、あるいは県外流 出を抑制するかという観点から、そのあたりは 十分連携をしていきたいと思います。

今、委員がおっしゃった点で、私どもの今度 新規事業で、26ページをお願いします。

こちらの事業の(5)の事業内容の②という ことで、キャリア教育連携「匠の技」体験教室 というのがございます。こちらは、技能士連合 会にお願いしまして、技能士を派遣するという

※22ページに訂正発言あり

事業を組み立てておったんですけれど、委員からもキャリア教育の観点も重要だということで、今回はキャリア教育支援センターと連携しまして、こちらの日向・延岡のよのなか先生という仕事とかを教えることで、登録している先生がおります。こちらと連携して取り組むというような、そういう新たな事業組み立ても行っているところでございます。

○星原委員 地元でどの産業というか、いろん な関係の事業の人たちからも、なかなか人材確保ができないというのが出てくるんですよね。 五、六年前まではそういうことはなかったんですけれど、ここに来てどの分野でも人手不足が言われてきているわけですよね。そういう中で、人口減少がどんどん進んでいくわけですから、今の若い力をいかに地域に残すかというのは非常に重要だと思うんですよね。

ですから、我々大人側からだけの目線じゃなくて、子供たちがどういう仕事、どういうものに。あるいは親の職業などに、興味を持っているのかどうか、そういう部分も逆に知らないと、ただ自分たちがこうだからと大人の感覚でやっているんじゃなくて、子供たちがどういうものに、聞けばよく将来は何になろうとか掲げるわけですよね。

そういうものも子供たちに聞いて、子供たちがどういうことを今やりたい、あるいはどういうことで、将来、自分は生活したいと思っているか。そういうところあたりも一方では探っていかないといけないんじゃないかなという気もするんですが、そういうことあたりで教育委員会と話をいかに連携をとっていくかというのが非常に重要じゃないかな。

少ない子供たちの中で、地域に残すためには、 興味のある分野のものをつくり上げていかない と、あるいは誘致してくる企業でもそういう企業を誘致してこないと、なかなか地域に残らないんじゃないかなという気がするんですが、その辺はどうなんですか。

○外山雇用労働政策課長 早い段階から、そういった、宮崎で働く、ふるさとで働くということを伝えることは大変重要だと思います。高校生の県内就職につきましては当方で県内就職支援員というものをこれは私立高校を中心に配置しておりますけれど、教育委員会のほうではエリアコーディネーターということで、拠点校6校にそういう職員を配置しております。この辺の連携を十分にやっていこうということで、情報交換をしましたり、あとは現在、当課に学校現場からの職員が配属しておりますし、そういった意味で連携を図りたいと思います。

ただ、小中学校からの早い段階については、 先ほど申し上げたキャリア教育研修センターと の連携等で、主体が教育委員会ということもあ りまして、その辺は十分意見交換しながら取り 組んでまいりたいと思います。

○星原委員 学校へ行っていろいろ話を聞くと、 五、六年前まで、地元で働きたくてもなかなか なくてよそに出ていった先輩がおる都会の企業 から、逆に地域に呼びかけがあるみたいな話を 聞いたりするものですから、そうなると、当時、 だから5年、10年の間に、そういう流れに地元 としてさせてしまっている部分があったわけで すよね。

ですから、今後は、次のときに、5年後、10年後に向けても、しっかりその辺のところを考えておかないと、今の状況だけでの判断じゃなくて、少し先の時代のことを想定して、何を今やっておくべきかという考えを持っていかないと。ただこういう事業をやっています、こうい

う事業をやっていますで、その事業だけで本当にその場しのぎのことをやるだけじゃなくして、5年後、10年後に向けて今取りかかっておかないと、またそういう時代がやってくるんじゃないかなという気がするものですから、その辺についてはどうなんでしょうか。

〇中田商工観光労働部長 ありがとうございます。本当、星原委員がおっしゃるとおりだと、 私も思っております。

今、県のほうでは、特に知事部局のほうでは、 短期的な取り組みが中心的なんだろうというふ うに思っています。23ページの事業であります とか、短期的に高校生を対象にした取り組みを 中心にやっております。

一方で、おっしゃったようなキャリア教育については、どちらかというと市町村が中心になってやっているというのが現状だと私は思っています。特に、県北の延岡、日向あたりでかなり先進的な取り組みをやっていただいているのかなと思っていまして、その中で県としてどういう形でかかわっていったらいいのかというのは、実はセンター長をやっていただいております水水さんとか、商工会議所とか、あるいは工業会とかとかなり議論を今しているところです。

一方で、もちろん教育委員会も一緒に入っていただかないと、キャリア教育というのはできませんので、そういう点につきましても、実は教育委員会とも今議論はしているところです。

今、市町村が一生懸命やっておりますけれど も、もうちょっと広域的に取り組んだほうがい いんじゃないかとか、いろいろあると思います ので、県北にはキャリア教育で派遣するよのな か教室とかやっておりますけれども、人材もた くさん抱えておられますので、そういう方を例 えば県北で言えば入郷とか西臼杵とか、そのあ たりに派遣をするとか、そういう連携ももしか したらとれるんじゃないかなと私自身は思って います。キャリア教育のところをもうちょっと 充実をしていったほうがいいのかなというのは 思っていまして、今、議論を一生懸命やってい るところでございます。

○星原委員 ぜひ、そういうことをやっていた だかないと、今、市町村がと言われたけど、多 分市町村は地域のエリアでしか物を判断できな いわけですね。宮崎県全体の中でどうやって進 めていくかというのを判断できるのは、県だと 思うんですよ。

地域の連携、市町村との連携のとり方をやっていくとかという、一番大きな目で見られるのは県なので、県が主導的にそういったものを発想したり、あるいはいろんな意見交換というか、情報交換をしながらの中で、そういう形に持っていくべきじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってください。

○渡辺委員長 議案について、ほかにございますか。よろしいですか。

○外山雇用労働政策課長 先ほどの武田委員の 御質問で、CMのほうの金額につきましては268 万5,000円ということで、訂正をさせていただき ます。済みません。

○外山副委員長 新規事業のスポーツ・ヘルス ケア産業モデルビジネス支援事業について、事 業者向けのセミナー等は、ある程度、県のほう で対象を絞り込んで案内するんですか、どうい うスタイルで事業者を集めるんですか。

○柚木崎食品・メディカル産業推進室長 私たちが考えておりますのは、まずセミナーを開催しまして、そこは広く間口をとって、食品製造業、それからものづくり企業、ほかにスポーツ関係のいろんな事業者さんとか、そういうとこ

ろに広く声をかけて、まずセミナーを開催する ことによって、スポーツ・ヘルスケア産業の機 運醸成を図りたいと思っております。

次のステップとしまして、工業技術センターにありますみやざき新産業創出研究会という組織があるんですけれども、その中にスポーツ・ヘルスケア産業分科会というのをつくる予定にしておりますので、そこの分科会の中から手を挙げてもらって会員を募りたいというふうに思っています。

会員を募った後は、勉強会とかワークショップにつきましては、会員を対象に募っていきたいというふうに考えております。

○外山副委員長 実は、沖縄で同じような取り 組みをやって、ここは募った企業から選定した 企業に事業資金1社500万でしたか、助成してい るんですね。将来、そういう形になるんでしょ うかね。絞り込んだ企業を選んで、この事業は 助成していくところまで進むんでしょうか。

〇柚木崎食品・メディカル産業推進室長 今、 こちらのほうに示しておりますのは平成30年度 の事業なんですけれども、平成30年度の中では、 一応そういったスポーツチームとの交流の場で すとか、それから勉強してもらう場というのを つくっていきます。その中で、事業者さんには 専門的な知識を勉強していただきたいというふ うに思っておりまして、まず私たちはそういう 場をつくるということで、平成30年度は考えて おります。

この事業は地方創生推進交付金を活用しておりますので、一応計画認定としましては4年間の認定をいただいております。ですから、平成31年度以降も予算が認められるようであれば、その中から開発意欲の高い人たちを選んで、そこにある程度、開発のための補助金を送っていく

ということも今の段階では想定はしておりますけれども、平成30年度はまだそこまでは考えておりません。

〇外山副委員長 わかりました。結構です。

○河野企業振興課長 済みません、先ほどの星原委員の答弁の中で、数値にちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきます。

今年度の共同研究の申し込みが、先ほど11件で採択は2件というふうに申し上げましたが、間違いで、8件の申し出で、採択は5件ということでございます。

それから、もう一点、イノベーション共創プラットフォームの立ち上げを昨年度と申し上げたかもしれません。申しわけございません、今年度立ち上げたプラットフォームでございます。訂正いたします。

○渡辺委員長 ほかに執行部のほうからも特に ありませんでしょうか。

それでは、次にその他報告事項に関する説明 を求めます。

〇小堀商工政策課長 平成30年度商工観光労働 部の組織改正案について御説明申し上げます。

常任委員会資料の一番最後になりますが、46 ページをごらんいただけますでしょうか。

資料に組織図のほうを掲載いたしておりますが、上段が現行、下段が改正後というふうになります。

今後、ラグビーワールドカップ2019、それから2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、事前キャンプの誘致活動等の業務が非常に大幅な増加が見込まれておりまして、受け入れ体制の一層の強化が重要となっております。

こうした観光交流の飛躍的な拡大が期待されるイベント等を契機といたしまして、本県がこ

れまで築いてきた強みを生かしながら、スポーツランドみやざきの全県化・通年化・多種目化の推進、そしてブランド力の向上を図ってまいりますために、観光推進課にスポーツランド推進室を設置するものでございます。

説明は以上でございます。

- ○渡辺委員長 ありがとうございました。説明が終了いたしました。今の件につきまして、質疑はございますでしょうか。
- **○星原委員** 推進室長というのを設けるという ことなんだけれど、今まであった推進担当の部 署の人員とか、そういったものはそのまま同じ で、ただ推進室長というのをつくって、より強 化しようという考えと捉えていいんですか。
- ○小堀商工政策課長 今回、観光推進課内に、 今おっしゃいましたとおり、スポーツランド推 進室を置くということになります。それで、30 年度の組織改正案におきましては、今、委員も おっしゃいましたとおり、スポーツランド推進 室長が1名配置されるというような形で、これ までのスポーツランド推進担当につきましては 現行の5名が30年度の組織改正案におきまして も5名というような形になります。

室体制を敷いて、室長を置きます意味合いということになりますけれども、スポーツランドにかかわる業務は非常に多くの関係者の方々との調整、それからいろんな催し事の企画・運営、そしてさまざまな要人の方々の対応というような形で、非常に膨大かつ多岐にわたっております。

これまで、スポーツキャンプ等が多く行われておりまして、国内外の代表チームを初めとして、大規模な国際大会等の受け入れも行ってきておるんですが、今回、スポーツランド業務に特化いたしました室をつくって室長を配置する

ことで、さまざまな場面で、そういったいろんな分野に機動的に行動対応ができると、そしてまた柔軟かつ的確な判断を行うことが可能となるということで、今後、一層本県観光の振興に資することが期待できるものとして、このような形をとっております。

○渡辺委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。それでは、以上をもって、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を終了いたします。

説明時間の関係もありますので、残りの審議 については午後1時、委員会再開とさせていた だきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

続いて、企業立地課、観光推進課、オールみ やざき営業課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○温水企業立地課長 それでは、企業立地課の 当初予算につきまして御説明をさせていただき ます。

お手元の平成30年度歳出予算説明資料の企業 立地課のインデックスのところ263ページをお開 きください。

企業立地課の平成30年度当初予算額は37 億5,155万円となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。265ページをお開きください。

中ほどの(事項)企業立地基盤整備等対策 費2,204万3,000円であります。これは、企業立 地の受け皿となります工業団地等の基盤整備や 維持管理などに要する経費であります。

その主な内容といたしまして、説明欄2の地域工業団地整備支援事業は、市町村等が工業団地を整備する際に県が一定の支援を行うものであります。

次に、その下の(事項)企業誘致活動等対策 費3,135万3,000円であります。

その主な内容といたしましては、説明欄2の 情報発信事業は、パンフレットやホームページ での情報発信や県内各地域の企業立地促進協議 会の負担金などに要する経費であります。

説明欄4の企業誘致推進ネットワーク強化事業は、企業立地を戦略的に推進するため、各業界に関する知識や人脈が豊富で、幅広い企業にアプローチができます法人等に企業誘致コーディネート業務を委託し、連携をとりながら企業誘致活動の強化を図るものであります。

次に、(事項) 立地企業フォローアップ等対策 費36億87万7,000円であります。266ページをお 開きください。

説明欄2の新規事業、先端産業高度化支援事業及び説明欄3の企業立地促進補助金につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。 常任委員会資料の27ページをお開きください。

まず、新規事業、先端産業高度化支援事業であります。

1、事業の目的・背景をごらんください。

この事業は、本県産業の高度化や高付加価値 化に資する企業を支援するため、一般財団法人 地域総合整備財団の地域総合整備資金貸付事業、 いわゆるふるさと融資制度を活用し、先端産業 分野における大規模立地企業、具体的には航空 機部品の製造を行います宮崎日機装株式会社に 対しまして、新工場建設や設備投資の資金の一 部を無利子で融資するものであります。

- 2、事業の概要であります。
- (1)予算額は30億円であり、これは日機装 への貸付原資に充てるものであります。その原 資は(2)にありますとおり、県債で賄います。

これは(3)事業内容の①にありますとおり、 ふるさと融資制度における県の役割といたしま して、県債を発行して貸付原資を確保すること が、この制度の利用条件となっているためであ ります。

なお、ふるさと融資制度は無利子貸付でありますので、県債の利息額については、県が負担することになりますが、利息金利の75%は特別交付税で措置されることから、県の実質的な負担は利息金利の25%程度となる見込みであります。

次の②貸付概要はただいまの説明を整理した ものでありますが、上から5番目にありますと おり、貸付期間は7年間で据え置き期間は、今 回の融資についてはございません。

次に、28ページをお開きください。

企業立地促進補助金であります。企業立地促進補助金は、文字どおり本県への企業の立地を 促進するためのインセンティブとなる補助金で あります。

2、事業の概要でありますが、まず、(1)の 予算額は6億円で、(3)の事業内容は、大部分 は①の表にありますように、新規県内雇用者数 1人当たりの雇用者割と、建物の建設や機械装 置の購入などの立地に係る投資額に応じた補助 対象経費割の合計額を補助するものであります。

また、表の下の米印にありますように立地地域や産業分野等に対する加算措置を設けております。

次に、その他のメニューとしまして、②の立 地企業スタートアップ支援事業補助金では、県 外からの進出企業が新事業所を立ち上げる前後 に必要となる人材の確保・育成経費や、事業の 開始及び人材の確保を行うために県外から赴任 した社員の人件費に対し、それぞれ100万円を上 限に2分の1を補助することといたしておりま す。

そのほか、③の企業立地支援事業サポート補助金は、立地企業に入居してもらうための貸し工場やオフィスビル等の建設を新たに行う事業者に対し、その整備に要した経費の一部を補助することで、立地企業の受け皿確保に資するものであります。

これらの補助金はいずれも企業が立地した後 の雇用者数や投資額などの実績に基づいて、精 算払いにより交付することとなります。

企業立地課からの説明は以上でございます。

〇岩本観光推進課長 観光推進課の当初予算に ついて御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料267ページ青イン デックスで観光推進課のところをお開きくださ い。

まず、1番上の行になりますが、平成30年度 当初予算額は31億4,895万円となっております。

内訳としまして、一般会計が29億7,922万2,000 円、特別会計につきましては、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が168 万9,000円、県営国民宿舎特別会計が1億6,803 万9,000円でございます。

それでは、一般会計の主な事業について御説 明いたします。269ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費 1 億1,225万1,000円は、県営国民宿舎特別会計への繰出金であります。

270ページをお開きください。

一番上の(事項)観光振興費20億9,442万4,000

円であります。

説明欄の3、「宮崎版DMO」確立事業8,690 万5,000円は、日本版DMOの候補法人である公 益財団法人みやざき観光コンベンション協会を 中心に、持続可能な観光地づくりの基盤となる 人材の育成やマーケティング機能、着地型商品 の企画機能の強化に取り組むものであります。

続きまして、説明欄の4、新規事業、「観光み やざき未来創造基金設置事業」につきましては、 後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、(事項) 観光・MICE誘致促進事業費 1億475万3,000円でございます。

説明欄の1、みやざき観光コンベンション協会運営費補助金5,937万9,000円は、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会の運営費を補助するための経費であります。

説明欄の2、「みやざきMICE」推進強化事業4,537万4,000円は、厳しいMICE誘致の競争を勝ち抜くため、宮崎ならではの誘致・受け入れの仕組みでありますみやざきMICEの確立に向け、関西地区でのセールス強化や県内全域でのMICE開催促進等に取り組むものであります。

271ページをお開きください。(事項) 観光交流基盤整備費2,029万7,000円であります。

説明欄の1、魅力ある観光地づくり推進支援 事業1,854万7,000円は、地域主導による観光地 づくりを促進するため、市町村等が行う取り組 みに対して、支援を行うものであります。

続いて、(事項) 国際観光宣伝事業費5,814 万4,000円であります。

まず、説明欄の2、「日本のひなた宮崎県」国 内誘客促進事業1,894万7,000円は、食や神話と いった本県ならではの魅力を旅行会社等と連携 しながら情報発信し、全国からの誘客促進を図 るものであります。

説明欄の4、東九州自動車道観光誘客加速化 事業708万9,000円は、東九州自動車道を活用し た誘客促進として、北部九州や中国・四国地方 を主なターゲットに、本県の魅力や新たな観光 ルートなどを情報発信するとともに、大分県や 市町村・民間事業者等と共同でPRする取り組 みであります。

説明欄の7、新規事業「交通機関等と連携した国内誘客対策強化事業」2,000万円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、(事項) 国際観光宣伝事業費3,739万1,0 00円であります。

説明欄の1、東アジア等インバウンド推進事業2,939万1,000円は、訪日外国人が増加傾向にある中で、ターゲットを明確にした市場別戦略を推進し、効果的な認知度向上や誘客対策を実施するものであります。

説明欄の2、新規事業「海外市場誘客促進P R事業」800万円については、後ほど常任委員会 資料で御説明いたします。

272ページをお開きください。(事項)スポーツランドみやざき推進事業費3億377万円であります。

説明欄の2、プロ野球キャンプ環境充実強化 事業1,471万9,000円は、既存球団の長期滞在と、 新規球団誘致のため、プロ野球球団の練習試合 や球春みやざきベースボールゲームズを開催す るための経費となっております。

説明欄の3、スポーツランドみやざき誘客推進事業3,519万2,000円は、本県のスポーツ環境の優位性を大いにアピールし、スポーツキャンプや合宿、スポーツイベントの誘致を図るとともに、受け入れ環境のさらなる向上によってスポーツランドみやざきの推進強化を目指すもの

であります。

4の改善事業、東京オリパラ等合宿大会誘致受け入れ推進事業と、5の、新規事業「スポーツランドみやざきを生かしたまちづくり推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、特別会計の説明をいたします。273 ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。(事項)県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費168万9,000円は、えびの高原アイススケート場の維持補修費や事務費であります。

274ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。(事項)国 民宿舎「えびの高原荘」運営費926万4,000円、 その下の、(事項)国民宿舎「高千穂荘」運営費611 万9,000円につきましては、各国民宿舎施設の維 持補修費や事務費となっております。

次に、その下、(款)の科目になりますが、公債費1億5,265万6,000円であります。これは、国民宿舎高千穂荘の建設起債に係る償還金でありますが、内訳といたしまして、一番下の(事項)国民宿舎元金1億4,973万3,000円及び次のページの(事項)国民宿舎利子292万3,000円となっております。

続きまして、主な新規・重点事業について説明いたします。

資料変わりまして、お手元の常任委員会資料30 ページをお願いいたします。

まず、新規事業、観光みやざき未来創造基金 設置事業であります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、ラグビーワールドカップ2019や2020

東京オリンピック・パラリンピック、また、本 県での国民文化祭等の開催を観光・交流の飛躍 的な拡大の好機と捉え、本県がこれまで築いて きた強みを生かした誘客等に取り組みまして、 世界から選ばれる観光みやざきを実現すること を目的に、観光みやざき未来創造基金を設置す るものであります。

なお、基金設置のために条例を制定いたしますが、条例案につきましては、後ほど御説明をいたします。

事業の概要でありますが、予算額は20億51万円でございます。平成30年度に20億円の基金を造成することとしております。

事業期間は、2018年度から2022年度までの5年間で、今回積み立てを行う20億円を取り崩して事業を実施いたします。

次に、基金を活用した主な取り組みでございますが、下の図の中ほどにありますように、3つのキーワードの頭文字をとった「MRI(みらい)プロジェクト」に取り組んでまいります。

まず1つ目のM「Movement」では、ラグビーワールドカップや東京オリパラ等の事前合宿や国際大会等の誘致・受け入れなどによりまして、スポーツランドみやざきのブランド力を高めますとともに、レガシーの継承と有効活用をしっかりと行うこと。そして、スポーツランドの全県化、通年化、多種目化に取り組み、その効果を県下に波及させること。さらには、ゴルフやサーフィン、サイクリングなど、みずから楽しむスポーツによる観光振興の取り組みなどを行いまして、国際水準の「スポーツの聖地みやざき」への進化を図ってまいります。

次に2つ目のR「Repeater」は、本 県が有する食や文化、歴史などの強みを生かし た情報発信、誘客強化、宮崎の観光を支える人 材づくり、美しい宮崎づくりの推進などに取り 組み、「何度行っても飽きないオンリーワンのお もてなし」の県を目指すものであります。

そして3つ目のI「Internation al」では、交通事業者等との連携や多言語対応、情報通信環境の充実、宿泊施設等のバリアフリー化等に取り組み、「外国人にもやさしい快適な国際観光都市へのレベルアップ」を図っていくこととしております。

32ページをお開きください。新規事業、交通 機関等と連携した国内誘客対策強化事業であり ます。

この事業は、交通機関や観光関連業界等と連携しながら、神話や食といった宮崎県が優位性を持つ観光コンテンツについて、県外でのプロモーション強化を行い、本県へのさらなる誘客を図るものであります。

次に、事業の概要であります。予算額は2,000 万円で、観光みやざき未来創造基金を活用いた します。

事業期間は、平成30年度から32年度の3年間 となっております。

事業内容でございますが、まず、①の交通機関と連携したプロモーション事業では、航空、鉄道、フェリーなどの交通機関とタイアップした機内誌など、各媒体を使ったプロモーションや、マスコミ、旅行会社等を県内に招聘しまして、新たな旅行商品の造成につなげる事業を実施いたします。

②の県内観光業界が参画した誘客効果の高いキャンペーン事業では、県内観光業界の参画のもと、誘客効果が期待できる話題性のあるキャンペーン企画を打ち出し、旅行商品化につなげることで、さらなる誘客を促進してまいりたいと考えております。

33ページをお開きください。新規事業、海外市場誘客促進PR事業であります。

この事業は、ラグビーワールドカップ2019や、 東京オリンピック・パラリンピックなどの開催 を機に増加が予想される訪日外国人を本県に誘 客するため、これまで誘客対策を行ってきた国 や地域に加えまして、欧米豪を初めとします国 等に対し、各国のメディアなどを活用したPR を実施し、本県の認知度向上を図るものであり ます。

事業の概要でございますが、予算額は800万円 で、観光みやざき未来創造基金を活用いたしま す。

事業期間は、平成30年度から32年度までの3 年間となっております。

事業内容ですが、まず、①のインバウンド重 点市場のPR強化では、LCCが新規就航した 韓国及び3月に増便されました台湾において、 メディアなどを活用したPR強化を行ってまい ります。

②の東京オリパラ等FITの誘客加速化では、 欧米豪を初めとする国等におきまして、著名な 旅行ガイドブックなどを活用したPR事業を実 施いたします。

次に、35ページをお開きください。改善事業、 東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業で あります。

この事業は、ラグビーワールドカップや、東京オリンピック・パラリンピックなどへ向けた 国内外代表チームの事前合宿の実現により、選手やスタッフはもとより、多くの観客やマスメディアを呼び込んで、本県経済の活性化を図るとともに、さらなるブランドカ向上へつなげるものであります。

事業の概要でございますが、予算額は1

億8,700万円で、観光みやざき未来創造基金を活 用いたします。

事業期間は、平成30年度から32年度までの3 年間となっております。

事業内容でございますが、まず、①の東京オリパラ等事前合宿の誘致では、ターゲットとなる国・競技団体等につきまして、十分な知識・人脈を有し、現地の言葉で交渉ができるキーパーソンに委託して、情報収集や誘致セールスなどを行います。

次に②の東京オリパラ等代表チームの受け入れでは、本県での合宿を検討しているチームの 視察や、合宿が決定したチームの受け入れに係 る費用、また、県民との国際交流などに係る費 用の一部を支援いたします。

③の大規模大会等誘致開催支援では、東京オリパラ等につながるような大規模なスポーツ大会の開催に向けた誘致活動費と、開催に必要な経費の一部を支援します。

④の合宿受け入れ施設のグレードアップでは、本県スポーツ合宿受け入れの中核的施設であるサンマリンスタジアム宮崎の正面玄関前駐車場付近に、6人が同時に投げることのできます屋内型ブルペンを新たに設置するとともに、ウォーミングアップエリアをあわせて整備するものです。

ブルペンにつきましては、観客にオープンになるものを想定しておりまして、読売巨人軍のキャンプ時に選手を間近で見ることが可能となることで観客数の増加が期待され、東京オリンピック時の侍ジャパンの合宿にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、36ページをごらんください。新規事業「スポーツランドみやざき」を生かしたまちづくり推進事業であります。

この事業は、スポーツランドみやざきの強みを生かし、キャンプ見学以外の周遊観光等を促進する取り組みや、本県の新たな魅力であるサイクリング等の「するスポーツ」の取り組みを推進することによってさらなる誘客を図り、観光消費額の増加につなげ、スポーツランドみやざきを生かしたまちづくりを実現するものであります。

事業の概要ですが、予算額は6,422万9,000円 で、2分の1は地方創生推進交付金を活用いた します。

事業期間は、平成30年度から33年度までの4 年間となっております。

事業内容につきましては、まず、①の「観るスポーツ」消費額拡大プロジェクトでは、観光消費額を高めるため、プロスポーツキャンプ期間中を中心に、キャンプ見学と周遊観光を組み合わせたツアーなどを実施いたします。

また、キャンプ見学などと観光地や食などを 絡めた情報を載せたホームページを作成します とともに、SNSを活用するなどしてプロモー ションを強化してまいりたいと考えております。

②の「するスポーツ」誘致拡大プロジェクトでは、サイクルツーリズムを確立するため、旅行商品化に向けたツアーガイドの養成や受け入れ環境整備などに取り組んでまいります。

また、首都圏等のゴルフ客をターゲットに、 メディアなどと連携した誘致対策を行うほか、 航空会社などとも連携しながら、首都圏等での 効果的な媒体等を活用したスポーツツーリズム のプロモーションを実施してまいります。

当初予算案については以上でございます。

続きまして、資料の44ページをお開きくださ い

議案第28号「観光みやざき未来創造基金条例」

についてであります。基金の事業内容につきま しては、先ほど御説明させていただきましたが、 この基金を設置するための条例案でございます。

目的・概要につきましては、記載のとおりでありますが、3の設置期間を平成30年4月1日から36年3月31日まで、年度で申しますと平成30年度から平成35年度までとしております。

実際に基金を活用する期間は平成34年度までの5年間になりますが、精算期間として1年間の猶予を設けさせていただくため、平成35年度までとしているところでございます。

観光推進課からの説明は以上でございます。 〇中嶋オールみやざき営業課長 続きまして、 オールみやざき営業課の当初予算について御説 明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、オールみやざき 営業課のインデックスのところ、ページでいい ますと277ページをお開きください。

オールみやざき営業課の平成30年度当初予算額は6億3,392万4,000円となっております。

主な事業について御説明いたします。

279ページをお開きください。

まず上から5行目の、(事項)海外渡航事務費3,541万3,000円であります。

これは、パスポートの発給などを行う事務を 宮崎パスポートセンターのほか、県内6カ所の 県税・総務事務所に窓口を設置して行っており ますが、その運営に要する経費であります。

次に、その下、(事項)国際交流推進事業 費7,680万7,000円であります。

まず、説明欄2の外国青年招致事業1,670 万4,000円は、国が行う、通称JETプログラム を活用いたしまして、当課に国際交流員を3名 配置し、通訳・翻訳業務を行うほか、学校等で の各種の国際交流事業に従事させ、本県の国際 化を図るものであります。

次に5の外国人留学生等就職促進事業246 万3,000円は、地域の国際化や県内企業等のグローバル展開を推進するため、高度な知識や専門性を有する外国人留学生等の本県定着に向けた事業を実施するものであります。

次に6の多文化共生地域づくり推進事業2,867 万3,000円は、県民と外国人住民が、言語、文化 等の違いを認めながら、ともに地域の一員とし て協力し合う多文化共生の地域づくりを推進す るためのさまざまな普及・啓発事業や、外国人 住民支援に取り組むものであります。

10の改善事業少年少女国際交流事業及び11の 新規事業「2018桃園農業博覧会出展事業」につ きましては、後ほど常任委員会資料で御説明い たします。

次に、一番下の(事項)海外技術協力費618 万1,000円であります。

これは、海外技術研修員や留学生を本県で受け入れ、研修機会や修学の機会を提供するとともに、県民との交流の場を設けることにより、本県と東アジアやブラジルとの良好な国際関係を構築するものであります。

続きまして280ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)貿易促進費5,823 万8,000円であります。

まず、説明欄1の(2)改善事業、地域輸出 グループ海外展開支援事業については、後ほど 常任委員会資料で御説明いたします。

次に2のグローバルネットワーク拡充事業3,195万7,000円は、上海、香港に県事務所を設置し、マーケット情報の収集や県内企業の海外展開サポートなどを行い、県産品の販路拡大や海外との経済交流の拡大につなげていくものであります。

次にその下の(事項)県産品販路拡大推進事業費1億8,947万円であります。

281ページをごらんください。

まず、説明欄1の県産品振興事業1億2,486万9,000円は、新宿みやざき館KONNEの施設借り上げ料や光熱水費などの管理費等であります

次に3の新規事業「首都圏情報発信拠点機能 強化事業」につきましては、後ほど委員会資料 で御説明いたします。

次に、ページの中ほど(事項)県外広報対策 費4,267万2,000円であります。

まず、説明欄1の(1)オールみやざき発信 事業3,227万2,000円は、県のシンボルキャラク ターみやざき犬の活用やみやざき大使・応援隊 の情報発信等により本県のイメージアップを図 るものであります。

(2)のひなたブランド確立・波及展開事業1,040万円は、県民や企業等と一体となった日本のひなた宮崎県のプロモーションに引き続き取り組むことにより、宮崎県の認知度、好感度をさらに向上させるとともに、本県の物産振興や観光誘客等につなげるものであります。

それでは、続いて主な新規・重点事業につい て説明いたします。

資料がかわりまして、常任委員会資料の38ページをお開きください。

改善事業、少年少女国際交流事業であります。 この事業は、韓国などとの交流及び国際理解 の推進を図るとともに、国際感覚豊かな人づく りを推進するため、青少年の相互派遣・受け入 れによる交流事業を実施するものであります。

予算額は322万8,000円で、(5)の事業内容に つきましては、相手国訪問団の受け入れ及び宮 崎側訪問団の派遣を、それぞれ4泊5日の約40 名で行うこととしており、これまでは韓国と行っていた交流事業を拡大しまして、新たに香港を 追加して実施する予定としております。

次に39ページをごらんください。

新規事業、2018桃園農業博覧会出展事業であります。

この事業は、昨年10月に友好交流協定を締結した台湾桃園市で、ことしの4月から開催される桃園農業博覧会に本県ブースを出展し、本県の農畜産物や加工品、観光などのPRを行うものであります。

予算額は647万1,000円で、(5)の事業内容にありますように、博覧会開催期間40日のうち約10日間ほど本県ブースの出展を行うこととしております。

これにより、桃園市との友好関係をさらに深めるとともに、本県への観光誘客や、牛肉・焼酎などの取引拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に40ページをお開きください。

改善事業、地域輸出グループ海外展開支援事業であります。

輸出事業の展開に当たりましては、企業間の 連携やグループ化によって、輸出ノウハウや品 ぞろえなど、個々の企業の弱点を補完すること が有効であることから、輸出事業を牽引する企 業と、新たに輸出に取り組む企業が一体となっ た地域輸出グループの形成を促し、このグルー プでの海外展開を支援することにより、県内企 業の裾野を広げるとともに、県産品のさらなる 輸出拡大を図るものであります。

予算額は300万円で、事業内容は、(5)の①にありますように、海外での見本市出展やプロモーション活動など、グループでの取り組み経費について、100万円を限度に2分の1を助成す

ることとしております。

また、②にありますように、グループ企業の商品開発への助言や地域別商談会の開催など、グループの取引機会が拡大するよう、ジェトロ宮崎等の関係機関と連携して支援することとしております。

次に41ページをごらんください。

新規事業、首都圏情報発信拠点機能強化事業 であります。

この事業は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催などによる首都圏の活力を宮崎に取り込み、本県経済の活性化につなげるため、新宿みやざき館KONNEを核に、食を初めとする宮崎の多彩な魅力を発信し、本県の認知度向上や県産品の需要・販路の拡大を図るものであります。

予算額は1,453万8,000円で、事業内容は(5)にありますように、まず、①の宮崎の総合的な魅力発信対策として、新宿KONNEにおいて、イベントやフェア等を集中的に開催し、首都圏のメディアや消費者等に対して、食や物産、観光等の総合的な魅力を発信してまいります。

また、②にありますとおり、本県の焼酎を切り口として、新宿KONNEにおいて食や物産等ともあわせた魅力の発信を行い、また、飲食店等でのフェアの開催や見本市出展などにより、焼酎を初め、本県の県産品の認知度向上や販路拡大を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございました。執行 部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

○黒木委員 3ページの海外市場誘客促進PR 事業ですけれども、まず、ラグビーワールドカッ プ2019、それから2020東京オリンピック・パラリンピックは、競技期間は何日間になるんでしょうか。

〇岩本観光推進課長 まず、ラグビーワールドカップ2019でございますが、来年の9月20日から、11月2日まで、日数はちょっと今調べさせてもらいます。

次に、オリンピックでございますけれど も、2020年の7月24日から8月9日までとなっ ております。ちなみに、パラリンピックが2020 年8月25日から9月6日までとなっております。

- **○黒木委員** ラグビーワールドカップは九州で は数試合組まれていますが、どの辺ですか。
- ○岩本観光推進課長 九州では福岡、熊本、大 分の3県で試合が開催される予定になっており ます。
- ○黒木委員 ラグビーの場合は、試合と試合の間隔が長いから、欧米豪を初めとするこれまでの東アジアとは違う客層がたくさん入ってくると。特に、ラグビーワールドカップは九州で試合が行われるということになると、やはり宮崎にかなり期待も持てるというふうになるんですけれども、東アジア諸国と比べて、欧米豪は滞在期間が長い旅行をしますから、やっぱりそれにあわせた誘客対策をとる必要があると思いますけれど、具体的には今後どのような対策を進めていくのか伺いたいと思います。
- 〇岩本観光推進課長 欧米豪からの滞在期間が 長いということで、ラグビーワールドカップ期間中の平均滞在日数というのは大体2週間ぐらいだというふうに言われております。これまでの例を踏まえますと、大体海外から40万人ぐらいが訪れるんではないかと思っております。

そうした中で九州では3県で試合があるとい うことで、非常に多くの方が来られるだろうと 思っております。

特に欧米豪の方々につきましては、遠方から 来られるということもあって滞在期間も長いと いうこと。それから、その分だけやはり消費額 も大きいということでございますので、しっっ りと取り込んでいかなくてはいけないと思っ おるところでございますけれども、国が遠を高 れているというところから、まずは認知度を高 める必要があろうかと考えております。来年度 の事業におきましては、世界の著名な旅行ずあ といずが、ガイドブック、これはウエブ版 もございますけれども、世界で最も認知度の高 いガイドブックを利用して、そこに記事を掲載 すると。その担当者を宮崎のほうに招聘して、 取材をしていただいて、情報発信をするという ようなことを考えているところでございます。

当然、受け入れについてもしっかりと宮崎の魅力を感じていただけるような、その辺のニーズのところもこれからしっかりと把握をしながら具体的な対応策を講じていきたいと思っているところでございます。

- ○黒木委員 ヨーロッパ系の人たちとかは、これまでの観光の宿泊型というのが大きく変わってくるだろうというような予測がされておりますし、こういうことを機会として、やっぱりそういう人たちに対応できるような仕組みが宮崎にも何かできるといいなと思うもんですから。その対策にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。
- ○岩本観光推進課長 申しおくれましたが、ラ グビーワールドカップの誘客対策につきまして は、本県単独でも当然やっていきますけれども、 九州観光推進機構で九州全体として、広域の周 遊等を組んで誘致をしようということで、今、 各県から観光スポットといいますか、強みの部

分の情報をリストアップして上げておりまして、 既に機構のホームページに九州版のいろんな各 県の魅力をピックアップしたプロモーションビ デオも流しており、視聴率も非常に上がってい る状況でございます。

先ほど御質問のありました大会の期間の日数でございます。済みません。遅くなりました。まず、来年のラグビーワールドカップが44日間、それから東京オリンピックが17日間、パラリンピックが13日間となっております。

- ○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。
- ○満行委員 観光推進課は国内外、オリパラ、スポーツ、いろいろやっていただいている、新規事業が多くて大変だろうと思うんですけれども、全庁的な部を挙げての取り組みなんだろうと思うんですが、すごいなと思って。まずはそれに敬意を表したいと思うんですけれど、このするスポーツ、36ページの事業ですけれど、これ今までも打っておられたのか、今回初めて打ち出されたのか、そこをまずお聞きしたい。
- ○岩本観光推進課長 するスポーツとひとくくっておりますけれども、これまでも、本県の場合ですと中身的には、この温暖な気候と環境を生かしたサーフィンですとか、あるいは今年度から進めておりますのがサイクリングです。それからゴルフについてはもう全国的にも一応名が知れているかなとは思っておりますけれども、こういったみずからスポーツをしに宮崎を訪れる方々をターゲットにした誘客というのをさらに強化をしていきたいなと思っております。 ○満行委員 具体的に例としてサイクリングとか書いてあって、サイクリングとしては四国がすごく有名で、四国全部に案内板があって、おるこの知事がサイクリングに熱心だというこ

とみたいなんですけれど、どうなるかは忖度で うちもトップがサイクリング好きだからみたい な発想なのかなと。ちょっとサイクリング等と 書いてあるので、思うんですけれど、こういう 事業って、やっぱり息の長い取り組みをしない と、ツアーとかいろんな部分があるかもしれま せんけれど、やっぱりメッカみたいな観光地と しての売り込みをしないと、なかなか難しいと 思うんです。これは、一応、30年度から33年度 なんですけれども、やっぱりやる以上はそれな りの定着をしてほしいなと思うんですが、その あたりはいかがなんでしょうか。

○岩本観光推進課長 サイクリングにつきましては、非常にブームになってきておりまして、本県は特に道路事情もそんなに交通量も多くないというようなことと、非常に風光明媚なスポットがいっぱいありますので、これを生かして伸ばしていきたいということで考えております。

既に今年度から取り組みを始めております。 まずは、ガイドの養成といったことで、講習会 を何回か開催をしております。そういった人材 育成の部分。

それと、当然、安全面の確保とか、あるいは 利便性、受け入れ体制をつくるということで、 サイクリングスタンドを設けたり、そういった こともやっていかなくちゃいけないわけですけ れども、やはりまだ緒についたばかりの取り組 みでございますので、これは国の事業を使って 一応3年間となっておりますが、国の事業は4 年ぐらいまでありますけれども、こうした財源 をしっかりと有効に活用しながら、着実に普及 させていきたいなと思っております。そういう いろんなパターンがあると思いますけれど、要 するに散策するようなイメージのサイクリング から、ある程度の距離のロングディスタンスの 競技者向けといいますか、長い距離を走るよう なものまでスタイルがありますので、いろんな パターンができるのではないかと思っておりま す。しっかりとその辺を誘客につなげていきた いと思っております。

○満行委員 4年間というのは特異です。3年というのが普通のパターンかと思うんですけれど、4年かかってやろうというのも非常にありがたいんですけれど。ゴルフとかついていますけれど、ゴルフは確かもう今相当冬場に韓国等から来ているので、サイクリング等を考えると、これは国内、国外、どこを絞って、このまちづくりの一つにしたいと思っていらっしゃるのか、展望があったらお願いします。

○岩本観光推進課長 両方を狙いたいなと思っております。まずは、日本人向けに今年度はガイドの養成とか始めておりますけれども、実は既に海外からも、この宮崎でのサイクリングを楽しみにやってきたいということで、ツアーが発売をされておりまして、ことしの4月には香港の旅行会社が4泊5日のサイクリングツアーを組んでいるところでございます。

それと、もう一つはクルーズ船で油津に寄港 したクルーズ客を対象に、油津港から飫肥城ま でのサイクリングツアーというのも、4月に実 施される予定になっております。

そういったことで、国内はもとより、海外からのお客さんも呼び込んで、やっぱり一つの宮崎の強みということで、これからしっかり生かしていきたいなと思っているところです。

○星原委員 32ページの交通機関等と連携した 国内誘客対策強化事業、働とあるんだけれど、働 なのか、もうこういうのは今までずっとやって きているんじゃないかなと思うんですが。そう

じゃなくて、今までやってきたのに加えて、ど ういうことを今後狙っていくのかでないと、神 話と食なんていうのは、もう宮崎の売りでずっ と言っている話です。そういうことじゃなくて、 もう少し掘り込んで、今までやってきた形のも のをどう変えようとしているかというのが見え てこないと、この事業、交通機関といっても、 航空会社なのか、あるいは鉄道会社なのかどう かわかりませんが、あるいは旅行会社というの は、今までも外国でも国内でもいろんなところ でやっているし、我々も県内でも観光関連の議 連の中でもいろんな団体を呼んで、いろんな情 報交換したりしているわけですから。そういう 中で他県にない形でどういう取り組みをしてい くのかというのを見つけ出してこないと、新た な●にはならないんじゃないかなと思うんです が、それはどうなんですか。

○岩本観光推進課長 この事業は、今回新たに 設置させていただこうとしていますこの基金を 使って実施したいというふうに考えておりまし て、実は、今委員御指摘のとおり、交通機関と の連携というのは、何も新しいものではなくて、 これまでもやってきてはいるんですけれども、 ただ、他県と比較しまして、やはりそこが本県 はかなり弱い部分があったということがござい ます。

今回の基金では、次の観光の飛躍に向けて、 新たに取り組むものと、それと今までやってき てはいるけれども、不十分だったもの、それを さらに加速させるために、さらにちょっとバー ジョンアップといいますか、力を入れていくも のということで考えておりますけれども、この 事業につきましては後者に当たるかなと思って おります。

今まで県外に向けてのプロモーションという

のをやってきてはいるんですけれども、東京と 大阪、福岡の県外事務所を通じたプロモーションがメーンでございまして、大規模なものになりますと、年に1回東京で開催されますツーリズムエキスポジャパンという大きなイベントがあるのですが、近年はこれぐらいで推移していたということで、あとは細かな航空会社との連携とか、チラシに共同企画を載せたりという取り組みはありましたけれども、ある程度まとまった宮崎の知名度を上げるような取り組みというのが、手薄な部分があったものですから、今回、この基金を使って、しっかりそこのあたりを実施していきたいなと思っております。

特に、JR西日本、JR九州とか、その辺とのタイアップしたキャンペーンとかも、もう何年もできていないというようなところもございまして、これは陸海空、航空機関と鉄道とフェリーということでタイアップをしながらやっていきたい。

この交通機関とタイアップすることによって、何がメリットかといいますと、交通機関が持っているネットワークを生かしてパブリシティによる広告ですとか、そういった部分がかなり活用できますので、それで費用以上の効果が出せるんじゃないかと思って、今回、事業として上げさせていただいているところです。

○星原委員 昔は団体旅行とかいろんなのが あったけれど、どちらかというと今は個人になっ てきています。だから、旅行会社とか、そうい うところを云々というのは、もうずっとどこで もやってきていることで、今の時代はインター ネットとかいろんなので宮崎の魅力をどう発信 していくのか。要するに見る観光、食べる観光、 ゴルフとか体験する、そういうのを区分けしな がら、高齢者の定年を迎えた人たちをターゲッ トにするのか、若い学生とか女性とかにするのか。ターゲットは、食ではこういうことでやるとか、目的を決めていろんなことに取り組まないと、大ざっぱな形でやって誘客誘客と言っているんじゃなくして、どういう形のものを狙って、どういう人たちに来てもらいたいのか、そういう食べ物とか遊ぶ場所とかを区分けして、そういう形でどう対応していったらいいかというところまでもう入り込んでいかないと、こういう通り一遍のところで、旅行者にお願いして来てくれとか、そんなのに幾らか補助金出してとか、もうそういう時代じゃないと思うんです。

本当に皆さん方が思っている宝というものが 宮崎にあるんだったら、どういうような観光資 源を宮崎としては提供していったらいいか、そ ういうものをちゃんと見つけ出して、そしてそ れをどう売り込んでいくのか、どういうところ にそういうのを売り込んでいくのか、これはも う国内だけでなくて、外国からでもそうだと思 うんです。そういうふうに的を絞った考え方、 やり方で作戦を立てていかないと、もう通り一 **逼の形で交通機関のところとか、旅行会社、そ** んなのはもう何十年も前からやっている話じゃ ないかなと私は思うんですが。そういうことに していって、せっかく宮崎牛でも三連覇果たし た、三連覇果たしたというんなら、逆に言えば ことしなんか、その宮崎牛をおいしく食べさせ るいろんな企画を、いろんな年代層に分けてで もいいですし、あるいはそういうイベントを開 いてもいいだろうし、やっぱりそういうものを 何か企画するのが、皆さん方のところじゃない かな。民間とか団体にも呼びかけをして、協力 をもらったりしながらやっていって、宮崎がチャ ンピオンに3回連続なったというんだったら、 そういうのを時期的に、夏だったら焼肉パーティ

一でもいいし、何でもいいんだけれど、いろんなそういうことをしながら、どういうところに呼びかけていくか。そうしたら、インターネットなんか使えばそんなに金かからんでも呼びかけできるわけで、旅行会社にいろんな金払ったり、いろんなところに出すよりか、そういうことに知恵を絞ったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

〇岩本観光推進課長 おっしゃられるところは、 当然、FITといいますか、個人旅行者に移っ てきつつあるというのもございます。ただ、我 々もやはりどうしても事業をやる中で、なかな か宮崎県の認知度が上がらないという理由は何 だろうというところで、いろいろと検討をした んですけれども、他県との取り組みの中で何が 違うのかというときに、特にこのプロモーショ ンの部分にどれだけまとめてお金を投資して、 どう質を高めていくかという部分でいくと、ど うしても宮崎県は弱いところがあると認めざる を得ないというところがございまして。関西方 面での認知度なんかも、鉄道会社等々連携しな がらやっている事業があるんですけれども、こ れに九州全体で取り組もうという中で、宮崎県 だけが参加してなかったというようなこともあ ります。

そんな状況もありましたし、あと、強みの部分でいいますと、今、他県をちょっと眺めてみましたときに、鹿児島とか佐賀は明治維新150年という非常に大きな打ち出しというのがこれから出てくるわけなんですけれども、鹿児島でしたら西郷どんが今放送を始めています。あと大河ドラマでいいますと、熊本は、いだてんという来年の大河ドラマがもう決まっているようなことですとか、世界遺産でいきますと、福岡、長崎、熊本、鹿児島といったところが、登録に

打ち出しをやろうとしている中で、宮崎は何を やろうかといったところなんですけれども、そ ういった中で、この事業で考えていますのは、 委員がおっしゃいました宮崎牛の三連覇といっ たこと、あるいは焼酎の出荷額日本一というよ うなことが続いたというようなところを強く打 ち出していきたいなと。

それには、交通機関との連携もそうですけれども、地元の観光関連産業―観光関連産業の中にはJAさんですとか、あるいは地元の食のメーカーなんかも一応広く含めて、他のそういった企業等とも連携しながら、ちょっと集中的に宮崎の強みというのを打ち出していきたいというふうに考えておりまして、その打ち出しの一つの大きな核として、こういった交通事業者との連携ですとか、あるいはそういった強みをさらに拡大させるような取り組みを、この事業を使ってやっていきたいなと思っているところでございます。

○星原委員 今、県外のいろんなところの鹿児島だ、熊本だに触れた。宮崎だって記紀編さん1,300年というのをうたい文句にした時期もあるわけだから、まだその期間中でもあるわけで、そういうのを狙って、どういうふうにそれを生かしていくか。

宮崎だっていろんなものがあるんですよ、神 楽にしても、今言う焼酎でもキャビアでも牛肉 でも、宮崎の日本一のものというのは。

あるいは、春のスポーツランドでキャンプ期間中に、その競技だけじゃない宮崎の食の文化をどうやって来た人たちに発信していくかとか、遊ばせる部分でそれ以外のものもあるんだとか、あるいはリピーターにしていくためには、毎年来てもらったり、2年に1回、3年に1回でも来てもらうためには、何をやっていくかとか、

やり方はいろいろあると思うんです。

そういうことをやっていかないと、ただどう だこうだとかいうだけじゃなくて、そういう目 的を持ってやっていく。あるいは、若い女性を、 大学生とか、そういう人たちに来てもらうため にはどうするか。何で呼び込むか。そうすると、 若い女性たちが来ることによって、若い男性も 来るとか、いろんなものがあると思うんです。

だから、やっぱりそういうものに目をつけて、 宮崎にあるものでどうやって引きつけられるか、 宮崎に引きつけられるものはないのか、あるの か。

私は探さないかんと思うんです。あるいは、 伝統のものがあれば、伝統のものを今までと違 う形の媒体を利用して、宮崎にこういうものが あるんだとかというのを見つけていく努力、そ ういうものをやっぱりつくり上げていかないと だめなんじゃないかな。

もう今、通り一遍のことでは、1回行ってあ そこはこんなところだったと思ったら、それで は来ないんです。だけど、宮崎に行くと、こう いうものが食べられるとか、こういうものがあ るとか、こういうことが経験できるとか、何回 行っても飽きがこないんだとか、そういうもの をつくり上げていくべきだと思うんです。それ がやっぱり誘客じゃないかなというふうに思う んですけれど、そういうことに取り組まないと、 なかなか勝てないんじゃないかなと思うんです けれど、どうですか、部長。

〇中田商工観光労働部長 まさしく星原委員の おっしゃるとおりだと思っています。

実は、先ほど宮崎牛の話が出ましたけれども、 今、我々が考えている一つが、まさしく宮崎牛 を宮崎に行って食べようキャンペーンみたいな のを、経済連あたりとしっかり連携とってやっ

ていこうと。特に、台湾で宮崎牛がすごく人気 が高いというのもあって、台湾で食べる宮崎牛 じゃなくて、宮崎へ行って本物の宮崎牛を食べ ましょうみたいな旅行商品をつくろうという話 を、農政ともちょっと話をしたりしております。

おっしゃいました、いわゆる記紀編さん1,300 年の取り組みもやっておりますけれども、神話 も今東京で非常に注目されているんです。國學 院大学の小川先生あたりに協力をいただいて、 神楽を披露したりやっておりますけれども、す ぐいっぱいになるという状況もあります。能楽 堂でも神楽をやったりしています。宮崎の強み ですので、そういうものをしっかりPRして、 そういうものを見にこちらに来ていただいて、 泊まっていただくというような仕組みは当然つ くっていかないといけないと思っています。

それ以外に、世界農業遺産の関係でも、椎葉 であったり、諸塚であったり、高千穂であった り、日之影であったり、それぞれいろんな文化 があるわけですから、そういったものを生かし ながら、そこの文化であったり、人であったり、 直接接してもらって、宮崎の魅力に触れてもら うようなことをやっていかないといけないと 思っていますし、ユネスコエコパークにしたっ てそうだと思っています。

要するにそういった宮崎が持っているもので、 私は非常に魅力的なものがいっぱいあると思っ ています。海から山から食べ物からいろんなも のがあると思っていますので、そういったもの をしっかり生かした形で、なおかつ今個人旅行 者がふえていますので、発信の仕方も工夫しな がら、できるだけ宮崎に泊まってもらうような 方策を考えた商品をこれから旅行会社というよ りも、市町村とか観光協会とかも巻き込んで、

考えています。

○星原委員 前には知事が100万泊運動とか掲げ たんです。そうすると、それがどこら辺まで行っ ていて、あの時代で100万泊だったら、今度は150 万泊にするとか、200万泊にするんだ。国も外国 から2,000万から4,000万と言っているわけです から、そういうものにあわせて、宮崎ではどう いうふうな取り組みをしていけば、目的を達成 できるのか、費用をかけた分の効果がどれだけ 出てくるのかというのを探りながらやらないと。 同じような事業を毎年やるだけで、本当にそれ で自己満足されているのかわかりませんが、そ うじゃなくて、やった事業がどういう効果で、 どういうことが足りなかったというものがあれ ば、そういうのを見つけて、次の年にはこうい うふうにここを変えていこうとかという、そこ までやっていかないと、なかなか誘客がふえる ということにはならない。あるいは、ふやすた めには、どういった人たちをターゲットにした か、ことしはこういうことをターゲットにして、 これぐらいはできないかとか、いろんなことが あると思うんですけれど、そういうことをやり ながら、観光というのは本当にいっぱいいろん なやり方があるわけで。スポーツ観光から、文 化の面から、いろんなことがあるわけですから、 ことしはどこに的を絞っていくということをや りながら、いろんなものでどんどん広げていく、 そういう形にしないとだめなんじゃないかなと 思いますので、ぜひ頑張ってください。

○岩本観光推進課長 今、委員おっしゃられた とおりでございまして、32ページの下のほうに 図がございます。ここの下のほうに、左下です けれども、誘客効果の検討改善ということで入 れております。当然、打ちっ放しではなくてそ の成果もしっかり踏まえながら改善を加えてい きたいと思っておりますので、御理解いただき たいと思います。

○坂口委員 やっぱり観光というのは人様の財 布次第です。よそさまの財布次第ですごく変わっ ていく。でも、しっかり基本というところを一 つ持って、何があっても宮崎しかないぞという ようなものを一つ持つということ。そして、こ ういった観光消費でのバブルが出てきたときに、 その分は宮崎がとっていこうという。だから両 建てでないとだめなような気がするんです。幾 らいいものをどうやったって、こうやったって、 ブーム的なものだったら、やっぱり懐が空にな りゃどうしようもないわけですから、消費者は まずそこを節約していく。そこらが基本的にしっ かりされているのかなというのをいつも感じる んです。

これ、判断が正しいかどうかわからないんで すけれど、例えば宮崎牛をベースにして、これ を全力でやっていく。牛の育て方というのはま た別な世界で勝負をやっているわけですから、 宮崎牛よりいいものが出てくるかもわかんない し、それを食べるために、わざわざ日本まで来 て食べるという、そういった活力をいつまでも 相手国が持っているかというとわからない。国 内でもわからない。もちろんそれはこぼしちゃ いかんから、それに向けた手立てというのは必 要なんですけれど、その前に宮崎しかないぞと いうような、さっき言われたエコパークでもな んでも、これは学術、研究、教育の分野です。 こういったものは普遍のものがあります。ひと つ基本的にそこに戻る必要があるんじゃないか という気がするんです。

そういったもの、基本的にどう県は整理されているのかなというのを。

これも僕個人の考えですけれど、例えばえび

ののレクリエーション施設の運営というのがずっと来て、これたまには大型投資も言ってきている、大規模の修繕とか改修とか。これを県がやる必要性と大義、五ヶ瀬に行けばスキー場は民間がやっています。日向あたりは、サーフィンは市が一生懸命やっています。そういったものの線引きを県は一体どうされているのか。だから、あそこにスケートリンクがあるからこそ県外、海外から来て、宮崎に波及効果をいっぱい持たせるよというのと、あそこのサーフィンだって、滑って遊んだりするだけで、その自治体以外への経済的波及はないじゃないか、だから市がやるんだとかいうような線引きが見えないんです。

だから、やっぱり僕は、ここは基本をしっかりやって、まず、県がやるべきものは何なのか。絶対何があっても宮崎が強いものはどこなのか。そして、こういったクルーズなり何なりが入り出したときに、それをどうやって宮崎に持ってこらせるか。これだっていつぴたっととまるかもわからないわけです。それが全てみたいな観光政策になっているような気がするんですけれど、どんなしっかりしたものを基本には持っておられるんですか。

〇中田商工観光労働部長 線引きというのはなかなか難しいんだろうと思います。考え方としては、本当委員がおっしゃるとおりだと思いますけれども、宮崎の強みって何だろうかと考えたときに、おっしゃったように、食と、今はスポーツが宮崎の強みかなというふうに私は思っています。

今回の基金の一つの柱はスポーツを掲げておりますけれども、スポーツもいろんなスポーツがあって、見るスポーツ、今回、するスポーツということで。するスポーツ、先ほどもありま

したけれど、全くやっていなかったかというと、そうでもない。ゴルフとかはやっていましたけれども、サーフィンはもちろんやっていたんですけれども、要するに行政としてそれで誘致をどれだけやっていたかというと、そこまでやってなかった。整備はやっていましたけれども。だから、するスポーツということで誘致に取り組む。サイクリングもまさしくそうだと思います。

そういう観光というのは、食が当然プラスされるんです。そこに宮崎の強みである肉であったり、牛肉もありますし、豚肉、鶏肉もあります。それに県外の人に聞くと、やっぱり宮崎の野菜って非常においしいよねという話を聞きますけれど、そのあたりは宮崎でしか味わってもらえないということで、食をプラスした形でPRできるのかなと思っています。

市町村とどういうふうにするかというのは、なかなか難しいところがあるんですけれど、基本的には広域的に取り組むのが県なのかなと思っています。ただ、今は各市町村が取り組んでいることをつなげていくということも県の大きな役割だと思うんです。

今、DMOで県で取り組んでおりますけれども、先ほど星原委員がおっしゃったようなことがまさしくDMOの取り組みなんですが、各市町村で取り組んでいるDMOもございます。ですから、そういうものをうまくネットワークを組みながら、要するに周遊してもらうような仕組みをつくるのが県の一つの役割でもあるんです。それぞれ魅力が地域によって違いますので、それをうまく結びつけていくといったことを、県でどこまでということではなくて、県と市町村、それから民間団体とか、いろんなところを巻き込んで、一緒になって同じ方向を向いてやっ

ていくというのが非常に大事なのかなと感じているところです。済みません。ちょっと答えになったかわかりませんけれど、一応、そういう考え方で今取り組んでいるところでございます。 〇坂口委員 僕も整理できないまま聞いて、ぱっと今思い浮かんだことをそのまましゃべっただけなんですけれど、何かそんな気がするんです。だから、観光コンベンション協会、その下に今度は行政レベルの県と全市町村を巻き込んだものがない。関係団体とか関係業界とか、そこらと面というよりも立体になったものがないような、何か整理されてないような気がするんです。

もう一回基本に返って、やっぱりどんなことがあったって、これは最低のニーズがあるんだと、そしてこれは宮崎しかないんだというようなものをまず一つはがっちり固めていきながら、その上に乗っけていくというようなのが、何かないかな。何か整理しないといけないんじゃないかなというのと。多分、スケートをしようというのは、前から気になっているもんですから、何であそこを県がやって、うちらのを県がやらないんだとか、何かそこらの整理ができていないような気がして、これはお願いにしておきますけれど。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

○星原委員 なければ、38ページに少年少女国際交流事業というのがあるんですけれど、この予算額見て、丸が一つか二つ足りないんじゃないかな。というのは、グローバル社会の中、これから国際的にいろんな形で交流を進めていかなくちゃいけないという。本当に人づくり、宮崎の子供たちが世界に通用するような、そういう子供たちに育てていこうとすれば、将来の財産になってくるわけですから、この程度のことで交流事業をやって、ごまかしみたいな形で40

名ぐらいが動いたって、そんなに影響ないです。 やっぱりもう少し数を10倍とか20倍とかふやし て、予算もふやしていって、ほかの46都道府県 に比較して、外国との交流に相当力を入れて、 要するに家庭で学べない、地域で学べない。外 国に行って日本のよさ、宮崎のよさ、そういっ たものを教える、知る、そのことで、その人間 が将来どういう職業について、どういう生き方 をしていくとか、そういうことにも発展するん です。

ですから、やっぱり本当に人材育成という面で国際交流を考えるんなら、もう少し予算面も人数の面もふやした形でないと、実際いって、この規模ぐらいで、宮崎が国際交流を子供たちにやらせていますよと、こんなの言えないです。

だから、やるんならもう少し、どこかほかの 予算はもう決まっているわけですから、枠の中 で、いろんなことには使えるんだけれども、本 当に小学校時代とか、中学校時代とか、高校時 代、やっぱり若いときにそういう経験をさせる、 あるいはそういう触れ合いをさせる、交流をさ せる、そこを本当に大事に思うんなら、もう少 し数の面でも予算の面でもふやしたらどうかと 思うんですが、これはどう思いますか。

○中嶋オールみやざき営業課長 今お話ありましたとおり、我々もこの事業は非常に大事な事業だと考えておりまして、やはり若いうちにそういう国際交流をするということは、当然相手国との相互理解、それとそういう国際感覚豊かな人材を育てる上で、まさしく今、県が人材育成ということに取り組んでいるわけで、これも人財づくり基金で行うんですけれども、非常に大事だというふうに考えております。大分前になりますけれど、この事業のアンケートとかとると、なかなか韓国とか、言葉自体は意思疎通

は大変なんですけれど、子供たちも非常に満足度が高くて、ぜひまた続けてほしいという、子供もそうですけれども、親御さんからも非常にそういうリクエストの高いというか、満足度の高い事業ということで、いろいろ予算の制約もありますけれども、何とかこの人数はキープしてやっていきたいというふうに考えております。ただ、我々も今回の改善事業で、今は韓国なんですけれども、さらに違うエリアということで、香港が今、国際交流関係の事業が今ちょっとないもんですから、定期便があって、つながりも深いんですけれども。ここだけそういう事業がないということで、人数は少ないんですけれども、まずは5人程度、香港との交流事業も始めたいというふうに考えております。

特に、アンケートの中で、やはり英語圏との 交流もしてほしいという意見もありまして、そ ういうことも含めまして、今回、そういう形で 事業を改善して実施しようと考えておるところ でございます。

○星原委員 私が言うのは、もう少し数もいろんなところで、そして、県内26市町村でも多分こういう外国との交流、子供たちの交流をさせたいろんな事業をやっているかもしれません。そうしたときに、県と市町村とでどういうところで、どれぐらいの人数を派遣している。あるいは、お互いに交流させている、そういらことをやっていないところにも、やるようにお願いする、また県が少らなくても、26市町村の子供たちが、それぞれの市町村単位で海外とのこういう国際交流をやるように仕向けていって、人材を育てていく。先ほどの件で、県内企業に残そうといろんなこともあれば、企業あたりにもそうい

う人材育成の形で、何かの協力金みたいな部分 もやって、少しでも外国に行く数をふやしてい くためにはどうしたらいいかということあたり も検討して、金だけの問題じゃなくて、やっぱ り人づくりというのは、目的を持ってやらない といけないと思っているんで。県だけでやれと いうんじゃなくて、26市町村と連携の中でやら れてもいいんじゃないかなというふうに思いま すし、いろんな意見交換しながら、それこそやっ ぱり教育委員会との連携なんかをして、いかに 今の子供たちにはどういった刺激を与えること がいいのかということあたりも考えていかない と、毎年同じことを、こうやって、やっていま す。それは継続していくことも大事なことでしょ うけれど、それとはまた新たに違う時代が進ん でいるわけですから、10年前と今とは違う。こ れからまた10年先は違っていくわけなんで、そ ういうものに向けて、どういうふうに変えていっ たらいいかとか、やり方もやっぱり考えたほう がいいんじゃないかな。もうそろそろ同じこと をずっと繰り返すだけじゃない形が望まれるん じゃないかなと思って、見させていただいたと ころなんですけれど、やっぱりそういうことも 検討していったらいいかなと思うんですが。

〇中嶋オールみやざき営業課長 我々も、まず 教育委員会とは台湾関係で高校生を派遣する事 業がありまして、ことしは桃園ですとか、新竹 と交流をしていただいて。そういう教育委員会 とも連携しながら取り組んでおります。

それと、おっしゃっていただいたとおり、今単独で交流事業を行っている市町村もありますので、我々はそういったところとも全県的には連携しながら、また、そこ辺を深めていきたいというふうに考えております。

○武田委員 35ページで、東京オリパラ等合宿

・大会誘致受入推進事業ですけれど、事業内容 ①の誘致のターゲットとなる国、競技等との交 渉や情報収集を行うキーパーソンの委託ですが、 これのターゲットとなる国はどことどこで、競 技団体はどういう団体を予定されていて、キー パーソンは何名なのかを教えてください。

〇岩本観光推進課長 まず、ターゲットとなる 国でございますけれども、ドイツ、イギリス、 イタリアでございます。それぞれに1名ずつキ ーパーソンがございます。それと、ほかにター ゲットといいますか、こちらのほうから視察等 を受け入れている国、地域といたしまして、台 湾、カナダ、あとアゼルバイジャンの2カ国と 1地域がございます。

ドイツにつきましては、陸上連盟でございます。これは既にもうオリンピックの事前合宿というのが決定をしております。

あと、ドイツは柔道がございます。こちらについては、まだオリンピックについてはこれからなんですけれども、昨年11月に延岡市で東京グランドスラムという大会の事前合宿を実施した実績がございます。

あと、イタリアについては、トライアスロンとサーフィン、イギリスがパラトライアスロン、 それからカナダがトライアスロンとパラトライアスロン、台湾がサーフィン、あとアゼルバイジャンが柔道、レスリング、空手、テコンドーとなっております。

○武田委員 しっかりとターゲットの国と競技を絞られて、大変すばらしいと思いますので、 ぜひ実績をまた上げていただきたいと思います。 よろしくお願いします。

それと、大規模大会誘致開催支援ですが、これはもう一応ある程度予定が立っていらっしゃるのかお伺いします。

〇岩本観光推進課長 実は、4つほど今予定が ございます。1つは、ことしの8月にオリック スバッファローズの、これはプロ野球ですけれ ど、公式戦が予定されております。

それと、時期が前後しますけれども、7月にポニーベースボールという、ポニーリーグという大会がございます。これはアジアパシフィックチャンピオンシップトーナメントというのがございまして、若い子供たちの、要するに中学生以下の子供たちのいわゆる国際大会ということになります。10チーム、10カ国から男女が参加して、7月に開催される予定になっております。

それと、アンダー18アジア野球選手権大会というのが9月に開催される予定になっております。これは男子でございます。18歳以下のアジアの野球選手権大会。

それから、10月にオールジャパンサーフィングランドチャンピオンズゲームという、これも年間チャンピオンを決定する国内の大会の最後のクライマックスの分が10月に予定されているところでございます。

○武田委員 しっかりと大会を支えていただいて、それと大会に来られる方々を、その地域地域の観光地に誘客していくようなシステムを競技団体、また、それぞれの市町村とタイアップしてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、スポーツランドみやざきを生かしたまちづくりの36ページですけれど、これもさっきサイクルツーリズムの話が出ましたけれど、きのう、それこそ東九州自動車道の北郷、東郷間の開通式に行きましたら、歩き初めとともに、サイクリング――歩けないし自転車でも通れませんので、最初で最後みたいな感じで、物すご

く多くのサイクリングの方が、もう顔見知りの 串間の方、日南の方、それと宮崎とか都城、大 分広いところから相当な数が来られていて、サ イクリングのブームなんじゃないかなと。あと、 ツールド日南・串間というのがここ数年、日南 と串間のサイクリング協会の方々がタイアップ して、448号線を走って、都井岬まで走ったり、 日南串間を周遊するみたいなルートを考えてい らっしゃるので、それと自転車をかけるサイク ルスタンドというか、あれもコンビニであった りとか、串間の駅前の電車があるんですけれど、 あそことかにいろいろ準備をされていて、大変 おもしろい取り組みなんです。

ぜひ、先ほどからずっと出ているように、そ ういう大会を市町村と連携した形で、先ほどか ら委員の方が言っていらっしゃるように、私は 県議になったばかりであれなんですけれど、市 議の時代から見ていると、市の職員と話しする と県と国と連携しながら頑張りますと言うんで す。県に来ると市町村と連携しながら頑張りま すと、本当にそれもそういう気持ちなんでしょ うけれど、実際見ると、きょうどこで何があっ ているのか、市の庁内でもちょっと課がかわる とイベントがぶつかり合ったりとか、お互いが 協力できていないような状態がいっぱいありま して。日南はきのうちょうど渡り初めが高速道 路であった後に、その後知事と東部長たちと、 今度は飫肥に行きまして、プロジェクトマッピ ングを。日南市長も言ってらっしゃいましたけ れど、今たまたま自分が市長でこういう状態で すけれど、長年ずっと飫肥城もやってこられま した。高速道路もずっとやってこられて、今、 ちょうどきたときにたまたま私が市長なんです という話をされていたんです。飫肥も、もう数 十年前から行っていましたけれど、コイが泳い でたりとか、町並みはそんなにその当時から特 別に何か変わったわけじゃないんですが、やっ ぱり飫肥の人たちの気持ちが全然違うような、 プロジェクトマッピングを見た後に、その後ずっ と城下を歩いたんですけれど、何か侍が向こう から来るんじゃないかみたいなイメージを与え られるようなところで、本当に地域で頑張って いらっしゃるところ、県があるから頑張れると 思うんです。県がやっぱりいろいろな補助政策 をしていただいたりとか、助言をしていただい たり、最初から見ていただくことが、僕は県の 皆さんの仕事じゃないかなと思っていますので、 このゴルフとかサイクリングに来られた方々を 県内の観光地にもう一泊していただく、もう2 泊していただくみたいなものを、各市町村の企 画を全体で把握しながら、皆さんが上から動か していくようなシステムができるとおもしろい んじゃないかと思っているんですが、そこらあ たりいかがでしょうか。

○岩本観光推進課長 まさに今、委員のおっしゃ られたとおりでございます。

実は、このスポーツランドみやざきを生かしたまちづくり推進事業は、昨年11月にスポーツの実態調査というのを、補正予算を組んでつけていただきまして、実施をしたところであります。要するに、スポーツキャンプを見にくるお客さんがどういう行動をしているかとか、あるいはサーフィンやサイクリング、ゴルフとかるいはサーフィンやサイクリング、ゴルフとかるかというようなところも調査をしておるところもころもしっかり踏まえながら、これでもらえるかしっかり踏まえながら、これ

から事業をさらに詳しく詰めていきたいなと 思っているところでございます。

○渡辺委員長 ございますでしょうか。済みません、私も。

先ほど前半のほうで出ましたラグビーのワー ルドカップの関係なんですが、実は、あと1週 間後から事前のチケット販売が始まる、開催都 市の住民向けのが始まって、あと半年したら1 年前のチケット販売が開始し、あと1年半で始 まる大会なんですけれども。事業の頭みたいな ところには、いつもオリパラとラグビーワール ドカップがあるので、こうやりますという事業 が書いてあるわけなんですが、実質、例えば大 会の試合が3都市で九州の中ではあるわけで、 そこにどのぐらいの観客が来て、そのうちどの ぐらいが、先ほど来議論に出ていたヨーロッパ であったり、オセアニアだったり、余りふだん 宮崎に来られない方々だという見込みがあって、 そこに来られた方からどのぐらいの誘客を宮崎 にしようとしているのかというような。何らか の数値目標とまでは言わなくても、現状、その 地域から宮崎はとても少ないという現状がある 中で、何でもそういう目標を持って、この間に こういう事業をして、来てほしいと思っている のか、それともそれは1人か2人でもっていう 意味では、必ずその時期に今より、通常よりも 多くの人が来るというのは間違いないだろうと は思うんですが、そこは何か考えがあってこう いう施策に結びついているのでしょうか。

○岩本観光推進課長 先ほども申し上げましたけれども、ラグビーワールドカップの全体で推定ですと、前回のイングランド大会の実績を踏まえてみますと40万人ぐらいが来るのではないかという見込みが立っております。これは全国でということになろうかと思いますけれども、

そうした中で、具体的にそのうちの何人という計算まではちょっと正直できておりませんが、一応、この基金で集中的なインバウンド対策を打つことによって、目標としておりますのが、最終年度の2022年度に訪日外国人の延べ宿泊者数で65万人を目指したいと考えております。これは、2015年、震災の前の年になりますけれども、延べ宿泊者数が20万人という状況でございました。これの3倍強を目指したいというふうな目標を立てているところでございます。

○渡辺委員長 今の数字は最終年度の延べの宿泊者数ですよね。ということは、率直に言ってしまえば、ワールドカップがある年の数字は全く関係がないというか。もちろんそれを見て、宮崎に行こうという間接的な広がりの部分は別にして、ラグビーワールドカップが九州の3都市であることによって、宮崎県に呼び込むという数字とは正直言って結びつかない数字だと思うんですが。その部分的なところを切り取ってラグビーのワールドカップが40日間以上ある、そのことによって、宮崎には北部九州地域から、隣県熊本も含めて、どれだけの誘客をしたいんだというような目標値があるのかということをお伺いしているんですが。

〇岩本観光推進課長 済みません。正直申しまして、まだそこまで細かに分析といいますか、立てた目標値とはなっておりません。

○渡辺委員長 お伺いしたいんですが、今、そこに至っていないというお話でしたが、それも来年の話であって、立てるつもりがあるのか、それとも立てるつもりはそもそもない話なのか、そこはいかがなんですか。

〇岩本観光推進課長 全体でどのぐらいが九州 のこの試合に来るかという、まだちょっと全体 のパイの最終的な人数の予測が立たない部分が あるといったこともございますけれども、今の ところ、そのうちの何万人を宮崎にという目標 までは立てておりません。来年度の話になりま すけれども。

○渡辺委員長 何であえてこうやって聞いてい るかというと、先ほど言ったようにチケット販 売も始まります。出場国もほぼ9割型決まって いるという状況です。ですから、プラスアルファ でラグビーの試合を見ないけれども来るという 人のことは読めないにしても、大会規模がどの ぐらいで、どこから大体どれぐらい来るという のはもうわかっている時期、わかりつつあり始 めていると思うんです。さっき言ったように、 大会自体は1年半後スタートなわけです。確固 とした数字のことを聞いているわけではなくて、 それを考えるつもりがあるのかないのかという ことで、そもそもこういう事業の受けとめも相 当違うと思うんです。こういう文章の頭にはい つもラグビーワールドカップというふうに出て くるけれども、本当にラグビーワールドカップ を契機として、その期間中も含めて、直接の呼 び込みをどのぐらい考えているのか見えないと、 正直言って、なかなか僕らもこれをどう受けと めればいいのかがわからないなというさっきの 指摘でした。

あともう一つお伺いしたいのは、福岡、大分、 熊本であるので、そこに来た人が、時間が余る ので、南九州にも来てくれたらうれしいなとい う受けとめだけなのか、それとも先ほど機構の ほうで一緒に取り組んでいる部分があるという 話でしたけれども、これは恐らく北から南に来 てくれたらという取り組みだと思うんですが、 ラグビーのワールドカップそのものを、例えば 九州全体から、南九州からも人が来る可能性が あるんだったら盛り上げていくというような考 えが、県行政としてもあるのか。宮崎は開催地ではないわけですが、北部九州で3つあるので、例えば来たときに、ワールドカップの期間中に宮崎に来たけれど、宮崎では全くワールドカップ色も一切ないというような状況でいいというふうに考えているのか、それとも何らか間接的にワールドカップを一緒に盛り上げていくような機運を県としてはつくろうとしているのかということをお伺いしたいと思っているんです。

これを聞いている背景は、東京オリンピックまでもう1年を切った後に行われるラグビーのワールドカップなんで、恐らく国内の機運は東京五輪でわっと盛り上がっていて、そんなにワールドカップやっているということは、ラグビーが好きな人間は別にして、そう広がるのかというところにも若干懸念があるような気がしているんですが、そこについて考えがあるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○岩本観光推進課長 まず、先ほどの何かの数値目標ということでしたけれども、やはり委員長がおっしゃいますように、現に大会が開催されると。それを呼び込むということになりますので、具体的にどういう形になるかわかりませんけれども、何らかのそういった目標なり、そういった手立てをしっかりと講じていきたいなとは思っております。

それと、機運醸成につきましては、先ほどキャンプの事前誘致のお話もございましたように、今、イングランドラグビー代表チームへの合宿誘致なども働きかけております。宮崎では、大会は開催されませんが、やはりラグビーに適したスポーツ環境だというようなところもしっかりとこの機会にアピールしていきたいなと思っているところでございます。

○星原委員 さっきの説明の中の265ページの宮

崎フリーウェイ工業団地というのが出てきたんで、ちょっとお聞きしたいんですが、これは今、 全体の面積の中でどれぐらいの状況になっているんですか。

○温水企業立地課長 全体で約28へクタールの整備をしてありまして、現在、10へクタールが売れて、残りあと17.1へクタールという状況になってございます。

○星原委員 そこで、ここの4番に維持管理事業ということで560万円余が予算計上されているんですが、これはもうこれまでずっとこれぐらいの予算計上してきているんですか、どうなんですか。

○温水企業立地課長 基本的にはほぼ同じ規模で予算化をしております。その内容は、除草、草刈りを行わないと、そのままでは管理が十分できませんので、定期的に草刈りを行っている経費が主な経費となっております。

○星原委員 だから、結局、企業が埋まらない。 経費が毎年500万円ずつかかっているとなると、 できて20年ぐらい以上になるのかな。というこ とは、もう1億の金が結局そういう管理になっ ているわけです。さっき言ったように、国際交 流の事業なんて300万円しか組んでなくて、こっ ちのほうが経費がかかっているわけ。だから、 無駄な経費というわけじゃないんだろうけれど も、なかなか厳しいんでしょうが、そういった ものをいかに少なくして、本当にいろんな生き た金として使えるような形のものも考えていく べきじゃないかなというふうに。これを見て、 維持管理500万円ずつかかって、単年度でい きゃ500万円ぐらいのもんだけれども、10年、20 年とたってくると、かなりそこにつぎ込んだ計 算になるわけです。果たしてそこから将来的な 何が見えてくるのか。という気がするもんです から、やはりこのフリーウェイ工業団地も、我々も久しく全然気にもとめてなかったんですけれども、あそこをどうやって埋めるかというのは、やっぱり県の大きな課題の一つかなと、今思ったところなんです。

ですから、やっぱり少しでも維持管理費が少なくて済むように、努力してほしいなというふうに思います。

○温水企業立地課長 今星原委員のおっしゃっ たとおりで、我々も正直、売れてくれないこと には管理費がどんどんかさみます。平成11年に 売却、販売を開始しておりまして、現在8社、 立地認定しています。このところ27、28、29、 3年続けて1社ずつが立地認定しておりまして、 実は、一番広いところに3区というのがありま して、ここが7.1~クタールありますが、今、そ こに興味を示してくださっている企業さんと折 衝中です。結果どうなるか、今の段階では何と も言えませんが、そのような形でいろいろと努 力は継続してやっておりまして、そこの7へク タールが仮に売れるということになりますと、 残りあと10ヘクタールということになり、かな りまた状況も変わってくるのかなと。そして維 持管理経費も多少なりとも落ちてくるのかなと は思っておりまして、本庁と、各県外事務所と、 そして地元市町村の高原町さんとも連携をしな がら、ここは非常にもうずっと懸案事項という ことで、約20年近くこういう状態が続いている もんですから、何としても販売につなげられる ように、我々も継続的に努力は続けていく所存 でございます。

〇星原委員 頑張ってください。

○渡辺委員長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、以上で企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時46分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しました ので、これより総括質疑を行います。

商工観光労働部全般についての質疑はござい ませんでしょうか。

〇黒木委員 今の子供の交流事業が一桁少ない という話がありましたけれども、午前中に私が 聞いたのに答えてもらえんかったのは、やっぱ りアドバイザーとかコーディネーターとか、そ れは商工観光労働部もそうですけれども、総合 政策部もそう、農政関係もそうですが、ほかの 部局でもいっぱいこういう人たちが非常に有効 に活用されているという面ももちろんあると思 いますけれども、そういったものを一回精査で もして、本当に必要なのかとか、どうして要る かとか、そういったことを考えると、相当な人 件費がこういうのに使われていると思うんです。 そういった意味でも、子供への投資をこういっ たものにもう少し使う、すぐ目の前では効果は 出ないけれども、こういったものにしっかり取 り組んでいくことが、将来、宮崎のためになる と思うもんですから、やっぱりそういったもの をしっかり一度は見直すというか、点検する必 要があるんではないかなというような気がいた しますので、一度、そういったものも検討して いただきたいというふうに思います。

○中田商工観光労働部長 確かに、最近専門家にお願いしてやってもらう事業というのがかなりふえてきているのかなというふうに思っております。それだけいろいろ事業自体に専門的なことがふえてきているというのもあるんだろう

と思いますけれども、ただ一方で、黒木委員がおっしゃったように、将来を見据えて、若い人たちに対する投資というのも非常に重要です。けさほどのキャリア教育の話もそうですけれども、そういったあたりを中長期的にどうやってこの時代にしっかり対応していって、将来の宮崎につなげていくかというのを考えていかないといけないというふうに思っておりますので、そういう面をしっかりと考えながら、今後の事業展開を検討していきたいと思います。

以上でございます。

○武田委員 ワーク・ライフ・バランス、新事業、この辺の関係なんですけれども、確かに家庭と仕事の両立が大変で、ここも一つ県を初め、市町村の役所とか、大分職員数減らされて、そこに出されています、臨時であったりとか。それで、一般の方はやはり土日が休みがいいので、どうしても役所関係の臨時とかが多くて、今実際、一般の地元の商工業者のところの人手不足、そこもひとつあるんじゃないかなと。だから、国からのいろいろな要望があって、そういうふうになっているんでしょうけれど、しっかりと人件費をかけて、臨時が多過ぎて、一般のところに回らないというところもあったりするんです。

このワーク・ライフ・バランスの取り組み、 とってもいいと思うんですが、ここに来られる 方々は、女性とか事業所の方が来られると思う んですけれど、男性の方々にこういうところに 来ていただかないと、なかなか女性の活躍する 場がないと思うんです。子育て中の方は3時間 とか5時間単位でみんなが回していけるような 形になっていかないと、実際にこれをやっても 人材確保になかなかつながらないのかなと思っ たり。農業者と工業者、土建業の方々なんです が、この前ちょっと日南、串間で話を聞いたときに、時期をずらして相互交流ができるんじゃないか、相互に人材の移動をしていけば、人手不足の解消に少しでもつながるんじゃないかという話も県のほうからちょっとお聞きしたところなんですが、そのあたりは今後どういうふうに取り組まれていかれるのかなと思いまして。

○外山雇用労働政策課長 ワーク・ライフ・バランスについては、2つの側面があると思っています。1つは労働力確保のために女性とか高齢者とか、そのあたりの人たちに活躍していただく。そういう意味では、仕事と生活のバランスをとっていかないとなかなか働けない。一方で、企業側においても、今、現状としましては、給与面もさることながら、やっぱり長時間労働があったりとか、休みがとりやすいとか、あるいは子育てがしやすいとか、そういった面も多分にあると思いますので、そうしないと企業側も人材確保ができないという状況になっていると思います。

その企業についても、委員おっしゃったように、商工業者から農業とか、いろんな事業所があると思いますけれど、私どもの事業で、仕事と家庭の両立応援宣言ということで、その事業所については、いわゆる農業法人みたいなところとか、あるいは小さい事業所等、今1,000幾つの登録を持っているんですけれども、その中でやっぱり徐々に経営者もそこで働く人たちの意識が変わってきたというふうな声を聞いておるところで、地道に継続し、その辺の業種間のバランスもとりながら、広く推進していきたいと考えております。

○武田委員 ありがとうございます。本当に人手不足が解消されれば、2人体制、3人体制、4人体制にしていきたい経営者はいっぱいいる

と思うんです。ところが、長時間労働になって しまうのは、その人が休むとあとがいない。募 集しても来ないという現状がありまして、そこ らあたりの全体的なところを県のほうでどうい うふうに仕組みを整えていくか、今後、勉強し ていただいて、何とか県内のこういう中小零細 企業の人手不足が解消できるように努力をお願 いしたいと思います。よろしくお願いします。 〇渡辺委員長 総括、ほかにありませんでしょ

○渡辺委員長 総括、ほかにありませんでしょうか。

○坂口委員 これ部長に。今の雇用がこれだけ 拡大してきているというのは、かなり政策的な 部分がありますよね。具体的には税の投資もか なりやられていて、あれだけ国費を市場に回し ていけば、当然、雇用がそこに生まれてきます。 それと同時に、海外にかなり進出していくとい うふうなことでも、またそこでの雇用が、国内雇用につながる。経済が海外展開していけば。

ただ、これは将来保証されているかというと、かなり厳しいときはまた来ると思うんです。やっぱりいいときがあれば、山あり谷ありで。そのときに、これまで何度も経験しているんですけれど、県内にあった組み立て業、加工業なんかが、かなり閉鎖されて、要するに雇用の場がいきなり宮崎から消えていったというようなことが。そのときに、なぜ消えていったかというと、今度の事業で入ってきてはいるんですけれども、やっぱりそこに、よそよりも宮崎に根づくことが有利なんだよというようなものが、全体としても整備されていないとだめだと思うんです。試験研究機関から人材の育成、養成あらゆるものを。

そういったものを今後の課題として、長期的には、やっぱり国内を見れば、人口減少時代。 海外はどんどん成長してきているということで、 将来、今のままの日本での生産なり消費なりが、 あるいは世界に向けての国内の経済に貢献する ような商品なりというのが続くかというと、か なり厳しいと思うんですけれど、それらに向け ての長期的な考え方というのはどういうのを 持っておられるんですか。冷え込んだときがか なりきついと思うんです。また雇用の場がなく なってきてということで。そこを、まずそうい う心配は要らないんだっていう分析されている のか、将来はやっぱりそういう時代は必ず来る。 今は相当の財政出動です。金利だってマイナス 金利で、あらゆることをやって、いわゆる3本 の矢、4本の矢ということでのアベノミクスと いう言葉で片づけているんですけれど、これは やっぱりかなり政策的にやっているということ ですよね。今の、とにかく経済を高めていこうっ て、縮小させまいというのは。そこが、限界が 必ず来る。そして、今度はその副作用が来ると きが来ると思うんです。そのときに、どうやっ て宮崎を安定させるかという、そういうのはど んなぐあいに考えておられるのか。

〇中田商工観光労働部長 非常に難しい質問だ というふうに思います。これは、私の意見とい うことで聞いていただきたいと思うんですけれ ども、多分、今の状況であれば人手不足が解消 されるというのはなかなか難しいのかなと思っ ています。

ただ、一方で、今、AIとか、IOTとか、 そういうのが進んでいった場合に、要するに今 人でやっている分がコンピューターでやったり、 機械でやったりということがかなり進んでくれ ば、人手不足という状況は大分なくなってくる というふうに思いますし、そういうふうに言わ れていると思っています。

そういう中で、本県の経済を持続させていく

ためにはどうしたらいいのかというふうに考えた場合に、産業構造を、特定な分野じゃなくて、いろんな産業分野が県内にあって、それに対応できるような企業構造をつくっていく必要があるのかなと思っています。

基本的に、宮崎の場合は、今、食品関係が非常にウエートが高いという状況にあります。食品関係というのは、生活に関連する産業ですから、多分すごく景気がよくなったり、悪くなったりというのはあんまりないとは思うんです。一定の安定した成長はあると思いますけれども、ただ、極端な成長というのはなかなか望めないというふうに私は思っています。人口はどんどん減ってきていますので。

そういう中で、あとどういう産業を持って来るか。今、県のほうで力を入れている成長産業であったり、未来産業ということで、航空であったり、自動車も含めて、いろんな今後の成長が予想されるような産業、医療も含めて取り組んでおりますけれども、そんないろんな産業構造というか、いろんな産業が宮崎にあるような状態をつくっていくということが、やっぱり持続的に宮崎を成長させていくには非常に重要なことなのかなと。

ですからそのためには、地場企業の育成もしていかないといけませんし、企業誘致にもやっぱり取り組んでいく必要があるのかなというふうなことで、今考えているところでございます。 〇坂口委員 そこなんです。だから、逆を言っているんですけれど、いろんなことでAIだ、それからICTだ、ましてや人口減少になれば消費というのは常識的には縮小していきます。 それが、せんだってから人口減少対策ということで問題に、このままじゃ、GDPも所得もかなり下がるぞということで。こうやれば宮崎の 所得がこれぐらいの減で何とかとまっていくん じゃないかといったような状況の中で、今後、 とにかく生産で言えば、消費が減っていけばそ れだけ競争が激しくなるわけです。宮崎で人余 り現象が出てくると思うんです。政策的に今そ ういった職場をつくっているわけですから。そ してまたそういった人口減少対策というか、人 材不足に対応するいろんなものが出てくれば、 なおさらそれに拍車がかかる。

どこかが残って、どこかが残らないという競 争の時代が来ると思うんです。そのとき、宮崎 を残らせるためには、それを見据えた何らかの ものが必要と。ロボット化ならロボット化でも いいです。じゃ、そのロボットをケアするよう な企業をどこにどうやって張りつけるのかとい う、将来を見通した新たな産業構造というもの を持っておかないと、いわゆるドーナツ化現象 という言葉が一時期ありましたけれど、そんな ぐあいにどんどん抜けていって、閉めるなら宮 崎工場を閉めようとか、そういうぐあいに今度 個別の企業が、かなり厳しい時代が来るんじゃ ないかなと。今無理して経済を拡大させていま すから、無理してというと語弊があるけれど、 かなり政策的に思い切ったことをやりながら、 ぎりぎりのことをやりながら膨らませていって いる経済ですから、いつかはやっぱり縮小して いくということを覚悟せんといけない。その中 で宮崎をどう残していくという考え方が一つは 要るんじゃないかなという気がするんです。ど う残していくかというのが、人口減少、宮崎の 人口をどうやってとどめていくか。働く場もど うやって残していくか。これは機械じゃなくて、 人が働く場です。そうなると、やっぱり今から 準備して、宮崎を出ていくわけにはいかないも んなって思われるようなものをここに持ってお かないと残れないんじゃないかという、そこら をどう見据えていくかというのが必要じゃない かなと思うんです。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、その他、何かございますでしょうか。

○外山副委員長 今の観光行政もスポーツラン ドみやざきでかなり集客もできていて、それな りの成果が出ていると思うんですが、野球です とかキャンプを絡めたときの集客、宿泊数とい うのは数字が出ておりますけれども、実は、旅 館業とか意見を聞きますと、残念ながら、スポ ーツが絡まない時期なんかの観光立県宮崎とし ての立場はちょっと弱いんじゃないかと懸念す る声があるんです。ですから、2月や11月は多 いけれども、それ以外の月で、観光だけでの、 来県者、宿泊者は、どのぐらいなんでしょうか。 皆さんにそういう意識がありますか。もちろん スポーツに関連して、特化していろんな事業を 進めていってやるのは非常にいいんですけれど も、それはそれで一つの成果が出ているんで、 成功例ですけれども、一部の業界から言われる のは、純粋に観光立県であるのに、観光地とし て来県者が少ないんじゃないかという意見もあ るんですが、その辺の実態というのは何かつか んでおられますか。

〇岩本観光推進課長 実は、昨年の暦年の客室 稼働率のデータが出ておりまして、例えば平均 で申しますと、これは宿泊施設の稼働率です。 全国で60.8%が平均になっておりますが、本県 は53%という状況がございます。全国平均とし ましても7%ぐらい低い稼働率になっておりま す。 そうした中で、委員おっしゃるとおり、本県が特に多いのは2月のスポーツキャンプの時期が65.2%という状況でございます。あと、高いのが11月、秋のキャンプ時期、これはゴルフシーズンとも重なりますけれども、これが63.5%というふうになっておりまして、年間の平均が53%ですので、ほかの月といかに落差があるかなというところが察していただけるところであります。

○外山副委員長 地元日南でも非常に取り組んでいるのが、いわゆる滞在型の観光というのをもう長年やっているんですが、なかなか実現しないです。どうしても宮崎はいろんな旅行社がプランを組んでも、通過型といいますか、例えば大分に泊まるとか、霧島に泊まるとか、指宿に泊まるとか。だから、そろそろ体系的にここに滞在型の観光ができる環境に取り組んでいかないと、いつまでもスポーツだけに頼っとったんでは、今おっしゃったようにばらつきがあって、ある月だけいいだけで、ほかの月は悪いということになりますんで、その辺に少し重きを置いた施策も必要かなと思っています。よろしくお願いしときます。

〇岩本観光推進課長 副委員長御指摘のとおり、 宮崎県の観光の滞在時間がちょっと他県よりも 少ないと。日帰り客がどうしても多いというよ うなことですので、いかにこの滞在時間を伸ば すかがこれからの課題になろうかと思っていま す。

そうしたときに、やっぱり体験型が他県に比べてメニューが少ないというようなデータも出ておりますので、そういったところも力を入れていきながら、あとは先ほど来出ておりますけれど、本県の強み、宮崎ならではの強みというところを、食にしてもそうですし、神話とか、

そういったものもそうですけれども、しっかり 打ち出しながら、他県から多くの人に来ていた だいて、できるだけ長くいていただくような、 そういった施策に力を入れてまいりたいと思っ ております。

○渡辺委員長 ほかにございませんでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、以上をもって商工観 光労働部を終了いたしますが、今年1年間の審 議の中で、きょうは当部は最後だと思いますの で、中田部長を初め、皆様に大変お世話になり ました。ありがとうございました。

また、特に黒木企業立地推進局長、水谷職員 開発センター所長、林産業技術専門校長は、こ とし春で御勇退というふうに伺っておりますの で、また、これからの御活躍を祈念いたしてお ります。

それでは、執行部の皆様お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時8分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。 あすの委員会は午前10時再開といたしまして、 県土整備部の審査を行います。

以上をもって本日の委員会を終了いたします 午後3時8分散会

平成30年3月13日(火曜日)

午前9時57分再開

出席委員(8人)

委	員		長	渡	辺		創
副	委	員	長	外	Щ		衛
委			員	坂	口	博	美
委			員	星	原		透
委			員	黒	木	正	_
委			員	満	行	潤	_
委			員	重	松	幸》	欠郎
委			員	武	田	浩	_

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長 東 憲之介 県土整備部次長 向 畑 公俊 (総括) 県土整備部次長 瀬戸長 秀 美 (道路•河川•港湾担当) 県土整備部次長 上別府 智 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 前 内 永 敏 部参事兼管理課長 中 原 光 晴 用地対策課長 野 和 正 河 技術企画課長 坪 大 正 和 工事検査課長 巢 Ш 藤 明 道路建設課長 上 田 秀 道路保全課長 西 員 敏 \blacksquare 秀 JII 橋 河 課 長 高 人 ダム対策監 金 丸 悟 砂 防 課 長 米 倉 昭 充 長 港 湾 明利 浩 課 久

空港・ポート 有 馬 誠 セールス対策監 都市計画課長 中 村 男 安 建築住宅課長 賀 孝 守 志 営 繕 課 長 松 元 義 春 施設保全対策監 田 孝 蔵 楠 高速道対策局次長 城 戸 竹 虎

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 西久保 耕 史

 議事課主査
 弓削 知 宏

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました議案等につきまして、県土整備部長の概要説明を求めます。

○東県土整備部長 おはようございます。県土 整備部でございます。よろしくお願いいたしま す。

説明の前にお礼と御報告を申し上げます。 着席させていただきます。

11日に日南市で開催しました東九州自動車道 日南北郷―日南東郷間の開通式におきましては、 お忙しい中、横田副議長や外山副委員長を初め、 県議会の皆様に御出席いただきました。この場 をおかりしましてお礼申し上げます。星原委員、 出席いただいてありがとうございます。武田委 員もありがとうございます。

続きまして、御報告を申し上げます。

先週、別線での整備の案が妥当と判断された と御報告しました九州中央自動車道につきまし ては、国の予算編成の中で新規事業化に向けた 手続が順調に進んでおりますが、先週9日に、 国土交通省が五ヶ瀬一高千穂間について新規事 業採択時評価の手続に着手いたしました。

今後とも、県内高速道路の1日も早い全線開

通を目指し全力で取り組んでまいりますので、 引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をお願 い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料により概要を御説明いたします。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次 をごらんください。

平成30年度当初予算の関係議案のほか、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例ほか2件の特別議案、その他報告事項として平成30年度県土整備部組織改正案でございます。

資料の1ページをお開きください。県土整備 部の当初予算一覧でございます。

平成30年度当初予算は、一般会計と特別会計を合わせた部予算合計では、一番下の段の右から2番目にありますとおり、720億7,500万円余、対前年度比は、その右側にありますとおり101.3%となっております。

また、資料の10ページ以降には、改善事業を 含めた主たる事業につきまして、宮崎県総合計 画「未来みやざき創造プラン」アクションプラ ンにおけるプログラム別施策体系で列記してお ります。

議案とその他報告事項のほか、別冊で配付しております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、担当課長からそれぞれ説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございました。部長による概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いしますが、4班に分けて議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の

時間を設けることといたしますので、御協力の ほどよろしくお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業 ・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて 決算における指摘要望事項に係る対応状況につ いても御説明をお願いいたします。

それでは、管理課、用地対策課、技術企画課 の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

〇中原管理課長 管理課でございます。

まず、県土整備部の平成30年度当初予算の概要につきまして御説明をいたします。

委員会資料の1ページをごらんいただきたい と思います。

ただいま部長からも説明させていただきましたが、部の当初予算の総括表でございます。

平成30年度当初予算額は、右から2列目の太線で囲んでおりますCの欄でございますけれども、下から5行目の一般会計が701億8,756万8,000円、下から2行目の特別会計が18億8,826万5,000円でございます。一番下の部の予算の合計でございます、720億7,583万3,000円でございまして、対前年度比は、右の欄でございますけれども101.3%でございます。

なお、公共事業につきましては、表の中ほどに括弧書きの公共計というのがございます。これのC欄でございますけれども、607億1,360万3,000円でございまして、対前年度比100.3%でございます。

次に、公共事業関係予算の内容について御説 明をいたします。右側のページ、2ページをご らんください。

2の補助公共・交付金事業であります。事業 別の予算額は表に記載のとおりでございます。 合計で、一番下でございますけれども、326億174 万7,000円、対前年度比は101.5%であります。 次に、おめくりいただきまして、3ページを ごらんください。

県単公共事業でございます。一番下でございますが、合計で122億2,549万7,000円でございまして、対前年度比99.8%でございます。

なお、太線枠内の右の列でございますけれど も、追加措置として特別枠の予算額をお示しし てございます。内数でございますけれども、合 計で24億1,000万円でございます。

4ページをごらんください。

直轄事業負担金でございます。一番下でございますけれども、合計で68億1,586万4,000円でございます。

次に、5ページをお開きください。

災害復旧事業でございます。太線で囲んだCの欄をごらんいただきたいと思いますけれども、 土木、港湾、都市の各災害につきまして、補助・県単合わせまして、一番下でございますけれ ども、90億7,049万5,000円でございます。

次に、6ページをごらんください。

債務負担行為の追加でございます。このページから8ページにかけまして、今回お願いしております債務負担行為を設定します事業を掲載しております。道路や橋梁などの工事契約におきまして、工事期間が年度をまたがるものについて設定をお願いするものでございます。

これらの合計は、8ページの一番下になりますけれども、22件で56億9,770万円をお願いするものでございます。

次に、おめくりいただきまして、9ページを お開きください。

議案第49号「土木事業執行に伴う市町村負担 金徴収について」でございます。

平成30年度の土木事業に要する経費に充てる

ため、3つの事業に係る市町村負担金を徴収、 地方財政法第27条等の規定によりまして、議会 の議決に付するものでございます。

なお、これら負担金の徴収につきましては、 既に関係市町村からの同意をいただいていると ころでございます。

県土整備部の当初予算の概要及び関連議案は 以上でございます。

続きまして、管理課の30年度当初予算につい て御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、厚い冊子でございますけれども、これの361ページをお開きください。管理課のインデックスでございます。

当課の当初予算額は20億6,282万2,000円でご ざいます。

以下、主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、363ページをお開き ください。

まず、上から6行目の(事項)職員費でございます。17億148万2,000円であります。これは、管理課及び土木事務所職員の人件費でございます。

次に、このページの一番下の(事項)でございます。建設技術センター費でございます。1億1,022万3,000円でございます。説明欄が次のページまでわたっておりますけれども、建設技術センターの施設・設備等の維持管理や、産業開発青年隊の運営にかかわります指定管理料などでございます。

364ページのほうになります。

一番下の(事項)ですけれども、建設業指導費2億3,000万4,000円でございます。説明欄をごらんいただきますと、1番と2番につきましては、建設業の許可や経営事項審査に要する事務費でございます。

3番の建設産業経営基盤強化等支援事業でありますが、これは、建設業者の経営基盤の強化等を図りますため、事業者の資金調達に対する支援ですとか、新分野への進出に対する経費の一部補助などに要する経費でございます。

4番のみやざきの建設産業担い手育成支援強 化事業でございますけれども、これは、建設業 者等の若年技術者を確保、育成するための取り 組みを支援する経費でございます。

管理課の当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、その他報告が1件ございます。 委員会資料にお戻りいただきまして、最後のページ、23ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度県土整備部組織改正案についてでございます。

まず、1点目でございます。都市計画課に美しい宮崎づくり推進室を設置いたします。

条例や推進計画に基づきまして、全庁的な連携や市町村、民間団体の皆さんと一体となった 取り組みを推進するための核となります室を新たに設置いたします。

資料にありますように、現在、美しい宮崎づくり・公園下水道を担当しております課長補佐を廃止いたしまして、室長を新設いたします。 室長の下に3つの担当を置くこととしております。

2点目でございます。営繕課に設備室を設置 いたします。

庁舎の設備工事の増加や高度化、複雑化に対 応いたしますため、新たに室を設置するもので ございます。

現在の設備担当の課長補佐を廃止いたしまして、設備室長を新設いたしますとともに、資料

にありますように担当を一部変更いたします。

また、施設の保全業務を総務部に移管いたしますことから、施設保全対策監は廃止をいたします。

管理課からの説明は以上でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

○河野用地対策課長 用地対策課であります。 当課の当初予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の365ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計が7億2,100万9,000円、特別会計の公共用地取得事業特別会計が8億1,250万円、一般会計と特別会計を合わせまして15億3,350万9,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

367ページをお開きください。

まず、一般会計であります。ページ中ほどの (事項)収用委員会費1,967万8,000円であります。これは、収用委員の報酬のほか、収用裁決 に必要な土地や物件の鑑定料など、委員会の運 営に要する経費であります。

次に、(事項) 用地対策費488万2,000円であります。これは、登記事務委託料など、用地対策の推進に要する経費であります。

次に、368ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金6億3,250万円であります。これは、次に御説明いたします特別会計の公共用地取得事業特別会計の事業費として、

一般会計から繰り出すものであります。

続きまして、369ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。当初 予算額は8億1,250万円であります。

説明欄1の公共用地取得事業費6億3,250万円は、用地の先行取得や代替地取得のための用地補償費及び事務費であります。

説明欄2の一般会計への繰出金1億8,000万円は、先行取得した用地を事業者に売却した際の収入及び県が代替地として取得した用地を地権者に売却した際の収入を一般会計へ繰り出すものであります。

用地対策課は以上であります。

○大坪技術企画課長 技術企画課でございます。 当課の平成30年度当初予算について御説明を いたします。

歳出予算説明資料の371ページをごらんください。

当課の当初予算額は3億4,004万3,000円でございます。

以下、主なものを御説明いたします。

373ページをお開きください。

中ほどに、(事項) 土木工事積算管理検査対策費6,905万7,000円でございます。

説明の欄3のところでございますけれども、 公共工事品質確保推進事業3,139万6,000円でご ざいますが、これは、適正な施工体制を確保し、 工事の品質確保を図るため、施工体制監視チー ムによる請負業者への指導、助言、それからま た、県内技術の活用、推進を図るための新技術 活用促進システムの運用などを行うものでござ います。

次に、ページめくっていただいて、374ページ をごらんください。

(事項)公共工事技術力向上事業費のふるさとみやざき土木の魅力発信事業255万円であります。これは、公共事業や建設産業の必要性、重要性について、若者を初め、広く県民の理解を深め、将来の担い手確保や社会資本の維持・整備体制の構築を図るため、インフラのストック効果事例集の作成、PRや小中学生、高校、大学生を対象としました出前講座などの開催、そ

れから宮崎県建設業協会が取り組みますインタ ーンシップ等への支援などを行うものでござい ます。

予算関係については以上でございます。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る 対応状況につきまして御説明をいたします。

資料の8ページをお開きください。

⑦県土整備部における予算について、国の経済対策等に伴う繰り越しが多額となっているため、早期の予算執行に努めるとともに、工事発注の平準化や関係機関とも連携した発注時期の見通しの公表などを充実することについて御説明をいたします。

県土整備部におきましては、上半期における 執行目標を設定しながら、公共事業予算の早期 執行に取り組んでいるところでございまして、 今年度は、平成28年度の国の経済対策による補 正予算も考慮し、執行目標を当初予算の6割以 上、繰越予算の9割以上としたところでござい ます。

また、年度間の切れ目ない発注を確保するため、平成27年度からゼロ県債を設定しているところでございまして、今年度は県単事業と国の交付金事業合わせて約35億円を設定し、発注時期の平準化に努めているところでございます。

一方、発注見通しにつきましては、県におきまして工事や委託業務の発注時期等を年度当初に公表するとともに、月に1度、その更新を行っているところでございます。

加えまして、今年度からは、県内の国・県・ 市町村等の発注予定情報を一元的に把握できる よう、九州地方整備局のホームページの中で、 発注見通しを四半期ごとに公表する取り組みを 進めているところでございます。

今後とも、このような取り組みを通しまして、

公共事業の早期発注と施工時期の平準化に努め てまいりたいと考えているところでございます。

技術企画課につきましては以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございました。

今、3課から議案とその他報告事項まで御説 明がありましたので、議案と報告事項も含めて 審議をしようと思います。質疑を受けたいと思 います。いかがでしょうか。

○星原委員 それでは、364ページの管理課の建設業指導費という中の4番のみやざきの建設産業担い手育成支援強化事業。若年者の技術者ということで説明があったんですが、この2,000万円余のこの強化事業の中身をもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○中原管理課長 みやざきの建設産業担い手育 成支援強化事業でございます。2,162万円でござ いますけれども、内訳を申し上げます。

まず、若年技術者あるいは技能者の資格取得、 これは、資格試験に向けての受講料ですとか、 受験料、これを補助する事業でございまして、962 万円でございます。

それと、もう一つございまして、若年者の雇用の定着を支援する事業で、1,200万円。これは、建設業協会に業務を委託しておりまして、若い世代の方を期間雇用といいますか、大体5カ月をめどに雇用していただくと。その賃金を補助するという事業でございます。

以上でございます。

○星原委員 今説明いただいたんですが、前年 度も同じぐらいの予算が組んであるんですけれ ども、なかなか若手の技術者がいない、集まっ てこないという声が聞こえてくるもんですから、 その取り組みの一環かなというふうには思うん ですけれども、毎年どれぐらいの人たちがいろ んな技術者、技能者という資格取得に向けてと か、いろんな形でどれぐらいの人たちが今県内 にいらっしゃるわけですか。

〇中原管理課長 実績ということでございますけれども、平成28年度が13名、29年度が11名でございます。これが雇用のほう、賃金の支援をしているほうでございます。

○星原委員 毎年10名を超える人たちが、そういう形で資格なり、いろんな指導を受けているみたいなんですけれども、業界の人たちが若い人たちが足りない足りないと、こう言われているわけなんですけれども、そういう業界全体で今若い技術者が不足という中に、どれぐらいの数が、今13とか、11名ということなんですけれど、それ以外に足りないと言われている数というのは把握されているもんなんですか。

○中原管理課長 入職者でございます。年代の数値が手元にないんですが、これは宮崎労働局の調査から出ている数字なんですけれども、入職者が平成28年度で4,000名ほどございます。これは若い世代ということでもございませんけれども。

一方、離職者が3,500名ほどということで、平成28年度につきましては入職者のほうが上回っていると。550人ほど上回っているという状況でございますけれども、過去の数字を見てみますと、例えば平成22年度とか、23年度あたりは離職者のほうが上回っているというふうな状況がございます。300人ほどマイナスになっているというところでございまして、この辺から、なかなか人材の確保といいますか、全体的な人数として不足しているというふうな感触があるのかなと思いますけれども、平成25年度以降は大体400人ですとか、500人等の入職が上回っているような状況はございます。

直近の入職、離職の数字ではございませんが、

過去から見ればそのようなところで捉えてございます。

○星原委員 私が言っているのは、若い人たちがなかなか集まってこない。いろんな学校に出かけていったり、いろんな形をとっているけれどと、業界の人たちから聞くんです。そういう流れの中で、これから5年先、10年先、多分まだ減ってくるかもしれない。また一方では、大きな災害も起こり得るかもしれない。

そういう中で、若い人たちをいかに育成していくかというのは、業界だけじゃなくて、県としても非常に大きな課題の一つだろうというふうに思うもんですから、業界の皆さん方と力を合わせながら、若い人たちが建設業界に入ってこれる体制をいかにつくるべきかなと。この支援事業の中で、そういうことを救う形になっているのかなというふうに思ったもんですから、その辺のところをお聞きしたいなということ。

○中原管理課長 おっしゃいますとおり、大体27年の国勢調査で申しますと、建設業の従事者が4万3,000人というふうに言われております。50%以上が大体55歳以上というようなことで言われておりまして、29歳以下が9%ほどとなっております。

これ単純な話でございますけれども、10年後を考えますと、半分近くの方が大体離職されると。あわせて、それを埋めるべき若い世代は1割もいないというようなことでございますので、そこは全体としてはそういった傾向、しっかりと課題として持っておるところでございます。

今のところは、建設業協会とさまざま意見交換しておるところでございますけれども、現状ではどうにか若い世代も含めて足りているといいますか、将来への不安は抱えながらも、どうにかもっているというふうな御意見も一部いた

だくところではございます。今申し上げましたように、5年先、10年先を考えますと、これは確実にそういった若い世代の人材は減ってまいりますし、技術の継承ですとか、つくり上げた社会資本の維持管理、そういったところに支障が出てくるもんというふうなところで認識しとるところでございます。

○黒木委員 374ページのふるさとみやざき土木 の魅力発信事業ですけれども、これ255万という。 金額はそんなに大きな金額ではないんですが、 これは何年間続けている事業なんでしょうか。

○大坪技術企画課長 このふるさとみやざき土木の魅力発信事業でございますけれど、平成28年度から、3カ年の事業として設定をしているものでございます。

○黒木委員 先ほど事業の内容については説明 がありましたけれども、期待される効果といい ますか、どのような反応があるのか。例えば子 供たちにいろんなことを伝えたりする事業だと 思うんですけれども、伺いたいと思います。

○大坪技術企画課長 実施する内容は大きく3 つございます。

一つは、先ほども説明しましたけれども、ストック効果の発信ということでございまして、事例集を作成して、それをPRしていくと。また、一般県民に対して、そういう魅力を見ていただく現場視察ツアーを行うというようなものが一つございます。

あと一つは、県が実施します、小中高大生を 相手にした出前講座等の実施。

そして3つ目が、県の建設業協会が行います、 工業系の高校生を対象としました出前講座です とか、インターンシップ等に対する経費の一部 を県が補助するという、この3つの事業を行っ ているところでございまして。 この委員会でも、実際に研修とか出前講座を受けられた方はどのような感想を持っておられるのかというような御質問もいただいたことがございますけれども、一番就職を身近に感じておられます大学生への出前講座等をする中で、各建設業界、測量設計業界、それから県の公務員というようなことで、それぞれの立場でいるんな職業の内容等を説明したりする講座を開いておるんですけれども、大変有意義であったと、自分が職業を選択する上で非常に参考になったというような意見をいただいております。それぞれ建設業、測量設計業、職種について、自分の興味、関心が湧いたというような反響をいただいているところでございます。

○黒木委員 今、トンネルの貫通式とか、いろんな完成祝いとか行くと、子供たちが来て、一緒にイベントに参加したりして、建設業者から言わせると、将来こういう仕事に興味を持ってもらいたいという話をされるんですけれども。

この前、トンネルの貫通式に行ったら、子供 たちがそれぞれ夢を書いてトンネルに張って あったんですけれど、見たら、将来建設業者に なってトンネルを掘りたいとか、そんなことは 余りなくて、将来、村長になりたいとか、そう いうことが書いてあったもんですから、あれっ という気がしたんです。こういうのはすぐに成 果があらわれるものではなくて、地道に続けて いかなければ、今、県庁にも技術者としてなか なか同業者入らないというような話も聞きます から、そういった意味で地道に進めていただき たいと思うんですが。

建設業協会から言わせると、これは続けてやってもらいたいという声があるんですね。これ30年までですけれども、今後の話を今新年度予算で聞いたらいかんですけれども、そういう考え

はあるんでしょうか。

○大坪技術企画課長 今委員がおっしゃったとおり、こういうものは継続して取り組んでいく必要があると思いますし、その対象もそのときのニーズに応じて変えていく必要があると思っておりますので、ぜひ継続する方向で今後検討してまいりたいと考えております。

〇黒木委員 ひとつよろしくお願いします。

〇渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

○坂口委員 管理課長のところで。364ページ、 建設産業経営基盤強化支援事業です。これ支援 対象になった形態が、一つには、営業範囲の拡 大というのがあるかと思うんですよね、新分野。 もう一つは、完全に業種がえというのもあると 思うんですけれど、大まかでいいんですが、こ れらは、今どんな感じなんですかね。

〇中原管理課長 新分野進出に係る部分という ことでよろしいんでしょうか。

まず、新分野の補助金につきましては、1,000 万の予算枠ということでやっておるところでご ざいます。ここ3年ほど、平成26年以降は、毎 年5件ずつの補助を行っているところでござい ます。

内容につきましては、農産物の生産ですとか、 あるいはサービス業ですとか、さまざまな分野 があるわけでございますけれども、先般の本会 議でも御答弁申し上げましたが、これまでに128 の事業者に延べ173件の経費の補助を行っておる ところでございます。この中で、実際には約8 割の事業につきまして、現状の維持または新分 野での事業の拡大を考えているという状況でご ざいました。私どもアンケートをとっておるわ けでございますけれども。

また一方では、課題といたしまして、その新 しい分野での人材の確保、販路の開拓、あるい は資金繰り等について抱えているというような 状況もございまして、なかなか全ての補助した 事業者がその部分で成功しているということで もございませんけれども、一つずつまた事業に ついて慎重に運営していっていただければと考 えているところでございます。

なお、この事業につきましては、平成30年度を一応終期というふうなことで考えておりまして、先のことで恐縮でございますけれども、平成31年度での事業の見直しに向けて、改めて実態の調査を平成30年度やり直してみたいと考えておるところでございます。

○坂口委員 その中で、支援対象になったので、 全く異業種に転換──直接的には建設業をやめ たという言い方のほうがいいでしょうかね、建 設業からほかにシフトしたというのが、大まか でいいんですけれど、あるかないかぐらい。

○中原管理課長 新分野に全く変わったというところまでは把握はしておりませんけれども、基本的に、この新分野の補助金交付先につきましては、あくまでも建設業を軸足に置いて取り組むというふうなところを要件にしております。

ですから、スタート地点では建設業のほうも やりながらといいますか、建設業とその新しい 分野から始めると。その後の事業の移管につき まして、先ほど申しましたように十分把握して いない部分がございますので、またしっかりと 事業の見直しが必要なのかどうか、あるいはど ういったニーズがあるかといったところを、改 めてしっかりと把握した上で、また事業を継続 していければというふうに考えております。

○坂口委員 僕、勘違いだったかもわからんで すね。これ23年ごろから建設の入札制度の改革 があって、それからだんだん公共事業の予算自 体が少なくなっていく中で、生き残りが難しい んじゃないかというような環境の中で、他の業種、建設業を完全にやめてというのも支援対象になるのかなと思っていたもので。

聞きたかったのは、経営体がどれぐらい減ってきたかなというのと、全体のパイが、事業量がどれぐらい減ったかなという中で、その経営体が本当に適正な規模なのか、まだ過剰ぎみにあるのかとか、今の経営体制で今後維持できていくのかなというのが一つ知りたかったんですよね。

そんな中で、この支援事業を改めてまた今後とも引き続きやっていく必要があるのか、それとも、こういう経営基盤を強化するということでの、この事業の役割というのは1つ終えたのかなとか、そういう全体を見たかったものですから。これは僕の解釈の違いがあったもんですから。

○武田委員 済みません、初めてなもんですから。土木事業執行に伴う市町村負担金の徴収についてですけれど。内容云々じゃなくて、これ10分の1とか、20分の1とかですけれど、例年もずっとこのままだと思うんですが、昔から変化があったのかどうかを教えてください。

○中原管理課長 この率につきましては、例えば公共海岸事業でしたら海岸法とか、そういった中で徴収できると定められているところでございますけれども、それぞれの負担率につきましては、ずっと前どれくらいかというのは把握をしておりませんけれども、ここ数年はこの率で大体固定しているような状況でございます。

○武田委員 はい、わかりました。

次、土木予算は前年の101.5ぐらいなので、ほ とんど変わらないと思うんですが、特に公共用 地取得事業が上がっているので、どういう場所 なのか、どういう事業なのかをお願いいたしま す。

〇河野用地対策課長 公共用地取得事業として、 土木事務所のほうから特別会計を使っての取得 について相談があるわけですけれども、平成30 年度は、宮崎土木、中村木崎線、そして都城土 木、早鈴岳下通線、小林土木、京町内堅線、延 岡土木の安賀多通線の4路線で用地の先行取得 の相談があっております。

〇武田委員 はい、ありがとうございます。

最後に、指摘事項に関する状況で、繰越金が多額であるとか、早期予算執行に努めなさいというのがあって、ここに努力が書いてあるんですけれど、今回の債務負担行為の追加分で、22件、56億9,770万があるんですが、これを国の予算を先取りしてゼロ予算にされて、県はすごいことやっているんだなというのが前回思ったところなんですが。

これの結果として、今回の債務負担行為等が 是正されているのか、債務負担行為に対しては いろいろな状況があって、どうしようもない状 況もあるんでしょうけれど、全体的に減ってき ているとか、年間通して標準化ができているの か、その辺はどうなんでしょうか。

○大坪技術企画課長 先ほど申しましたように、28年度からゼロ県債を設定するようになりまして、平準化に努めるということもありますし、特に28年度は大型の補正予算も組まれたこともあって、ゼロ県債の活用だけでなくて、いろんなことが要因で平準化につながってきているというふうに理解をしておりまして。

例えば今年度の状況で申しますと、通常、年度を通す中で4月、5月、6月のこの第1・四半期はなかなか工事が少ないもんですから、工事の閑散期というような呼ばれ方もされておったんですけれども。その4月、5月、6月、今

年度のその期間の稼働率といいますか、実際に 工事が行われていた件数を、その前年度の平成28 年度と比べますと1.5倍の件数になっておりまし たし、金額ベースでいきましても1.7倍近いもの になっておりました。

そういう意味からいいますと、その4月、5 月、6月、いわゆる閑散期の業務量がふえておるという実績は出てきておりますので、こういうゼロ県債の設定ですとか、それから補正を活用した早期発注ということで、平準化にはつながっているものというふうに認識しているところでございます。

○武田委員 債務負担行為がここ二、三年で、 総数というか、総額的に減っているんでしょう かね。

○大坪技術企画課長 当初予算につきましては、 年度予算ということもありますので、年度内に できるだけ消化するようにしているところなん ですけれども、発注時期等、いろんな事情によっ て繰り越すものもあります。そういうときは債 務負担行為も、積極的に設定するわけなんです けれども、それ以外に、28年度からは補正予算 が非常に多くなってきているものですから、そ れによって、当然必要な工期を確保するために は債務負担をとらなくてはいけませんので、そ の点、債務負担額というのはふえてきている状 況にございます。

○武田委員 わかりました。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほか、組織改正含めてよろしいですか。

○重松委員 確認ですけれど、組織改編で美しい宮崎づくり推進室長をつくられますが、これは身分的には課長と同格なんですかね。

〇中原管理課長 業務上は室長にそれなりの権限といいますか、付されますし、課長と同格で

仕事をするということでございます。

- ○重松委員 これは、年数的には当面ということですか。単年度じゃないですよね。
- **〇中原管理課長** 単年度ではございません。必要な限りずっと室長に仕事をさせます。
- ○渡辺委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、以上をもって管理課、 用地対策課、技術企画課の審査を終了いたしま す。

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

続いて、道路建設課、道路保全課、高速道対 策局の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○上田道路建設課長 道路建設課であります。 当課の平成30年度当初予算について御説明い たします。

お手元の歳出予算説明資料の375ページをお開きください。道路建設課のところです。

当課の当初予算額は164億5,931万7,000円であります。

以下、主な事業について御説明いたします。 377ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)直轄道路事業負担金17 億円であります。これは、国道10号、220号にお ける国の直轄道路事業に対する県の負担金であ ります。

次に、一番下の(事項)公共道路新設改良事 業費132億3,510万4,000円であります。

主な内訳を御説明します。

1の道路改築事業が25億2,582万5,000円で、 次の378ページをお開きください。飯野松山都城 線とありますが、これは都城志布志道路のこと でありまして、このほか、国道219号の広瀬バイ パス及び仮称ですが、国富スマートインターチェ ンジの整備に要する経費であります。

次に、2の地方道路交付金事業が106億8,927 万9,000円であります。これは、宮崎西環状線などの県道や、県が管理している国道の整備に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県単特殊改良費10億円であります。これは、諸塚高千穂線などの県道の局部的な改良や拡幅を行う事業であります。 道路建設課は以上であります。

○西田道路保全課長 道路保全課であります。 当課の平成30年度当初予算について御説明い たします。

引き続き、歳出予算説明資料の379ページ、道 路保全課をお開きください。

当課の当初予算額は138億5,082万2,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

381ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)道路管理費9,008 万5,000円であります。これは、道路台帳の修正 やボランティア団体などが行う道路愛護活動へ の支援などに要する経費であります。

次に、その下の説明の欄2の改善事業、美しい宮崎の道愛護活動推進事業費につきましては、 常任委員会資料で後ほど御説明いたします。

382ページをお開きください。

上から2番目の(事項)地域総合メンテナンス事業費10億5,478万5,000円であります。これは、道路の巡視・巡回パトロール、応急維持工事に要する経費であります。

次に、その下の(事項)公共道路維持事業費54 億866万1,000円であります。これは、国の交付 金を受けて行う交通安全施設の整備や道路・ト ンネルなどの点検・補修に要する経費でありま す。

次に、その下の(事項)県単道路維持費23億9,000万円であります。これは、道路施設の日常的な維持補修に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県単舗装補修費19億3,800万円であります。これは、ひび割れやわだち掘れなど、傷んだ道路の舗装の部分的な補修工事や打ちかえ工事を行う経費であります。

383ページをごらんください。

一番上の(事項)沿道修景美化推進対策費8 億8,644万7,000円であります。これは、宮崎県 沿道修景美化条例に基づき、沿道の植栽の維持 管理や除草などを実施することで、良好な道路 環境の保全を行う経費であります。

次に、一番下の(事項)県単橋梁維持費5 億3,500万円であります。これは、橋梁の定期点 検結果に基づく補修や大きな地震に備えて耐震 補強を行う経費であります。

続きまして、常任委員会資料の13ページをお 開きください。

改善事業、美しい宮崎の道愛護活動推進事業 についてであります。

まず、1の事業の目的であります。

本事業は、地域の企業・団体や地域住民などが行う道路清掃・草刈りなどの道路美化活動の支援により、美しい宮崎づくりに向けた機運の 醸成や官民協働による道路環境保全活動の推進、 道路愛護意識の普及啓発及び地域の活性化を図 るものであります。

次に、2の事業の概要であります。

予算額は897万9,000円で、全額を県の一般財

源としており、事業期間は平成30年度から32年 度までの3年間であります。

事業内容につきましては、今回新たに取り組みます①のアダプトロード普及啓発事業ですが、これは、地域の企業や団体が既存の道路植栽帯をみずからの手でデザインするとともに、そのデザインをもとに植栽や、その後の維持管理を行うものであります。

中ほどにイメージ図を載せております。この イメージ図で説明させていただきます。

まず、県と地域の企業・団体との間でアダプトに関する協定を締結いたします。協定を締結しました団体は、例えば自分の会社の前などの道路植栽帯について、花や木の種類やレイアウトをデザインし、植えつけ、その後の管理をしていただきます。

これに対し県は、その道路植栽帯について、 協定を結んだ団体が活動できるよう整地を行う ほか、団体名やその活動を記したサインボード を設置し、アダプト活動のPRを行うなどの支 援を行うこととしております。

このアダプト制度を導入することで、官民協 働による道路環境保全活動のさらなる推進を 図ってまいりたいと考えております。

次に、②のクリーンロードみやざき推進事業でありますが、地域住民などが実施する道路美化活動や草刈り活動について、清掃用具などの支給や草刈り活動に対する報奨金の交付などにより支援を行う事業であります。

本事業は、これまでも継続して実施してきた ところでありますが、地域のニーズに沿った支 援に努め、さらなる活動団体数の増加を図って まいります。

次に、③の道路愛護運動推進事業につきましても、引き続き各土木事務所における啓発活動

や、道路愛護功績者に対する表彰を行うことと しております。

最後に、3の事業効果であります。

地域の皆様がこれらの道路愛護活動に取り組んでいただくことで、県を挙げて取り組んでおります美しい宮崎づくりに向けた意識の醸成や地域住民の連帯意識の高まり、さらには地域の活性化につながるものと考えております。

予算関係につきましては以上であります。

続きまして、常任委員会資料の21ページをお 開きください。

議案第23号「道路占用料徴収条例の一部を改 正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。

道路に電柱などの工作物などを設置し使用する道路占用に対しまして、県では、条例でその 占用料について額を定め、徴収しております。

今回の改正は、国が平成29年4月に占用料の額の改定などを行ったこと、また、前回改正を行いました平成27年4月以降の地価の変動などの社会経済情勢の変化を受け、占用料の額の改定などを行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

まず、(1) 占用料の額の改定であります。

占用料の額につきましては、昭和57年以降、 九州各県とともに、九州各県の土地の価格など の平均値をもとに算定した九州統一の単価を採 用しておりますが、この額の算定基礎となる最 新の地価水準などが変動したことから、変動を 反映した額に改定するものであります。

資料に例を示しておりますが、第3種電柱の 占用料の場合は、表に記載してあるとおり、料 金が改定となります。

次に、(2) 所在地区分の改正であります。 所在地区分とは、各自治体ごとの地価の差を 適切に反映した道路占用料とするため、国において、固定資産税評価額などに基づき、各自治体を第1級地から第5級地までの5つに区分しているものであります。

この所在地区分について、平成29年4月に国 が改正を行ったことから、本県においても、今 回の条例改正において国に準じて改正を行うも のであります。

改正の具体的な内容は、資料にありますとおり、日南市が第4級地から第5級地に改正となります。その他の市町村につきましては変更ございません。

次に、(3) 占用物件の面積や長さの算定の精 緻化であります。

これまで、占用物件の面積や長さについては、 国に準じて1平方メートルまたは1メートル未 満の端数を切り上げていたところでありますが、 より精緻に占用料の額を算出するため、国に合 わせて0.01平方メートルまたは0.01メートル未 満の端数を切り捨てて算定するよう改正するも のであります。

資料に具体例を示しておりますとおり、例えば占用面積が1.375平方メートルの物件の場合、これまで小数点以下の端数を切り上げ、2平方メートルとしていたものが、改正後は、小数点第3位以下を切り捨て、1.37平方メートルとなります。このように、より正確な数値に基づき占用料を算定することとしたものです。

なお、改正の詳細につきましては、お手元の 平成30年2月定例県議会提出議案(平成30年度 当初分)の105ページから114ページにお示しし ております。

次に、3の施行期日でありますが、平成30年 4月1日からの施行を予定しております。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に

つきましては以上であります。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明いたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状 況の10ページをお開きください。

⑨道路の沿道修景美化に関するさまざまな担い手を確保するための新たな取り組みを検討し、 沿道の美しい景観保全に努めることの対応状況 について御説明いたします。

道路の沿道修景美化及びその担い手の確保につきましては、平成29年3月に策定した宮崎県沿道修景美化基本計画に基づき、県内11地区において、専門家や地域の方々からなるワーキンググループを設置し、沿道修景の見直しや協働の推進に向けた検討を進めているところであり、これにより、高鍋町の国道10号や小林市野尻町の国道268号などの植栽に関して、県内の8つの企業や団体と維持管理に関する協定を締結するなど、新たな担い手との協働による沿道修景美化の推進に努めております。

また、沿道修景美化へのさらなる県民参加の 促進や担い手の確保を図るため、平成30年度当 初予算案におきまして、地域の企業や団体が道 路植栽帯をみずからの手で花や木の種類やレイ アウトをデザインし、そのデザインをもとに植 えつけや維持管理を行う、官民協働の取り組み であるアダプト制度を新たに導入するための予 算を計上したところであります。

これは、先ほど説明いたしました改善事業、 美しい宮崎の道愛護活動推進事業におけるアダ プトロード普及啓発事業のことであります。

今後とも、沿道の美しい景観を保全するため、 さまざまな担い手と協力しながら、沿道修景美 化への取り組みを推進してまいります。

道路保全課につきましては以上であります。

○前内高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の平成30年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の427ページ、高速 道対策局をお開きください。

当局の当初予算額は29億5,743万1,000円であります。

429ページをお開きください。

以下、主なものを御説明いたします。

初めに、中ほどの(事項)高速道路網整備促進費915万7,000円であります。これは、高速道路網の早期実現に向けて、建設促進大会の開催など国など関係機関への要望活動や、大型車などへのETC車載器の設置補助など、高速道路の利用促進策に取り組むものです。

次に、その下の(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金28億4,670万9,000円でございます。これは、東九州自動車及び九州中央自動車道について、国が実施する直轄事業に要する費用の一部を負担し、これらの整備促進を図るものでございます。

次に、その下の(事項)高速道路利活用促進・開通PR事業498万9,000円であります。これは、高速道路の整備促進に向けた県民の機運の醸成や高速道路の利活用促進を図るため、高速道路開通によるストック効果や新しく開通した区間のPR、また、サービスエリアやパーキングエリアなど既に開通した区間のPRを行うものであります。

高速道対策局につきましては以上です。よろしくお願いします。

○渡辺委員長 ありがとうございました。 3 部 局の概要説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

- ○満行委員 道路建設課、377ページ、直轄道路 事業負担金。これは当年度、それとも精算をし た前年度の負担金、どちらだったですかね。
- **〇上田道路建設課長** この予算については、平成30年度分の予算で一応組んでおります。
- ○満行委員 10号線、220号線で17億と、大きいんですけれど、10号線は電柱の地中化とかの、そういう場所ってわかりますか。
- ○上田道路建設課長 まず、国道の直轄改築ということで、国道10号の新富バイパス、都城志布志道路、あと門川と日向の拡幅部分、日南防災の北区間が一応改築で上がっています。あとそのほかに、先ほどありました無電柱化推進ということで、国道10号等の上川東等やっていますので、それを含めて計上しているところであります。
- **〇満行委員** はい、わかりました。

道路占用料の年間実績、予算でも結構ですけれど、どのぐらいなんでしょうか。

- 〇西田道路保全課長 道路占用料の年間の実績 といいますのは、年度年度で変動してまいりま すけれど、平成28年度の決算額で約1億8,600万 円であります。
- ○満行委員 相当な占用物を管理して、請求書送って収納のチェックしていって、相当なことを土木事務所はしていると思うんですけれど、それで収入が1億数千万。何か合わないような気もせんでもないんですけれども。これは、単価的には、国の単価をそのまま準用なんだと思うんですけれども、その収支についてはどうお考えでしょうか。
- ○西田道路保全課長 議員おっしゃるとおり、 占用の申請がありまして、それをいろいろ審査 して、許可出したりするのは土木事務所の職員 が行っております。この占用料の額につきまし

ては、国の制度に基づいて、県が定めた単価に 基づいて設定しておりますので、この収入の範 囲内でしっかり事務をとり行っていきたいとい うふうに考えております。

- ○満行委員 職員は現場でいろんな仕事されているので、この事業に対しての経費が幾らかというのは出てこないのかもしれないですけれど、大変なボリュームの業務でこの1億6,000万、大変だろうとは思うんですが、改善ができるものは改善いただきたいなと思っています。
- ○坂口委員 アダプトロードでちょっと。一応 これ民間が場所とか、面積とか決めるんでしょ うけれど、植栽するときに、大体責任期間とい うか、何年間はやらないかんよとかいう、そう いうのはどんななんですかね。
- 〇西田道路保全課長 一応協定を結ぶことに なっておりますが、*単年度ごとに結んでいこう と思っております。この事業が新年度予算に計 上していただかせている3カ年ということを考 えておりますので、最長でもその期間、最短で 1年というふうに考えているところであります。 ○坂口委員 植栽できる植物なり、花の種類と いうのが、多年草とか、永久木とか、そこらの 限界が一つあるのかなというのが一つと、そこ らを今後引き継いで、またその人が、それは残 したまま引き継げるよというものあたりを工夫 する必要があるのかというのと、どこがそれを 評価するかですけれど。僕はこれには、アダプ トでそこに参加してきた人たちがやった美化の 事業を評価して、何らかの形で1等、2等、3 等というようなものを、客観的な評価をして点 数をつけて、上位から表彰する制度とか、何か やれないものかなというような気がして。それ なりの知恵と工夫と、ある意味負担をかけてやっ

※69ページに訂正発言あり

ておられるでしょうから、普通の沿道修景と違っ たかなり立派なものが競い合うんかなというよ うな気もするもんだからですね。

そこで、1つには、企業団体だったら、自分のところの当然PR効果もあるでしょうけれど、それと同時に、そういうものが評価されて、県民の目がそこに行けば、それが県民みんなが美化に取り組もうという機運醸成につながったりせんかなということで、永年に近いものまで植栽できるよと。少なくとも1年1年植えかえないといけないようなものでなくても、複数年、花なんか宿根草とかいろあるんですけれど、そういうものまで大丈夫ですよとか、それを次の引受手があれば、そのまま譲ることもできるよというような、ここに工夫が凝らせると、ちょっとまた違った形で今後展開できていくんかなと。単なる思いつきですけれど、そこらどうでしょう。

○西田道路保全課長 大変ありがたいアドバイスをいただいたと思っているところであります。協定を結ぶに当たりましては、先ほど御説明の中にもありました、平成29年3月に沿道修景美化基本計画をつくっております。この中に、各道路におきます修景のコンセプトでありますとか、維持管理の方針という基本的な考え方を定めております。ここと整合をとりながら、その企業さんなり、団体さんなりが、創意工夫を凝らして沿道の美化に努めようという事業であります。

そういった一生懸命、企業さんなり、団体が 汗をかいて美しくなった部分につきましては、 議員御指摘のとおり、それを評価するとか、表 彰するとか、そういった制度につきましても、 今後検討してまいりたいと考えております。

〇坂口委員 ガーデニングコンテストみたいに

専門的なものまではちょっと無理でしょうけれど、これいいよねとか、ここはちょっと工夫するとなっていうような差が出るかなと思うんですね。だから、そこらを客観的に評価できて、点数でも上げれると、またやりがいも出るかなと思いまして、これは単なる思いつきですから、余り重く受けとめずに。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

○重松委員 道路保全課さんで、381ページの下のほうに県単交通安全施設整備費があります、それから382ページにも交通安全施設整備及び橋梁・トンネル等の点検とありますけれども、この交通安全施設というのは大体どんなものを指していらっしゃるんでしょうか。

○西田道路保全課長 381ページの(事項)で県単交通安全施設整備費 2 億円を計上しております。これは、県が管理する交通安全施設の整備に関する経費でありますけれども、例えば区画線でありますとか、安全防護柵、ガードレールの整備、案内標識の整備とか、歩道における簡易的なグリーンベルトって我々言いますけれど、緑の線を引くといった、そういった事業を、いわゆる小規模な交通安全施設を対象としております。

一方で、先ほどの382ページの公共道路維持事業費の交通安全施設となりますと、交付金事業を用いまして歩道の整備とか、電線の地中化といったような内容の比較的大規模なものと捉えていただけるとよろしいかと思います。

○重松委員 例えば点字ブロック等々は入って らっしゃいますか。黄色い。

〇西田道路保全課長 点字ブロックも含まれて おります。

○重松委員 今度は今どんどん、盲人の方のためのエスコートゾーンが出てきていますけれど、

それはこの費用に入っているんですか。

○西田道路保全課長 点字ブロックの設置につきましては、移動円滑化に関する基本的な考え方に基づきまして、交通上重要なところでありますとか、そういう重点地区を設けて、そこで重点的に点字ブロックなどは整備を行っているところでありますけれども、昨今、点字ブロック自体が老朽化といいますか、少し朽ちている部分もありますので、そういったところのリニューアル、やりかえなども含めて、今後、場所の選定に関しても検討した上で施工していきたいと考えております。

○重松委員 わかりました。私が言っているエスコートゾーンは、ちょうど今、県庁の前の交差点も全部それが敷設されましたですけれども、宮崎駅前とかですね。私、質問したときは、それは県警本部さんの仕事というふうにも伺ったんですけれども、それと、今の点字ブロックとの整合性はないんですかね。盲人用のエスコートゾーンの設置が、まだ予算があるんであれば、ふやせるのかなというような話ですね。

○西田道路保全課長 失礼しました。エスコートゾーンに関しましては、基本的には警察のほうが行うということでありますけれども、道路管理者もやることは可能でありますので、そこらあたりは警察と連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

○重松委員 わかりました。以上です。ありが とうございました。

〇武田委員1 つだけ、道路保全課でお願いします。

美しい宮崎の道愛護活動推進事業と美しい宮崎づくり推進事業の中の沿道修景美化推進対策事業が、見方によっては同じような事業なのかなという思いもある。中身は細分化されている

と思うんですが、これはわざわざ2つに分ける のはどのような意図があったんでしょうか。

〇西田道路保全課長 歳出予算資料の383ページ の沿道修景美化推進対策費につきましては、宮 崎県内の道路全体の沿道の樹木の維持管理、約33 万本の草花の植栽といったものでありますとか、 県の木でありますフェニックスの害虫対策など を行う、全体的な沿道修景の美化に要する費用 であります。

一方で、美しい宮崎の道愛護活動推進事業、これにつきましては、地域の団体が行うさまざまな美化活動に対する支援という。直接的に県が施工するのが沿道修景美化推進対策費に対しまして、美しい宮崎の道愛護活動推進事業は地域の方々が美化活動を行うのに対する支援を行うということで事業を分けております。

○武田委員 ありがとうございます。中身は両方ともすばらしい事業だと思っているんですが、沿道修景美化推進対策の中で一緒にできる、わざわざ別につくられなくてもいいのかなと思ったもんですから質問しました。わかりました。

〇西田道路保全課長 訂正がございます。

アダプトロードにつきましては、基本的に協 定の期間を3年間としております。訂正をさせ ていただきます。

○渡辺委員長 それでは、以上で道路建設課、 道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたし ます。

入れかえのため、暫時休憩いたします。 午前11時17分休憩

午前11時19分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

続いて、河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○高橋河川課長 河川課でございます。

当課の平成30年度当初予算について御説明を いたします。

お手元の歳出予算説明資料の385ページをお開きください。

当課の当初予算額は167億7,696万円でござい ます。

以下、主なものを御説明いたします。

387ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)河川管理費 1 億849 万4,000円でございます。これは、河川等の維持 管理に要する費用でございますが、説明欄に記 載しております 5 の河川パートナーシップ事業 などによりまして、官民協働による河川管理の 推進等が図られるものと考えております。

次に、一番下の(事項)ダム施設整備事業費4億3,270万5,000円でございます。次の388ページをお開きください。このダム施設整備事業でございますが、これは、ダム管理施設の改良や更新を行い、機能の向上を図るものでございます。

次に、中ほどの(事項)公共河川事業費42億1,002万3,000円でございます。これは、国の補助により実施する河川改修などに要する費用でございます。

説明欄に記載をしております、1の広域河川 改修事業から5の総合流域防災事業までの事業 につきましては、堤防や護岸の整備、あるいは 宅地のかさ上げなどを実施いたしまして、浸水 被害の防止並びに軽減を図るものでございます。

また、6の津波・高潮・耐震対策河川事業は、 津波により家屋等の浸水被害が想定される区域 におきまして、河川の堤防のかさ上げや樋門の 自動化などの対策を進めていくものでございま す。

次に、389ページをごらんください。

上から2番目の(事項)県単河川改良費6 億9,814万7,000円でございます。これは、国の 補助対象とはならない小規模、あるいは局所的 な河川改修や、治水上支障が生じている箇所に おける堆積土砂の除去などを実施するものでご ざいます。

次に、390ページをお開きください。

上から3番目の(事項)直轄河川工事負担金 7億8,416万6,000円でございます。これは、国 が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や 宮崎海岸事業に対する県の負担金でございます。

次に、391ページをごらんください。

上から2番目の(事項)公共海岸事業費2 億1,000万円でございます。これは、国の補助事 業によりまして、老朽化した海岸保全施設の改 修などを行うものでございます。

次に、392ページをお開きください。

下から2番目の(事項)公共土木災害復旧費82億3,400万円でございます。これは、道路や河川などの公共土木施設が被災した場合の復旧に要する経費でございます。

河川課は以上でございます。

〇米倉砂防課長 砂防課であります。

当課の平成30年度当初予算について御説明い たします。

引き続き、お手元の歳出予算説明資料の395ページ、砂防課をお開きください。

当課の当初予算額は54億7,275万2,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

397ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)公共砂防事業費25 億3,333万5,000円であります。これは、土石流 のおそれがある渓流での砂防堰堤などの整備や、 地すべりのおそれがある箇所での対策工事及び 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査な どを行う事業であります。

次に、398ページをお開きください。

一番上の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費20 億830万円であります。これは、急傾斜地の崩壊 のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の 整備や基礎調査などを行う事業であります。

次に、1つ飛びまして、(事項) 県単公共砂防 事業費1億4,403万6,000円であります。これは、 国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事や 砂防河川内に堆積した土砂の除去などを行う事 業であります。

一番下の(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策 事業費 2 億3,022万1,000円であります。これは、 既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などを 行う工事や市町村が実施する急傾斜地崩壊防止 工事に対する補助金であります。

次に、399ページをごらんください。

一番下の(事項)直轄砂防工事負担金4億5,966 万6,000円であります。これは、霧島山からの土 砂流出による被害を防止するために、国が実施 する直轄砂防事業に対する負担金であります。

最後に、土砂災害防止啓発推進事業費242 万7,000円であります。これは、土砂災害に関す る防災知識の普及・啓発活動などに要する経費 であります。

続きまして、常任委員会資料19ページをお開 きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

今回の改正は、1の改正理由にありますとおり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、関

係条例における引用条項の改正を行うものでご ざいます。

なお、3の施行期日は公布の日を予定しております。

砂防課は以上であります。

〇明利港湾課長 港湾課であります。

当課の平成30年度当初予算について御説明します。

お手元の歳出予算説明資料に戻っていただきまして、401ページ、港湾課をお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計57億3,220万7,000円、港湾整備事業特別会計10億7,576万5,000円、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして68億797万2,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

403ページをお開きください。

まず、一般会計について御説明します。

下から2番目の(事項)空港整備直轄事業負担金2億4,032万3,000円であります。これは、 宮崎空港の誘導路改良等に係る直轄事業に対す る負担金であります。

次に、404ページをお開きください。

一番下の(事項)港営費3億1,982万7,000円であります。これは、県内港湾施設の管理運営やポートセールス活動等に要する経費であります。

このうち、405ページの説明欄10になりますが、 改善事業、油津港利用環境支援事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明します。

次に、その下の(事項)港湾維持管理費 5 億8,504万1,000円であります。これは、岸壁や 臨港道路等の港湾施設の維持補修に要する経費 でありまして、宮崎港マリーナ航路におけるしゅ んせつなど、ゼロ県債を活用しながら、予防保 全型の維持管理にも重点的に取り組むこととし ております。

次に、中ほどの(事項)特別会計繰出金3億9,813万5,000円であります。これは、港湾整備事業特別会計の歳入不足を補うため、一般会計から繰り出しを行うものであります。

次に、406ページをお開きください。

一番上の(事項)直轄港湾事業負担金 7 億3,500 万円であります。これは、細島港及び宮崎港の 防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金 であります。

次に、一番下の(事項)公共港湾建設事業費20億1,218万3,000円であります。これは、港湾施設の機能強化や安全性等を確保するため、国庫補助及び交付金事業により、県内港湾において防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。

次に、407ページをごらんください。

中ほどの(事項)港湾災害復旧費 7 億4,741万円であります。これは、台風等により被災した公共港湾施設の復旧に要する経費であります。

一般会計については以上であります。

次に、408ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計について、主なものを 御説明します。

まず、一番上の(事項)細島港管理運営費1 億7,789万1,000円であります。これは、細島港 の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経費 であります。

次に、一番下の(事項)宮崎港管理運営費1 億4,402万2,000円であります。これは、宮崎港 のフェリーターミナルビル、引き船、マリーナ 等の管理運営に要する費用であります。

次に、409ページをごらんください。

一番上の(事項)油津港管理運営費7,523 万5,000円であります。これは、油津港の上屋、 荷役機械等の管理運営に要する費用であります。

次に、中ほどの(事項)細島港整備事業費2 億3,500万円であります。これは、細島港の港湾 機能施設の整備に要する経費でありますが、細 島港白浜地区の埠頭用地を舗装することにより、 有効利用を図るための経費であります。

次に、その下の公債費3億9,813万5,000円であります。これは、荷役機械や上屋等の港湾機能施設の整備に要した起債の元利償還に要する経費であります。

港湾整備事業特別会計については以上であり ます。

次に、常任委員会資料の14ページをお開きく ださい。

改善事業、油津港利用環境支援事業について 御説明します。

まず、1の事業の目的でありますが、大型の 船舶が港へ出入りする際には、岸壁への離着岸 を安全かつスムーズに行うため、タグボートと 呼ばれる船の補助作業が必要となります。

しかしながら、油津港には、このタグボートが配置されていないため、細島港や宮崎港と異なり、志布志港等から事前に船を持ってくる回航が必要となります。このため、地元発生貨物の油津港利用やクルーズ船の誘致活動等を促進することを目的に、タグボートの回航費の一部について、地元日南市とともに補助するものであります。

次に、2の事業の概要であります。

予算額は1,023万円で、財源は全額一般財源で あります。

事業期間は、平成30年度から平成32年度まで の3年間であります。

事業内容でありますが、油津港でタグボート の補助作業を行う際には、中ほどの図にもあり ますように、どこの港でも発生します左側の作業料金とは別に、右側にあります回航費が利用者の負担となるため、その2分の1を県と日南市とで補助を行うものであります。

次に、現行と見直し後の事業の改善内容について御説明します。

下の表をごらんください。

現在は、チップ船などの貨物船について回航 費の3分の1を補助し、クルーズ船については 全額を補助しております。

油津港においては、表の右側に参考で示しますとおり、貨物船の利用が主体でありまして、利用者からの要望も強かったことから、見直しにより貨物船の負担軽減を図ることとし、2分の1に補助率の引き上げを行ったところであります。

クルーズ船につきましては、これまでの取り 組みなどにより油津港の知名度も向上し、寄港 数の増加など一定の成果が得られたこと、また、 地元において、クルーズ船と物流との両立を図 りたいという意向もありましたことから、補助 率を2分の1に見直しております。

なお、クルーズ船の補助率見直しに当たりましては、船舶代理店等にも意見を伺い、このことによる影響はないだろうとの回答を得ており、 御理解をいただいております。

予算額についてですが、タグボートの利用実績は貨物船のほうが多いことから、現行事業の690万円から、見直し後は1,023万円へ増額となっております。

次に、3の事業効果であります。

この事業により、引き続き油津港利用の促進 やクルーズ船の誘致に努めますことで、日南市 や周辺地域を含めた地域経済の発展や観光振興 にも寄与すると考えております。 なお、今年度、油津港において、22万トン級のクルーズ船を受け入れるために整備を進めておりました、着脱式の防舷材と係船柱の工事が昨年末に完了しましたので御報告いたします。

当初予算については以上であります。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明します。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項 に係る対応状況の9ページをお開きください。

⑧でございます。タグボートやガントリークレーンなどの港湾施設等について、県として整備すべきものは何かを整理し、採算性や県の施策及び将来の港湾利用計画などを踏まえて、整備の方向性をしっかり検討することの対応状況について御説明いたします。

県では、これまで各港湾において、貨物の荷 役形態や取り扱う量に応じまして、必要とされ る港湾施設の整備を行ってきたところでござい ます。

その中でも、維持管理に係る経費を利用する 方々の負担で賄うタグボートやガントリークレ ーンなどの港湾施設の整備に当たりましては、 採算性や効率性などについて十分な検討が必要 であると考えております。

まず、タグボートについては、県内重要港湾3港の運営体制や整備手法等について、他県港湾の状況を踏まえながら、現在検討を進めているところであります。

具体的には、未配置の油津港において、利用者の負担軽減を図るため、当面は、先ほど御説明しましたように、補助率を見直して、回航費の補助を継続することとし、改善事業として平成30年度当初予算に計上したところであります。

さらに、県有船が更新時期を迎えつつありま す細島港におきましては、港運業者やタグボー トを所有する船会社等と、タグボートの利用状 況及び今後の運営等について継続して意見交換 を行っているところであります。

また、ガントリークレーンなどの荷役機械につきましては、予算の低減化、平準化のため、計画的な維持管理に努めるとともに、新たな施設の整備に当たりましては、貨物量の動向、利用者の利便性等を踏まえ、効率性・採算性も含めた検討を行うこととしています。

これらの港湾施設の整備については、整備手 法や運営方法等について、実際に利用される関 係者の方々の御意見を伺いながら、幅広く検討 を行い、今後ともよりよい港づくりに向けて取 り組んでまいりたいと考えております。

港湾課は以上であります。

○渡辺委員長 ありがとうございました。3課の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

〇武田委員 港湾課にお伺いいたします。

406ページの公共港湾建設事業費の中の3番の 港整備交付金事業、福島港なんですけれど事業 内容を教えてください。

〇明利港湾課長 福島港につきましては、こちらでは港整備交付金事業というのを行っておりまして、福島港のしゅんせつを行うこととしております。

○坂口委員 砂防課の県単砂防費で調査事業が 出たですよね。あれは具体的にはどんなことを やられるんですか。

〇米倉砂防課長 御質問は、歳出予算説明書の 何ページになるんでしょうか。

○坂口委員 398ページの県単の砂防調査費です ね。調査事業の中身、どんな調査をやられるの かをちょっと。

○米倉砂防課長 この県単砂防調査費といいま

すのは、例えば交付金で新たに砂防事業を新規 事業として上げる場合には、事前に県単で測量 とか、設計とかをしなければいけないんですけ れど、そういったものの調査費を計上しておる ところです。

○坂口委員 最近気になっているのが、流域の 流出土砂とかの調査ですよね。昔と物すごく山 の環境が変わっていて、例えばここで1万なら 1万でもいいんですけれど、立米の流出土砂の 可能性があるということで、砂防ダムなんかそ れに合った設計がなされていくと思うんです。 すると、今はかなり山が荒れて、その2倍も3 倍もの流出の可能性が出てきているんじゃない かと。そういったものを1回調査し直して、か なり昔と違っただけのものを受けとめれるよう な構造にしていかないと、それこそ国土強靱化 じゃないかなというのと。

これは30年間ぐらいはもつだろうと予定していて、そのころ満杯になるだろうと言っていたものが、10年ぐらいで満杯になったり、そのしゅんせつをやって使い、またゼロからためていったりとか、そういう調査が必要なんじゃないかなと思ったもんですから。これは、そういうところまでは届かない調査になるんですかね。

○米倉砂防課長 砂防ダムを計画するときに、 委員おっしゃられたように、計画流出土砂量と いうのを算定するわけでございますけれども、 その算定方法につきましては、砂防基本計画策 定指針というのが国のほうで出されておりまし て、それにのっとってやるんですが。現在は、 谷筋沿いにずっと上がりまして、どのぐらい移 動可能土砂量があるかというのを各横断ではか りまして、それに延長を掛けた形で流出土砂量 を算出して設計しているところでございます。 委員がおっしゃられたように、山の伐採等が進んだ形で流出土砂量がふえているんじゃないかという御指摘でございますけれども、どのぐらいふえているのかを調査するところまではまだ至ってない状況でございます。

もう一つ、砂防ダムの場合は透過型と不透過型と2つあるんですが、不透過型の場合には、満砂した後の捕捉量というのを計画ベースで考えておりますので、直ちに満砂したから土砂の捕捉機能がなくなったということではございません。

○坂口委員 持ちこたえられないんじゃないかという心配をしているんですよね。特に既設のやつの不透過型なんかでの流入が、予測される土砂量というのが圧倒的にふえているんじゃないかな。一遍に持ち出す量も圧倒的に多くなるんじゃないかな。そうなったとき、重量なり何なりの不測が起こってきての大きな災害ですよね。

その施設があったがゆえに大きい災害が起こるという、そういう懸念が山に出てきているんじゃないかというのを現場を見ると感じるもんですから、そういった対象の調査費というのが、まだ今の制度の中でなければ、今後それを考えていく必要がありゃせんかなというのがすごく気になるもんだから、そこらのところを尋ねてみたわけです。かなり荒れていますよ。流入土砂の予測というか、流出土砂の予測というんかわからんですけれど、その調査自体をもう一回、特に既設、でき上がった砂防ダムのところあたりは特に必要じゃないかなと実感しますから、今そのお尋ねをしたところです。

○星原委員 387ページの河川管理費ということで1億円余、前年度もそうなんですが、組まれているんですけれど、地元で見て、なかなか堤

防なんかの草刈りとかがうまくいってない状況 等があるんですが、地域から多分いろんな、公 民館長さんとか、あるいはそういう方を通じて 上がってきている部分もあるんじゃないかなと 思うんですが。毎年1億円ぐらいの予算で、何 とか地域のそういう期待というか、要望に応え られているのかなと思うんですが、その辺はど うなんですか。

○高橋河川課長 御質問の趣旨は堤防の草刈り等の対応状況だということでお答えさせていただきたいと思いますが、まず、ここに上がっています河川パートナーシップ、それと、後ろのほうの390ページの県単河川環境整備事業、この2つの事業で河川の草刈りを実施しているところでございます。

その2つの事業で実施しました草刈りの状況 でございますが、堤防点検等で、ちゃんと草刈 りしないといけないというものに対して、実際 にできている、カバーできているのが、おおよ そ半分ぐらいの状況にはなっております。

ただし、その数量的には、毎年、河川パートナーシップの取り組み状況が年々ふえてきているという状況でございまして、28年度で業者さんに委託した草刈りと、それからパートナーシップでやっていただいた草刈りの面積が、28年度が507へクタールございましたが、これが29年度は517へクタールというふうに、毎年10へクタールほどずつ伸びてきておりますので、今後ともそういったパートナーシップへの取り組み団体、それからことしから始めましたアダプト、これの取り組み等を今後またふやしていきながら、地域住民の方の御要望にもお応えできるように、引き続き努めていきたいというふうに考えております。

○星原委員 地域においては、堤防の部分を散

歩というんですかね、いろんな形で利用する人たちがおって、草が生えていて非常に歩きにくいとか、いろんなそういうことが言われるんです。こういうものというのは、今言われたパートナーシップでやられる方法もあるんですが、地域の人たちがなかなか高齢化になってきて、これからはそういう部分のところをどうやっていく形をとるのがいいのか。業者に委託するのもあるんでしょうし、地域の人たちにお願いしてやる、両方だと思うんですけれども、そういうことについて、今後はどういうふうにやっていこうとされているか、何か考えがあればお聞かせいただければと。

○高橋河川課長 先ほど少しお答えさせていただきましたけれども、アダプトというのをことしから始めたところでございますが、現在、22の団体において、会社、組合等で取り組んでいただいておりまして、その実績が約7へクタールほど取り組んでいただきました。来年度以降も、もう既に2つほど取り組みたいというような意向等も伺っておりますので、まずはそこのところを広げていきたいと考えております。

もう一つは、特に散歩とかに使われる場所の、 堤防は全面刈りするんですが、そういう非常に 多いところについては、歩くのに邪魔にならな い程度に、また何らかのパトロールとか、そう いったところで、少しでも刈っていけるような 工夫をしていきたいというふうに考えています。 〇星原委員 あと、河川の中の堆積土砂、毎年 取り除きをしてもらったり、いろいろしている んですけれども。これ県内で今、そういう堆積 土砂の除去、これはどれぐらいの状況になって いるんですか。

〇高橋河川課長 現在、堆積土砂の除去の要望 というのも、実際のところ非常に多くございま す。そういった中で、予算もある程度限られている中での対応ということになりますので、まずは家屋等、集落等があるところの浸水被害が予想されるようなところからの除去を優先的に実施しているところでございまして、毎年、この数年でございますが、年間10万立方メートルほどの除去を実施しております。それに要する費用は、おおむね3億四、五千万ほどという状況になっております。

そういった堆積土砂に、ある程度費用がかかりますので、少しでも効率的に進めたいということで、骨材化というのも地元のほうに公募かけまして、なるべく安い費用で除去できないかという取り組みをやっているところでございます。

○星原委員 その堆積土砂の関係で、これから 田植えシーズンが近づいてくるんですが、用水 路なんかの、用水の関係と、その周辺が埋まっ ちゃって、なかなか地域の中の人たちで除去す るのに困るというのが結構言われるんです。そ の辺は土地改良区になるのか、両方ともいろん な関係があるのかなというふうに思うんですが、 その辺のところの苦情というか、そういう取水 口あたりについてのあれっていうのはないもん なんですか。我々は結構言われるんですけれど。 ○高橋河川課長 まず、農業用水の対応状況で ございますが、取水堰、固定堰等が多いんです けれども、そこにたまっている土砂等は、いわ ゆる取水に支障があるところについては、原則、 取水される方にお願いをしておりまして、ただ、 除去というよりも支障がないように周辺に移動 させていただくというようなことはお願いをし ているところでございます。

ただ、その堆積している状況で、取水堰にと どまらず、上流までかなり広範囲に堆積してい るような場合につきましては、当然、河川管理 者のほうでどかす場合もございます。

それから、用水路を通りまして、あと排水、 出口がまた河川に戻ってまいりますので、そこ の出口のところの河川に係る分につきましては、 河川管理者のほうで除去をしているところでご ざいます。

○重松委員 河川課さんにお伺いしたいんですけれど、私はこの前、江田川のフィールドワークに参加したんですけれども、外来種の草、オオフサモとか、ホテイアオイとか、いろんなのがあって、自治会でそれを駆除するために、年3回するそうなんですけれど、それ以上に繁殖が物すごく進んでいって。その外来種が、オオフサモが繁殖すればするほど、今までいた在来種がどんどん死滅、駆逐されるというお話があって。その話を環境森林部さんにしたら、外来種は全般は国が管理することになっていますということで、それ以上答弁がなかったんですけれども、そのことに対して、河川課さんとしてはどのような考えを持ってらっしゃいますでしょうか。

○高橋河川課長 外来種、特にオオフサモにつきましては、成長が非常に旺盛だということで、委員が言われますように、刈っても刈ってもまた復活するというような厄介な代物でございますし、時によっては、流れの緩いところでは、流れを阻害して洪水を助長するような状況にもなるというふうに伺っております。

そういった状況でございますので、河川のほうでも堆積土砂を除去する際に一緒に除去することもございますし、パートナーシップで地元の方が以前からやっておられるというような地区もあるんですが、周辺の草刈りだけじゃなくて、そういった除去を地元の方でやっていただ

いております。それもパートナーシップの対象 として除去に努めてございまして、場所によっ ては土木事務所の職員も一緒にその作業に取り 組んでいるということで、少しでも外来種の除 去をやっていきたいと考えております。

ただ、そのやり方につきましては、環境省が 出しているガイドブックに基づいて実施してい るところでございます。

○重松委員 そのパートナーシップでされて らっしゃるんですけれども、とにかく追いつか ないということで、何とか対応していただきた いなという要望がありましたんで、よろしくお 願いいたします。

○坂口委員 ちょっと河川の堆積土砂で気になることが。それぞれ場所によって違うんですけれど、いつもいつも堆積する場所が決まってますよね。あれ洗掘とかの関係が出てきて、その計画河床高に対して堆積しているのか、実際川のおさまるための河床高というのか。計画河床高と実際その川が一番安定した形でおさまるというのは違うと思うんですよね。そこをとれば、またどっかを洗掘するという。特に河川内洗掘が発生源だったときは、これは深刻だと思う。山の中から毎回毎回同じところに土砂を持ってくるかというと、これも可能性としてどうかなと、すごく気になる部分があるんです。

だから、河川を最も安定させるためには、河 床がどうあるべきかというのと、その洗掘は特 に防がんといかんというものからの堆積土砂の 除去を考えていかないと、あっこが埋まったよ、 高くなったぞという感覚とか、計画に対しての 高い低いで物言われて、それに応えていくとい うのは、長いスパンで見て、僕はいかがなもん かなという心配を持っているんですね。

だから、そこらのところ、さっきの砂防ダム

じゃないんですけれど、基本から、もう一回、 どうあるべきかというのをやってみるべきじゃ ないかなという気がするんですね。今回の国土 強靱化計画なんかの中を見ていくと、もう一回 原点に返る必要があるんじゃないかなという気 がしますもんですから、もし答えがあれば答え ていただいて、なければもうこれで終わります。

○高橋河川課長 委員おっしゃるように、堆積 土砂の除去というのは、1カ所いじると上下流 に影響があるというのは我々も認識していると ころでございますが、ただ、とったときにどの ぐらいまたそれが戻ってくるとか、戻ってこな いとか、その辺がなかなか試行錯誤しながらやっ ているというようなところもございます。

ただ、言われるように、堆積が片方で済むと、 その反動として対岸がかなり洗掘されて、構造 物が危うくなるというのが発生しやすい状況も ありますので、単にとるだけではなくて、水制 工なりを設置しながら、ある程度制御する必要 もあろうかと思っています。なるべくなら、1 回そういった対策をして、そんなに堆砂しない ような河道が、どういうふうにつくれるのかと いうことも重要な検討課題だと思っておりまし て、国からいろんな情報をいただきながら、引 き続きそういった研究にも取り組んでまいりた いというふうに考えております。

○渡辺委員長 ほかございませんでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

午後の再開は次のグループということにして、 午後1時10分から再開いたしますので、よろし くお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時8分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

続いて、都市計画課、建築住宅課、営繕課の 審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

〇中村都市計画課長 都市計画課であります。

当課の平成30年度当初予算について御説明い たします。

お手元の歳出予算説明資料411ページ、都市計画課をお開きください。

当課の当初予算額は27億983万4,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

413ページをお開きください。

一番下の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費3,673万1,000円であります。これは、良好な景観づくりを推進するため、屋外広告物が適正に表示されるよう、屋外広告物監視員がパトロールを行い、監視・指導するためなどの経費であります。

次に、414ページをお開きください。

一番上の(事項)都市計画に関する基礎調査 実施事業費8,000万円であります。これは、都市 計画の適切な見直しを行うために実施する調査 で、都市計画区域内の人口や土地利用、建築物 の現況等について調査・分析するための経費で あります。

次の(事項)美しい宮崎づくり推進事業費2,023 万1,000円でありますが、説明欄にあります改善 事業、美しい宮崎づくり推進事業につきまして は、後ほど常任委員会資料にて詳しく御説明い たします。

次に、415ページをごらんください。

一番上の(事項)公共街路事業費13億5,014万円であります。これは、都市における安全で円

滑な交通の確保や良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を行う経費であります。

次に、その下の(事項)公共都市公園事業1 億6,945万円であります。これは、今後とも快適 に利用できる都市公園を目指し、老朽化した公 園施設の更新などを行うための経費であります。

次に、常任委員会資料のほうに移らせていた だきまして、資料の15ページをお開きいただき たいと思います。

改善事業、美しい宮崎づくり推進事業であり ます。

事業の内容を御説明いたします前に、まずは、 美しい宮崎づくりに関する全庁的な取り組みに ついて御説明したいと思います。

資料の17ページをお開きください。

美しい宮崎づくりの推進について御説明いた します。

まず、1の取り組みの概要についてでありますが、昨年4月に施行いたしました美しい宮崎づくり推進条例に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、昨年11月に美しい宮崎づくり推進計画を策定したところであります。

この計画では、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間として、下の図に横長の枠で示しておりますように、重点施策1、景観による地域のブランド力向上、重点施策2、景観を生かしたおもてなし、重点施策3、宮崎を美しくする人づくり、この3つの重点施策を全庁的に展開し、官民協働による美しい宮崎づくりを推進していくこととしております。

次に、2の美しい宮崎づくり推進室の設置に ついてであります。

管理課長からの御説明にもありましたように、 この推進室は、美しい宮崎づくりを条例や推進 計画に基づき全庁的に連携して取り組むことは もとより、市町村や民間団体の皆様と一体となって関連施策を強力に推進するため、都市計画課 内に新たに設置するものであります。

次に、18ページをごらんください。

3の美しい宮崎づくり推進計画の重点施策に 関連する事業であります。

ここでは、重点施策ごとに関連する主な事業を記載しております。例えば重点施策1では、上から3つ目に、中山間・地域政策課による地域資源ブランド強化促進事業、重点施策2では、一番上に、観光推進課による魅力ある観光地づくり推進支援事業、重点施策3では、これも一番上に、この後御説明いたします美しい宮崎づくり推進事業などを掲げており、全庁でしっかり連携し、美しい宮崎づくりを推進していくこととしております。

それでは、資料の15ページにお戻りいただき たいと思います。

改善事業、美しい宮崎づくり推進事業であり ます。

まず、1の事業の目的でありますが、この事業は、県民、事業者の皆様に対する普及啓発や人材の育成を行うとともに、各種団体が取り組む景観形成活動への支援を市町村とともに行うことにより、官民協働による美しい宮崎づくりを推進することを目的としております。

次に、2の事業の概要でありますが、予算額は2,023万1,000円、事業期間は平成30年度から32年度までの3年間を予定しております。

事業内容としましては、①から⑤まで大きく 5つ掲げておりますが、まず、①にありますと おり、良好な景観の形成のため、景観計画を策 定する市町村に対し、経費の一部を助成する取 り組みを引き続き実施いたします。

次に、②でありますが、美しい宮崎づくりの

推進には、県民や事業者の皆様の積極的な参加が何よりも重要でありますことから、今回、新たに、景観形成活動を行う各種団体に対し、市町村とともに経費の一部を助成する取り組みを実施いたします。

ここで、①と②に記載されております補助率 について御説明いたします。

16ページをごらんください。経費負担のイメ ージであります。

①景観計画を策定する市町村への支援におきましては、アの市町村の財政力指数が県以下の場合は、景観計画の策定に要する経費の3分の1を、イの市町村の財政力指数が県を超える場合は4分の1を助成いたします。

次に、②景観形成活動を行う活動団体等への 支援におきましては、景観計画を策定済みの市 町村における活動では、活動経費の2分の1を、 景観計画を策定していない市町村における活動 では、活動経費の3分の1を助成することとし ております。

このような制度によりまして、市町村の景観 計画の策定を促進するとともに、各種団体の活 動を支援してまいりたいと考えております。

資料の15ページにお戻りいただきまして、中 ほどの写真をごらんください。景観形成活動の 支援の対象となるような取り組み事例を写真で 御紹介いたします。

左は、日南市の南郷城跡におきまして、美しい景観を見渡せる場所をつくるために、民間団体が樹木の伐採をして眺望を確保している事例であります。

中ほどには、これは串間市の北方において、 景観に配慮した色彩や素材を用いた案内板を整 備している事例でございます。

右は、県道延岡インター線沿いにおいて、将

来の担い手となります子供さんたちに花の植栽 活動を行っていただいている事例でありまして、 このような美しい宮崎づくりの推進につながる さまざまな活動を県内全域に広げてまいりたい と考えております。

次に、③の景観まちづくりアドバイザーの派遣、④講演会等の開催、⑤顕著な功績があった 方々に対する表彰ということにつきましても、 引き続き実施してまいりたいと考えております。

最後に、3の事業効果でありますが、市町村の景観計画策定を支援することにより、良好な景観の保全・創出が促進されますほか、各種団体の活動支援や普及啓発活動により、県民、事業者の皆様の参加意欲が高まり、県民総参加による魅力ある地域づくりが促進されるものと考えております。

予算関係につきましては以上であります。

続きまして、この常任委員会資料の22ページ をお開きください。

議案でございます。議案第24号「都市公園条例の一部を改正する条例」について御説明いた します。

改正の内容は2つございますので、それぞれ 御説明いたします。

まず初めに、1の改正理由の(1)のところでありますが、これは、先ほど道路保全課から議案第23号として、道路占用料徴収条例の一部改正につきまして御説明いたしましたが、都市公園の例えば電柱などの占用許可による使用料は、この道路占用料徴収条例に準じて設定しておりますことから、道路占用料徴収条例の一部改正に伴いまして、この都市公園の占用許可による使用料の額の改定等を行うものであります。

2の改正の内容、(1)の表の部分に額の改定 例を記載しておりますが、県が管理します都市 公園は宮崎市、西都市にありますことから、道路保全課と同様に、表の一番左に第3種電柱を事例に記載してございますが、宮崎市において100円増額になるなど、表に記載しておりますような額となります。

それでは、2つ目の改正について御説明いたしますので、1の改正の理由にお戻りいただきまして、(2)でありますが、都市緑地法等の一部を改正する法律による都市公園法の一部改正に伴いまして、都市公園条例に、都市公園法から引用している条項について改正するものであります。

2の改正の内容、(2)のところでありますけれども、都市公園条例の第19条、これは公園管理者の権限代行ということでございますが、ここにおいて、都市公園法から引用しております「法第5条の3」を法改正に伴いまして「法第5条の11」に変えるものであります。

3の施行期日につきましては、平成30年4月 1日から施行することとしておりますが、都市 公園条例第19条に関する(2)の改正につきま しては、公布の日から施行することとしており ます。

都市計画課の説明は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の平成30年度当初予算について御説明い たします。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、417ページをお開きください。

当課の当初予算額は22億293万8,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

420ページをお開きください。

一番上の(事項)建築物防災対策費3,211万円 であります。これは、地震や崖崩れ等による建 築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費でありますが、説明欄4の改善事業、 被災建築物・宅地応急危険度判定体制整備事業 につきまして御説明いたします。

これは、大規模な地震で被災した建築物及び 宅地における応急危険度判定の実施体制を確保 することにより、余震等による建築物の倒壊や 宅地の崩壊などの2次災害から県民等を保護す ることを目的にした事業でありまして、一昨年 の熊本地震の際には、改めてその重要性が認識 されたものであります。

平成30年度以降は、発災後における招集体制の強化を図るなどの改善を加え、241万4,000円を計上しております。

次に、1つ飛びまして、その下の(事項)建築物地震対策費1億4,557万1,000円であります。これは、木造住宅を除く建築物の耐震化の促進に要する経費で、大規模民間建築物の耐震改修費用について補助を行うものであります。

421ページをごらんください。

一番上の(事項) 県営住宅管理費10億5,170 万2,000円であります。これは、県内に約9,000 戸あります県営住宅の管理に要する経費で、入 退去管理や建物の維持管理・修繕に要する経費 などであります。

次に、その下の(事項)公共県営住宅建設事業費7億2,189万7,000円であります。これは、 県営住宅の整備に要する経費で、小林市の堅田 原団地ほか3団地の建てかえを進めるとともに、 既存団地の外壁改修などの環境整備を行うもの であります。

予算関係につきましては以上であります。

次に、委員会資料の20ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一

部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、まず、(1) につきましては、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の改正を行うものであります。

次に、(2) につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正等に伴い、都市計画に定める用途地域の新たな類型として、田園住居地域が追加されることなどから所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

まず、(1) についてですが、国の政令の一部 改正により、2級建築士または木造建築士の試 験手数料の標準額が、1万6,900円から1万7,700 円に増額されたことから、条例の別表第2の試 験手数料の金額を記載のとおり改正するもので あります。

次に、(2) についてですが、条例の第3条第 1項の各号及び別表第2の内容を記載のとおり 改正するものであります。

まず、①でありますが、引用する建築基準法の改正により田園住居地域に関する条項が追加されたことによるもの、次に、②でありますが、同じく建築基準法の改正により表記が変更されたことによるもの、最後に③でありますが、引用する関係法の改正に伴い条項の整理を行うものであります。

最後に、3の施行期日でありますが、本年4 月1日から2の(2)の③については、公布の 日から施行することとしております。

建築住宅課は以上であります。

○松元営繕課長 営繕課であります。

当課の平成30年度当初予算について御説明い たします。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまし

て、423ページ、営繕課をお開きください。

当課の当初予算額は9億143万3,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。 425ページをお開きください。

まず、最初の(事項)庁舎公舎等管理費1 億7,284万9,000円であります。これは、総務課 所管の庁舎公舎等などの維持補修に要する経費 であります。

次に、中ほどの(事項)電気機械管理費2 億6,091万7,000円であります。これは、庁舎等 の冷暖房設備や昇降機設備の保守点検、その他 改修工事など、機械、電気設備の維持管理に要 する経費でございます。

次に、一番下の(事項)県庁舎BCP対策事業費1億8,620万円であります。これは、庁舎等の建具飛散防止を初め、受変電設備等の浸水対策などに要する経費であります。

営繕課は以上でございます。

- **○渡辺委員長** ありがとうございました。 3 課 の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。
- ○黒木委員 美しい宮崎づくりの推進についてですけれども、昨年と比べて全体で、この美しい宮崎づくりを推進するに当たっての予算はどれぐらい増加しているんでしょうか。
- 〇中村都市計画課長 昨年度はまだ条例ができていませんでしたし、推進計画もできておりませんので、当課で行っておりました、いわゆる景観関係の事業が美しい宮崎づくりに資する事業としてやっておりましたが、この委員会資料の18ページにございますように、ここを集計しただけでも16億6,800万円でございます。

最終的にどのぐらいの額になるかというのは、 議会が終わって、また推進計画に基づきまして、 推進管理をしっかりやっていこうということで 全庁挙げて取り組んでいくことにしております ので、その際にしっかり積み上げていくという ことでございますけれども、かなり大幅に増加 して、何よりも全庁が連携して取り組んでいく ことが一番重要なことかなというふうに考えて おります。

以上でございます。

○黒木委員 今の16.6億というのは、いろんな 関連事業を含めた額ですよね。29年度から美し い宮崎づくりを推進するためにこれだけふえた というわけではなくて、いろんな事業を含め て16.6億であると。その中で、いろんな新規事 業などが加わって、ふえていることは間違いな いわけですけれども、しっかりと取り組む必要 があると思いますし、この推進室が設置になり、 ここのスタッフは何人かふえて、しっかりと横 断的に取り組むということでしょうか。

〇中村都市計画課長 推進室の設置は決まって おりますけれども、どのぐらいの人数になるの かというのはまだこれからでございますが、い ずれにしましても、先ほど申したように全庁で 取り組んでまいりますし、それから都市計画課 の職員は、例えば公園担当にしましても、美し い宮崎づくりに資する、そういうポジションで ございますので、都市計画課の職員のみならず、 県土整備部の職員が出先に至るまで、しっかり この美しい宮崎づくりの精神を踏まえまして、 さまざまな取り組みに向けてしっかり歩んでい きたいというふうに考えております。

○黒木委員 ということは、推進室ができたから、ここにスタッフが例えば5人になったとか、 そういうことは考えられないわけですね。

○中村都市計画課長 4月になりまして人員がはつきりしますけれども、我々としては決めら

れた陣容の中で、先ほど申しましたように、しっかり体制を組んで、各部の各課とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○黒木委員 15ページの景観計画を策定する市町村とか、活動を行う団体に対して経費の一部を助成することになっていますけれど、この経費の中にはどういうものが含まれるんでしょうか。景観を維持していくには、一番の問題は雑草対策だと思いますが、道路保全するにも雑草対策ですから、そういったものも含まれた経費なのか、どういうものが含まれるんでしょうか。

〇中村都市計画課長 道路整備に絡む、道路の 雑草等に関する部分については、沿道修景のほ うでということになりますが、この経費は、先 ほど中ほどの写真で御説明しましたように、例 えば活動団体の方々が、あるいは企業の方々が 地域の景観づくり、風景づくりに資する取り組 み、例えばここで言いますと、本当に木を伐採 してとか、あるいは案内板をつくってとか、あ るいは植栽活動をしてとか、こういったことに 要する経費につきまして、助成をしていくとい うことでございます。

○黒木委員 景観まちづくりアドバイザーの派遣とありますけれど、具体的にはどのような方がなるのか、何人ぐらいいるのか。

○中村都市計画課長 この景観まちづくりアドバイザーと申しますのは、いわゆる地域の方々、例えば活動団体の方々が、こういうふうに例えば花植えしていきたいんだがとか、あるいは樹木が、桜が老木化してきて、樹木医の方に来てもらいたいとか、あるいは子供たちの学習といいますか、学びをさせたいんで、誰か先生に来てもらえないかとか、そういったときに、県のほうにお話をいただければ、この景観まちづくりアドバイザーを派遣することになっておりま

して、この費用は県のほうで持つということになっております。どのような方々かという部分につきましては、例えば大学の先生でありますとか、建築士、色彩関係のデザイナー、それから例えば写真家、造園とか、そういう樹木の専門家とか、そういった方々を総勢28名、今ラインナップしているところでございます。

○黒木委員 この美しい宮崎づくり推進計画の中で、宮崎を美しくする人づくりというものを定められておりますけれども、子供から大人まで連携して、みんなが参加して、ボランティアでもできるような、そして宮崎国体とか、そういうころには、すばらしいところだなと言われるにしっかりと取り組んでいくように要望しておきたいと思います。

○渡辺委員長 先ほど黒木委員の質問の中で確認なんですが、管理課の先ほど前段で説明があった組織改正の関係の他部の審議の中では、組織改正してどのぐらいの規模になるという説明があったりしていたんですが、体制が強化になるか否かというのは御説明できないもんでしょうか。担当は3つの担当がそのまま移るというこの組織改正になっていますけれど、黒木委員の質問の強化されてふえるのか、現行の規模のまま課内室に変わるのかというところは、もし御説明があれば、理解のために。

○中原管理課長 人員のところまで入ってくる わけでございますけれども、基本的に、新しい 室をつくります際には、全庁的な方針でござい ますが、スクラップ・アンド・ビルドというこ とで、ポスト数ですとか、担当の数とか、そう いったところは、ここにお示ししているとおり のところまで調整といいますか、決定している わけでございます。それぞれの担当の人数、こ れについては、資料にも出しておりませんけれ ども、4月1日の人事異動にかかわってまいりますので、ここでは差し控えさせていただきたいというところでございます。御理解いただきたいと存じます。

○渡辺委員長 わかりました。ほかにございませんでしょうか。

○重松委員 美しい宮崎づくり推進事業の16ページなんですけれども、景観行政団体支援事業の経費負担のイメージが①②あります。②については、景観計画を策定している、していないで分かれて、これはよくわかるんですけれど、上の県の財政力指数が県を上回る場合と、それ以下の場合で分ける必要があるんでしょうかという素朴な疑問なんですけれど。

○中村都市計画課長 景観計画を策定する際に、確かにどの市町村の方々でも県としてはしっかり支援してまいりたいというふうに考えておるんですけれども、財政力が県よりも豊かなところは少し御負担をいただきまして、そうでないところはしっかり支援していきたいということでございます。

○重松委員 では、どの市町村が県を上回って いるんでしょうか。

〇中村都市計画課長 具体的に申し上げます と、29年度は高千穂町さんとえびの市さんの2 団体に交付しておりまして。例えば高千穂町さんは県よりも財政力指数が低いということで3 分の1、それから、えびの市さんにおきましては県よりも高いということで4分の1ということになっております。

○重松委員 つまり、全市町村に支援をしているわけではなくて、29年度はこの2市町だけだったということですね。済みません、確認です。

〇中村都市計画課長 景観計画の策定の状況を 申し上げますと、全26市町村のうち13の市町村 が策定済みで、現在策定中が串間市さん、えびの市さん、高原町さん、門川町さん、高千穂町さんの5市町ですね。あと、未策定が8つの町でございまして、最終的に、私ども平成32年度までには全市町村に景観計画を策定していただきたいと考えておりますものですから、このような補助でしっかり策定していただきたいということでございます。

○重松委員 わかりました。続けてよろしいで しょうか。

歳出予算説明資料の413ページの住みよいふる さと広告景観づくり事業費の、御説明いただき ました2番の広告物監視員費が3,235万6,000円。 これは何名ぐらいで対応されてらっしゃるんで しょうか。

- ○中村都市計画課長 全体で19名の方々にこの 監視員になっていただいております。
- ○重松委員 監視員の方は当然、条例で使用料、 手数料とかを取られる仕事をされてらっしゃる んですかね。
- **〇中村都市計画課長** おっしゃるとおりでございまして、屋外広告物の許可に関して、そういう審査を行いまして、手数料をいただくという仕事をしております。
- **○重松委員** それが413ページの職員費の中にある使用料及び手数料に反映されているということでしょうか。
- ○中村都市計画課長 おっしゃるとおりでございまして、もともとこの事業が、先ほど申しましたように、良好な屋外広告物が出せるようにパトロールしたり、指導したり、監督したりと、そういう業務でございまして。実は手数料のほうが、ちょうどこの人件費にほぼ見合う形で屋外広告物の手数料をいただいておりまして、例えば手数料の収入でございますが、少し年次的

に申し上げますと、平成26年度が屋外広告物の 許可申請だけで3,245万、27年度が3,162万、28 年度が3,271万と、ちょうど大体見合うぐらいの 金額を手数料としていただいておって、それを 人件費に結果的に充てておるということでござ います。

- **○重松委員** 確認ですけれど、ということは、 毎年広告物を出されているところは、毎年手数 料を払ってらっしゃることを確認されていると いうことですね。
- **〇中村都市計画課長** 許認可の期間が2年ない しは3年ということでございますので、その更 新時期に手数料をお支払いいただいているとい うことでございます。
- **○重松委員** はい、わかりました。ありがとう ございます。
- **〇武田委員** 美しい宮崎づくり推進事業について少しお伺いいたします。

すばらしい事業だと僕は思って、表現的には 抽象的かもしれませんけれど、美しい宮崎とい う言葉は大変いいと思っております。それで、 県民の皆様に落とし込んでいくことが大事だと 思っているんですが、この15ページの4番と5 番で、講演会や各種団体間の連携を推進するた めの交流会等の開催をどれくらい、どんな感じ で、どういう規模で、何回ぐらいされる予定な のか。顕著な功績があったものに対する表彰の 実施は、個人、団体、どういう形で、どれぐら いの方をされる予定なのかお伺いいたします。

○中村都市計画課長 講演会でございますが、 少し実績でまず申し上げますと、平成29年度は 2回、講演会をやってございます。これは、ま ず条例ができたということで、それを踏まえて 6月に、美しい宮崎づくり講演会、知事出席の もとにやりましたし、このときは約300名ぐらい いらっしゃっております。

また、11月、これが美しい宮崎づくりの推進計画の策定が終わったというようなことを踏まえて、これからみんなで美しい宮崎づくりを進めていくということで、美しい宮崎づくりに資するような活動団体の方々でありますとかをお呼びして、これも約300名ぐらいですが、こういった規模で、これも知事出席のもとに講演会を開催してございます。

また、あわせて表彰ですが、ちょうど今申し上げました11月の講演会のときに、美しい宮崎づくりに関する知事表彰というのを行いまして、例えば美しい宮崎づくり大賞でございますとか、町並み景観賞でございますとか、それぞれ部門ごとに賞を設けておりまして、ちなみに今申し上げました美しい宮崎づくり大賞につきましては、坂元棚田保存会が受賞いたしております。

30年度も引き続き、こういった講演会、表彰 というものにつきましては、しっかり広報周知 をしていくという意味合いを含めて開いていき まして、輪を広げてまいりたいと考えておりま す。

○武田委員 県議会等でこうやって議論をしていると、よく理解ができるんですけれど、県民一人一人の方々に伝わっていって、そこから国体であるとか、観光宮崎であるということに対して、みんなで宮崎県内をきれいにしていこうという意識を高めていくのが本当に大事だと思うんですよね。そのためには、県のほうで一生懸命やられているのを市町村までずっと下げていって、市町村の担当課、担当職員が地域を回りながら、そういう地域の人たちと交流しながら美しい宮崎をということになればいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。ござい

ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、以上で都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時45分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしま したので、これより総括質疑を行います。

県土整備部全般について質疑はございません でしょうか。

○重松委員 14ページのタグボートの件なんで すけれども、クルーズ船はわかるんですが、大 体何万トン以上の船に対応するんですかね。基 本的なことで済みません。

○明利港湾課長 油津港に大型のクルーズ船が 入ってくるということで最近話題になっており ますけれども、数万トン、2万トンから3万ト ンの小さいクルーズ船も入ってきておりますの で、そういう船も対象にしております。

○重松委員 10万トン以上ではなくて、二、三万トンでも要るということですね。はい、わかりました。ちなみにカーフェリーは必要はないんでしたかね。

○明利港湾課長 カーフェリーは着岸時にタグボートを使用しますが、宮崎港にはタグボートが1隻常駐しておりますので、そちらを使っております。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、その他何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 なければ、次に移ります。

それでは、請願の審査に移ります。

請願第24号「建設業の健全な経営に関する諸 施策の対策強化についての請願」でございます が、執行部から何か御説明がございますでしょ うか。

- 〇中原管理課長 特にございません。
- ○渡辺委員長 了解いたしました。

それでは、委員のほうから質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了といたしますが、1年間の質疑はきょうがこれで最後になるかと思います。1年間、大変お世話になりました。

また、特に東部長を初め、向畑、それから上 別府両次長、巢山工事検査課長におかれまして は、この春で御勇退というふうに伺っておりま す。大変お世話になりました。またこれからも 宮崎県の発展のために御尽力いただきますよう にお願い申し上げます。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時52分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に 行うことになっておりますので、15日に行いま す。開会時間は13時30分としたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

その他何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 何もないようですので、本日の 委員会を終了いたします。

午後1時53分散会

平成30年3月15日(木曜日)

午後1時28分再開

出席委員(8人)

委	員		長	渡	辺		創
副	委	員	長	外	Щ		衛
委			員	坂	П	博	美
委			員	星	原		透
委			員	黒	木	正	_
委			員	満	行	潤	_
委			員	重	松	幸光	欠郎
委			昌	缶	Ħ	浩	_

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 西久保 耕 史

 議事課主査
 弓削知宏

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に、 各議案につきまして、賛否も含めまして御意見 がありましたらお伺いしたいと思いますが。特 によろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、採決に移ります。

採決につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか、一括がよろしいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第9号から第11号、第13号、第14号、第22号から第24号、第28号、第31号、第49

号につきましては、原案のとおり可決すること に御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 御意議なしと認めます。よって、 各号議案につきましては、原案のとおり可決す べきものと決定をいたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。 請願第24号「建設業の健全な経営に関する諸

施策の対策強化についての請願」についてでありますが、この請願の取り扱いも含めまして、 御意見がございましたらお願いいたします。

○満行委員 会派でも党議して、この請願について議論したんですけれど、厳しい状況にある建設業界というのは、この理由に書いてある部分は、そのとおりだと同意をするところなんですが、ただ、この願意がはっきり見えてこない。

言うまでもなく、建設業の使命は、社会資本の整備はもとより、当然その大きな役割があるということも理解をしますが、結論として、このような建設業界の状況を御賢察いただき、企業の適正な利潤が確保され、建設産業の安定と担い手の確保・育成が一層推進されますよう、当局に対し諸施策の改善を求めていただきたく、請願いたします。

結局、状況は非常に詳しく説明があるんですけれども、最後の願意であろうところは、当局に対し諸施策の改善を求めいただく、非常に曖昧として、何が願意なのかなというところが見えてこないんですよね。もっとこの願意の明確化が必要じゃないのかなと思います。

通常ですと、請願者は各会派を回って、この 請願についての説明、意見交換するなり、され ているんですけれども、今回はそういうことも ありませんでした。 ちょっと調べたんですけれど、逐条地方自治 法という中で、紹介議員は内容とかを十分に見 て、請願者の願意を聞いて紹介議員になれとも あるんですが、時間はありませんけれども、請 願者の願意がどういうところか、ぜひ、委員会 として意見聴取、そういうことが必要ではない のかなと思っておりますので、そのところを目 安に置いていただきたいと思います。

○渡辺委員長 今の意見に関して。

○坂口委員 解釈が違うんじゃないかなと思う んですけれど。まず請願権というのは、基本的 人権として憲法で保障されている。請願は、今 度は誰が誰に対してやるかというと、国民が、 国なり、そういった省庁に対してやられるとい うのと同時に、地方自治体に対しては議長に対 して行われるんですね。議長に対しては具体的 な要望事項を突きつけることと、苦情も含めて 請願できるんですよ。どうもここのところ不満 だと。だから、これは十分それは満たしている んです。苦情です。苦しくて、何とかしてくれ んかという苦情です。議長に対して言っている から、これは何ら問題がないということと、言 いましたように、これは基本的人権だから、法 的な瑕疵なりがない限りは断れないという立場 に僕たちはあるということ。

紹介議員というのは、法の矛盾ですけれど、 憲法で基本的人権として与えられている、憲法 を行使するのに議員が1人つかんといかんとい うこと自体がおかしいんですね。本当は要らな いんです。だから、反対の人でも何でもいいけ れど、ここに形式上つけざるを得ないという。 宮崎県議会が1人以上の紹介議員が必要ですと 決めているだけで、憲法では要らないんですね。 阻害要因になります。 だけれど、なぜ県議会がつけたかというと、これを乱雑に取り扱わないためです。あんたたちは、これ党議にかけた、ちゃんと採決に持っていったのかとか。ちゃんとこれを議長が受け取って、その行動を議長がとりましたというのを、じゃあ私がちゃんとチェックしてあげましょう。でも、僕はこれに反対ですよという、そういうものを含めての紹介議員でいいということになるんですよ、憲法解釈、法律解釈。

だから、逐条解説というのは、その何らかの場合を想定して、こういう場合はどうだったんでしょうねということを言っているんだけれど、多分それは国政なりに持っていった、内閣総理大臣なり、あるいは大臣に求めた意見書で、中身がどうも整ってないけれど、どういう確認をしているんですかということで、あなた責任持ってそれを監視する必要があるから、そこは確認しなさいねというのが。それと、挨拶に来なかった、説明に来なかったというのは、それは論外だと思うんですね。保障された基本的人権です。僕は何らこれ問題はない。

○満行委員 見解の相違だと思うんですけれど、 誰か請願の紹介議員がいないといけないという、 反対でもならないかんということですけれど、 それは違うんだろうと。請願が、紹介議員がい なければ、陳情とか、そういうことも当然保障 はされているわけで、請願権というのは当然そ れはあるということも理解はするわけですが、 それがだめだとなれば、次の手もあるというこ とだと思うんです。

一番ここで私が申し上げたいのは、当局に対し諸施策の改善を求めていただきたいといけば、これは建設業に限らず、あらゆる業界、団体が同じような状況にある。多くの団体がこれで請

願ができればということで来る。それが今の県 議会の秩序の中でどうなるのかという心配もす るわけで。できれば、この請願者の願意がしっ かりとわかるように、我々としては意見交換と か、そういう方法を求めるべきじゃないかなと いう意見を申し上げているわけです。

○渡辺委員長 確認ですが、今満行委員の意見 は、意見交換であり、意見の聴取なりをして、 請願の内容についてのより本質的な確認が必要 だという意味で、継続を求めるという趣旨の意 見と理解をしたらよろしいですか。

○満行委員 今から諮られるんでしょうけれど も、できれば、そういった手続のために引き続 き調査が必要じゃないかなということで、継続 をお願いしたいと。

○渡辺委員長 ほか御意見いかがでしょうか。

○坂口委員 今の継続というのは委員会の考え 方で、それは当然また委員の話し合いで決めた らいいんだけれど、この趣旨に反対している人 が紹介議員になれないというのは、それは間違 いです。いないときは、その人でもつけなきゃ、 宮崎県議会の議会の運営上、紹介議員が必要で すよとしてるだけのことで、じゃあその請願権 を拒否することになるから形式上つけましょう というのが、今の宮崎県議会の考え方。

だから、昔は3人とか、2人とかいう時代があったと思うんです。これは、なぜ3人なり、2人なのかというと、地方議会は、基本に衆議院じゃなくてほとんど参議院のルールを、まねしているんです。だから、参議院がそういった形式、これ想像ですけれど、とっていたんだろうなと思うんですね。それで、そういった憲法の本質のところを見きわめながら1人に変えてきた。多分昔は2人か3人の紹介議員がいると

いうのがあったはずです。つい最近まで。

だけれど、そこは憲法に極力近づけていく、 それでもなおかついないときは、1人はつけな いと、どういう扱いをされましたかという、相 手との意思の疎通なり、報告ができんから1人 つけているだけで、だからその人は客観的に報 告はする。しかし、これになったら、僕は反対 しますよという人でもいいわけです。そこは事 務局もこれ確認して、また後からでもしてもら えれば、そうだと思うんですけれど、請願権と いう解釈はそうですよ。

○渡辺委員長 今の部分、改めて確認もさせていただくこととして、いずれにせよ、請願権が皆さんに当然あるわけですから、それを委員会として、本会議もそうですが、受けとめて審議をする中で、満行委員からの御意見は、願意についての理解をもう少し深めたほうがいいのではないかということで、継続を求めるという趣旨の御意見かと思います。

ほかに、一応議会運営上の進め方のルールとしては、継続という意見があった場合には、まず継続を諮ってということになりますので、その他もし御意見がないようであれば、継続に対しての賛否を問うた上で後に進みたいと思いますけれども、その他御意見がございますか。満行委員もよろしいですか。

○満行委員 はい。

○渡辺委員長 それでは、継続との御意見がございましたので、まずお諮りをいたします。請願第24号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○渡辺委員長 挙手少数。よって、請願第24号 を継続審査とすることは否決をされました。

継続が否決をされましたので、ただいまから 採択または不採択のいずれかをお諮りすること **〇渡辺委員長** ありがとうございます。それで になります。

○満行委員 退席します。

[満行委員退席]

○渡辺委員長 ここからすぐに採決を行っても よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、採決に移ります。態 度保留がありました場合は、退席したものとい うふうにみなしますので御了承ください。

それでは、請願第24号の賛否をお諮りいたし ます。請願第24号につきましては、採択すべき ものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○渡辺委員長 挙手全員。よって、請願第24号 は採択することに決定をいたしました。

満行委員、戻っていただきますようにお願い します。

[満行委員入室]

○渡辺委員長 次に、委員長報告骨子案につい てであります。

昨日も議論したところでありますけれども、 それをもとに御意見がありましたらお伺いをし たいというふうに思います。

暫時休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、皆様からいただ きました御意見を参考にしながら、正副委員長 に御一任をいただくということで御異議ありま せんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

は、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいた します。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す る調査につきましては継続調査といたしたいと 思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨 議長に申し出ることといたします。

その他何かありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、委員会を終了いたし ます。

午後1時42分閉会